【公開版】

日本原燃株式会社				
資料番号	通信 (SA) 00-01 <u>R2</u>			
提出年月日	令和5年1月5日			

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開(通信) (再処理施設)

1. 概要

- 本資料は、再処理施設の技術基準に関する規則「第五十一条通信連絡を 行うために必要な設備」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書 類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示す ものである。
- 整理にあたっては、「共通 06:本文(基本設計方針、仕様表等)、添付書類(計算書、説明書)、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07:添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通 06:本文(基本設計方針、仕様表等)、添付書類(計算書、説明書)、 添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07:添付書類等を踏まえた補足 説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙と して示し、別紙を以下の通り構成する。
 - ▶ 別紙1:基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計 方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図 る。
 - ▶ 別紙2:基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の 展開

基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への 展開事項の分類、第1回申請の対象、第2回以降の申請書ごとの 対象設備を展開する。

- ▶ 別紙3:基本設計方針の添付書類への展開 基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書 類単位で記載すべき事項を展開する。
- > 別紙4:添付書類の発電炉との比較 添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉 と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がない かを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差がある ことが明らかな項目は比較対象としない。(概要などは比較対象 外)
- ▶ 別紙5:補足説明すべき項目の抽出 基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足 が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較 を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべ きものを抽出する。
- 別紙6:変更前記載事項の既設工認等との紐づけ 基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを 示す。

別紙

通信(SA)00-01 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(通信)】

	別紙			備考
資料No.	名称	提出日	Rev	VH つ
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	<u>1/5</u>	<u>2</u>	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	<u>1/5</u>	<u>2</u>	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	1/5	<u>0</u>	
別紙4	添付書類の発電炉との比較	1/5	<u>0</u>	
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	1/5	<u>0</u>	
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	1/5	<u>0</u>	

別紙1

基本設計方針の許可整合性、 発電炉との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (1 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
(通信連絡を行うために必要	第2章 個別項目	事業を受託り申請査 本文 ロ. 再処理施設の一般構造	1.9.47 通信連絡を行うために必要な設		₩ プラ
な設備)	7. その他再処理設備の附属施設	(7) その他の主要な構造	備	4. 通信連絡設備	
第五十一条 再処理施設に	7.3 その他の主要な事項	(i) 安全機能を有する施設	(通信連絡を行うために必要な設備)	4.1 通信連絡設備(発電所内)	
は、重大事故等が発生した場	7.3.10 通信連絡設備	(s) 通信連絡設備	第四十七条 再処理施設には、重大事故	(設計基準事故対処施設の記載について	
合において当該再処理施設の	7.3.10.2 代替通信連絡設備		等が発生した場合において当該再処	は、第31条にて展開するため、省略す	
内外の通信連絡をする必要の			理施設の内外の通信連絡をする必要	3)	
ある場所と通信連絡を行うた			のある場所と通信連絡を行うために		
めに必要な設備が設けられて			必要な設備を設けなければならな		
いなければならない。 $①$, $②$,			V √°		
3, 10, 11					
			(解釈)		
			1 第47条に規定する「再処理施設の		
			内外の通信連絡をする必要のある場		
			所と通信連絡を行うために必要な設		
			備」とは、以下に掲げる措置又はこれり目符以上の対理なった。		
	再処理事業所には、重大事故等が発生	五加畑東米ボワル 手上事状体がずよ	れと同等以上の効果を有する措置を 講じた設備をいう。		
	した場合において再処理事業所の内外の	再処理事業所には,重大事故等が発生 した場合において再処理事業所の内外の			
(当社の記載)	通信連絡をする必要のある場所と通信連	通信連絡をする必要のある場所と通信連	一 通信理船設備は、八貨电源設備(电 池等の予備電源設備を含む。)から		
<不一致の理由>	終を行うために必要な設備として、通信	<u>世間連絡をする必要のめる場所と地間度</u> 絡を行うために必要な設備として,通信			
再処理施設は事業変更許	連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける	連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける	の相単を可能とすること。		
可の記載を踏襲し、通信	設計とする。①-19,22	設計とする。①-19	適合のための設計方針		
連絡設備の構成について		HATTE / DO TO	再処理事業所には、重大事故等が発生		
記載した。	代替通信連絡設備は、代替電源設備	代替通信連絡設備は、代替電源設備	した場合において再処理事業所の内外の		
	(電池等の予備電源設備を含む。) から	(電池等の予備電源設備を含む。)から			
	の給電を可能とした設計とする。①-	の給電を可能とした設計とする。①-20	絡を行うために必要な設備として、通信		
	20, 23		連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける		
		リ. その他再処理設備の附属施設の構造	設計とする。 ◇		
		及び設備	代替通信連絡設備は、代替電源設備		
		(4) その他の主要な事項	(電池等の予備電源設備を含む。) から		
		(x) 通信連絡設備	の給電を可能とした設計とする。 ◇		
		重大事故等が発生した場合において、			
		再処理事業所の内外の通信連絡をする必			
		要のある場所と通信連絡を行うために、			
		通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設			
		ける設計とする。①-22 代替通信連絡設備は、代替電源設備			
		(電池等の予備電源設備を含む。)から			
		の給電を可能とした設計とする。①-23			
【凡例】					
	・ 対する事項(丸数字で紐づけ)				
<u>「 </u>					
□ <u>仮</u>感・基本設計カゴ c 計 ¹□ 灰色ハッチング:基本設計					
	「刀町に記載しない事項 と工認と基本設計方針の記載内容が一致す	7 色形			
	「単(比較対象外面別) 由 : 許可からの変更点等				
・光电がこの定典の塔	EU LITY/1790/多文点守				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (2 / 28)

設工認申請書 基本設計方針 技術基準規則 事業変更許可申請書 本文 事業変更許可申請書 添付書類六 発電炉設工認 基本設計方針 備考 9.17.2 重大事故等対処設備 通信連絡設備は,所内通信連絡設備, 通信連絡設備は、所内通信連絡設備、 9.17.2.1 概 要 【「等」の解説】 所内データ伝送設備, 所外通信連絡設備 重大事故等が発生した場合において, 所内データ伝送設備, 所外通信連絡設備 「重大事故等」について 及び所外データ伝送設備で構成する。① 及び所外データ伝送設備で構成する。① 再処理事業所内外の通信連絡をする必要 は事業指定基準規則の表 のある場所と通信連絡を行うために, 通 記に基づく用語として許 信連絡設備及び代替通信連絡設備を設け 可の記載のとおりとし ③ (P6 から) 重大事故等が発生した場合において, 重大事故等が発生した場合において, る設計とする。◆ た。(以下同じ) 再処理事業所内の通信連絡をする必要の 再処理事業所内の通信連絡をする必要の 重大事故等が発生した場合において, 通信連絡設備は, 所内通信連絡設備, ある場所と通信連絡を行うため, 及び計 ある場所と通信連絡を行うため、及び計 所内データ伝送設備, 所外通信連絡設備 発電所内の通信連絡をする必要のある場 測等を行ったパラメータを再処理事業所 測等を行ったパラメータを再処理事業所 及び所外データ伝送設備で構成する。◆ 所と通信連絡を行うために必要な通信設 内の必要な場所で共有するための代替通 備(発電所内)及び計測等を行った特に 内の必要な場所で共有するために, 所内 【「等」の解説 】 信連絡設備として,代替通話系統,可搬 通信連絡設備, 所内データ伝送設備及び 代替通信連絡設備の一部は、MOX燃 重要なパラメータを発電所内の必要な場 「計測等」の指す内容は 型通話装置,可搬型衛星電話(屋内 代替通信連絡設備を設ける設計とする。 料加工施設と共用する。(5)-1, (6)-12 所で共有するために必要な通信設備(発<mark></mark> ⑤-1 (P10,16 へ) 計測及び監視であり、添 用),可搬型トランシーバ(屋内用), <mark>電所内)として,</mark>必要な数量の<mark>衛星電話</mark>Ⅱ ⑥-12(P16 へ) 付書類の説明書で示すた ② (P6 ~) 可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型ト 設備(固定型)及び携行型有線通話装置 □ ①-1 (P4 へ) め。(以下同じ) ランシーバ (屋外用) を設ける設計とす 重大事故等が発生した場合において, を中央制御室及び緊急時対策所内に設置 <u>る。</u>①-1, 2, 3 再処理事業所内の通信連絡をする必要の 通信連絡設備及び代替通信連絡設備の <mark>又は保管し、</mark>必要な数量の<mark>衛星電話設備</mark> ある場所と通信連絡を行うための代替通 (携帯型)及び無線連絡設備(携帯型) 系統概要図を第9.17.2-1図及び第 信連絡設備として、代替通話系統を設置 <mark>を</mark>緊急時対策所内に<mark>保管する設計とす</mark> 9.17.2-2図に示す。 ③ する。①-2 また, 代替通信連絡設備の機器配置図 ① (P3 から) を第9.17.2-3図~第9.17.2-36図に 【許可からの変更点】 重大事故等が発生した場合において、再 示す。③ 具体的な設備を記載した①-3,6,7から 処理事業所内の通信連絡をする必要のあ 基本設計方針に展開したため。 る場所と通信連絡を行うための代替通信 連絡設備として、可搬型通話装置、可搬 (発電炉の記載) 型衛星電話(屋内用),可搬型トランシ <不一致の理由> ーバ(屋内用),可搬型衛星電話(屋外 発電炉、再処理施設ともに重大事故等が発生した際に所内の通信連絡をする必 用)及び可搬型トランシーバ(屋外用) 要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを所内の を配備する。①-3 必要な場所で共有するために必要な設備を設置又は保管する方針は同様である が、再処理施設では、重大事故等対処設備の個数及び容量の設計方針として重 大事故等対処設備の必要数を整理しているため、代替通信連絡設備の必要数は (15/28)~(18/28)に記載する。代替通信連絡設備の設置及び保管場所は (4/28), (5/28) に記載している。 重大事故等が発生した場合において, 再処理事業所内外の通信連絡をする必要 なお, 可搬型については必要な数量に 加え, 故障を考慮した数量の予備を保管 のある場所と通信連絡を行うため, 及び する。 計測等を行ったパラメータを再処理事業 所内外の必要な場所で共有するために, 所内通信連絡設備, 所内データ伝送設 (発電炉の記載) 備、所外通信連絡設備、所外データ伝送 <不一致の理由> 設備及び代替通信連絡設備を設ける設計 再処理施設の可搬型重大事故等対処設備は、必要 な数量に故障を考慮した数量を含めている。 所内通信連絡設備として, ページング 故障を考慮した数量を含めた代替通信連絡設備の 装置, 所内携带電話, 専用回線電話, 一 必要数は(15/28)~(18/28)に記載する。 般加入電話及びファクシミリを設ける設 計とする。◆ 所内データ伝送設備として, プロセス データ伝送サーバ, 放射線管理用計算 機、環境中継サーバ及び総合防災盤を設

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (3 / 28)

技術基準規則 設工認申請書 基本設計方針 事業変更許可申請書 本文 事業変更許可申請書 添付書類六 発電炉設工認 基本設計方針 備考 緊急時対策所へ重大事故等に対処する 緊急時対策所へ重大事故等に対処する ける設計とする。 ◆ 緊急時対策所へ重大事故等に対処する ために必要なデータを伝送するための設 ために必要なデータを伝送するための設 所外通信連絡設備として, 統合原子力 ために必要なデータを伝送するためのデ 備として,情報把握計装設備の情報把握 備として, 「へ. (4) (i) (a) ータ伝送設備(発電所内)として,安全 防災ネットワーク I P電話, 統合原子力 計装設備用屋内伝送系統等を使用する設 計測制御装置」の情報把握計装設備の一 防災ネットワーク IP-FAX, 統合原 パラメータ表示システム(SPDS)のうち 計とする。①-4, ⑩-1 部である情報把握計装設備用屋内伝送系 子力防災ネットワークTV会議システ データ伝送装置を中央制御室内に設置 【許可からの変更点】 統等を設置する。①-4, ⑩-1, 2 ム,一般加入電話,一般携帯電話,衛星 し、緊急時対策支援システム伝送装置及 語尾の記載統一のため、 情報把握計装設備については第2章 び SPDS データ表示装置は、緊急時対策 携帯電話及びファクシミリを設ける設計 「使用する設計とする」 個別項目の「4.3 制御室」の「4.3.1 重大事故等が発生した場合において, 所建屋内に設置する<mark>設計とする。</mark> にした。(以下同じ) 計測制御装置」に示す。10-2 再処理事業所内の通信連絡をする必要の 所外データ伝送設備として, データ伝 ある場所と通信連絡を行うための代替通 送サーバを設ける設計とする。 ① 信連絡設備として、可搬型通話装置、可 代替通信連絡設備として, 代替通話系 搬型衛星電話(屋内用), 可搬型トラン 統, 可搬型通話装置, 可搬型衛星電話 シーバ(屋内用),可搬型衛星電話(屋 (屋内用),可搬型トランシーバ(屋内 外用)及び可搬型トランシーバ(屋外 用),可搬型衛星電話(屋外用)及び可 用)を配備する。①-3 搬型トランシーバ(屋外用)、統合原子 力防災ネットワーク I P電話, 統合原子 ① (P1 ∼) 力防災ネットワーク I P-FAX, 統合 緊急時対策所へ重大事故等に対処する 緊急時対策所へ重大事故等に対処する 原子力防災ネットワークTV会議システ ために必要なデータを伝送するための設 ために必要なデータを伝送するための設 ム及びデータ伝送設備を設ける設計とす 【許可からの変更点】 備として、代替モニタリング設備の可搬 備として, 「へ. (4) (i) (a) る。 💠 放射線監視設備の一部及 型排気モニタリング用データ伝送装置及 計測制御装置」の情報把握計装設備の一 び環境管理設備の一部に <mark>び可搬型環境モニタリング用データ伝送</mark> 部である前処理建屋可搬型情報収集装置 ついて、対象を明確にし 装置並びに代替気象観測設備の可搬型気 等, 「チ. (2) (ii) 放射線監視設 た。 <mark>象観測用データ伝送装置を</mark>使用する<mark>設計</mark> 備」の一部及び「チ. (2) (iii) 環 とする。①-5, ⑪-1 境管理設備」の一部を配備する。①-5、 $\widehat{11}$ -1, 2 (双方の記載) 代替モニタリング設備のについては第 <不一致の理由> 2章 個別項目の「6.2 代替モニタリン 発電炉、再処理施設ともに緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデ グ設備」に、代替気象観測設備について ータを伝送するための設備を設置する方針は同様であるが,別の設備区分の設備 は第2章 個別項目の「6.7 代替気象 (情報把握計装設備、代替モニタリング設備、代替気象観測設備) であるため、 観測設備」に示す。⑪-2 設置場所は記載しない。 【「等」の解説】 「情報把握計装設備用屋内伝送系統等」の指す内容は情報把握計装 重大事故等が発生した場合において, 所外通信連絡設備及び所外データ伝送 設備用屋内伝送系統, 建屋間伝送用無線装置, 前処理建屋可 代替通信連絡設備へ給電するための設備 設備は、有線回線、無線回線又は衛星回 搬型情報収集装置,分離建屋可搬型情報収集装置,精製建屋 として, 「リ. (4) (ix) (g) 緊 線による通信回線の多様性を確保した専 可搬型情報収集装置、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可 急時対策建屋電源設備」の緊急時対策建 用通信回線に接続することで, 輻輳等に 搬型情報収集装置、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報 屋用発電機を常設重大事故等対処設備と よる制限を受けることのない設計とす 収集装置,制御建屋可搬型情報収集装置,使用済燃料受入 して設置し、【①】「リ. (1) (i) れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置,第1保管庫・貯水所可搬 (b) (ロ) 1) 代替電源設備」の制 代替通信連絡設備は、代替電源設備 御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の 型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 (電池等の予備電源設備を含む。) から であり、添付書類の説明書で示すため、当該箇所では許可の記載を用 受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を の給電を可能とした設計とする。 < ◆ 可搬型重大事故等対処設備として配備す いた。 る。 2 重大事故等が発生した場合において, 通信連絡設備へ給電するための設備とし て, 「リ. (1)(i) 電気設備」の一 部である受電開閉設備等を常設重大事故 等対処設備として位置付ける。②

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (4 / 28)

壮华甘淮州 即	ジャン・シャン・ディー シャン・ディー マン・ディー マン・ディー シャン・ディー マン・ディー アン・ディー マン・ディー アン・ディー マン・ディー マン・ディー マン・ディー マン・ディー マン・ディー マン・ディー マン・ディー マン・ディー アン・ディー マン・ディー アン・ディー ア	市 光亦正並司中建事 ★☆	市 光亦更杂司由 注 事	જ 중나다크지 '甘 → 크지크'. + 수 I.	/ # .
技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針 設計基準対象の施設と兼用する所内通	事業変更許可申請書 本文 設計基準対象の施設と兼用する所内通	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	信連絡設備のページング装置、所内携帯	図言基準対象の地段と飛用する所円地 信連絡設備のページング装置,所内携帯			
(当社の記載)	電話、専用回線電話、一般加入電話及び	電話、専用回線電話、一般加入電話及び			
<不一致の理由>	ファクシミリを常設重大事故等対処設備	ファクシミリを常設重大事故等対処設備			
許可の記載を踏襲し、設計	として位置付け、重大事故等が発生した	として位置付ける。 ①-6			
基準対象の施設と兼用する	場合において、再処理事業所内の通信連				
設備の使用目的を明確にし	絡をする必要のある場所と通信連絡を行				
たため。	う設計とする。①-1,6				①-1 (P2 から)
	/				
	設計基準対象の施設と兼用する所内デ	また、設計基準対象の施設と兼用する			
	/ ータ伝送設備のプロセスデータ伝送サー	所内データ伝送設備のプロセスデータ伝			
【許可からの変更点】	バ,放射線管理用計算機,環境中継サー	送サーバ、放射線管理用計算機、環境中			
記載の適正化。	√ バ及び総合防災盤を常設重大事故等対処	継サーバ及び総合防災盤を常設重大事故			
	設備として位置付け、重大事故等が発生	等対処設備として位置付ける。①-7			
(当社の記載)	した場合において、計測等を行ったパラ				
<不一致の理由>	メータを再処理事業所内の必要な場所で				
許可の記載を踏襲し、設計	<u> 共有する設計とする。①-1,7</u>				①-1 (P2から)
基準対象の施設と兼用する					
設備の使用目的を明確にし	小枕叉式衣体,上一丝加加井里一八旗桥	ハ tt マニイ で ケナ ト			
たため。	代替通話系統は、前処理建屋、分離建	代替通話系統は、前処理建屋、分離建 屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混			
	全、情報建屋、ワブン・ブルトーリム低 合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化				
	建屋に設置し、可搬型通話装置を接続し	<u>古</u>			
	て使用可能な設計とする。②-1	で使用可能な設計とする。②-1	Q (771)		
	(X/II/) HE & IX II C 7 3 0 0 1		④ (P21 から)		
	可搬型通話装置は,前処理建屋,分離		可搬型通話装置は,前処理建屋,分離		
	/ 建屋, 精製建屋, ウラン・プルトニウム		建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム		
(当社の記載)	混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固		混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固		
<不一致の理由>	│ 化建屋内で必要な連絡を行う際に使用す		化建屋内で必要な連絡を行う際に使用す		
再処理施設特有の設備の	るものであり、可搬型通話装置の端末を		るものであり、可搬型通話装置の端末を		
仕様のため。	代替通話系統に接続することで、代替通		代替通話系統に接続することで,代替通		
	話系統を通じて可搬型通話装置の端末間		話系統を通じて可搬型通話装置の端末間		
	で通信連絡を行うことができる設計とす		で通信連絡を行うことができる設備であ		
	<u>5.</u> 2-2		<u>5</u> 2-2		
	可协用记录线件是这一生版和建筑是立刻的	可伽利泽学状界は、制御本見エッドはか	(発電炉の記載)	重大事故等が発生した場合において、	
	可搬型通話装置は、制御建屋及び外部 保管エリアに保管する設計とする。①-8	<u>可搬型通話装置は、制御建屋及び外部</u> 保管エリアに保管する設計とする。①-8	<不一致の理由>	里入事故寺が発生した場合において, 発電所内の通信連絡をする必要のある場	
		<u> </u>	発電炉,再処理施設ともに通信連絡	発電所内の通信連絡をする必要のある場 所と通信連絡を行うために必要な通信設	
	可搬型衛星電話(屋内用),可搬型ト	可搬型衛星電話(屋内用),可搬型ト	設備の一部を設ける設計とする方針	備(発電所内)及び計測等を行った特に	
	ランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話	ランシーバ(屋内用),可搬型衛星電話	は同様であるが,再処理施設では,	1 重要なパラメータを発電所内の必要な場	
	(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋	(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋	重大事故等対処設備の個数及び容量	所で共有するために必要な通信設備(発	
	外用)は、使用済燃料受入れ・貯蔵建	外用)は、使用済燃料受入れ・貯蔵建	の設計方針として重大事故等対処設	電所内)として、必要な数量の衛星電話	
	屋、制御建屋、緊急時対策建屋及び外部	屋、制御建屋、緊急時対策建屋及び外部	備の必要数を整理しているため、代	設備(固定型)及び携行型有線通話装置	
	保管エリアに保管する設計とする。①-9	保管エリアに保管する設計とする。①-9	替通信連絡設備の必要数は(14/28)~	を中央制御室及び緊急時対策所内に設置	
			(17/28) に記載する。代替通信連絡設	<mark>又は保管し,</mark> 必要な数量の <mark>衛星電話設備</mark>	
			備の設計目的は(2/28)に記載してい ス	(携帯型)及び無線連絡設備(携帯型)	
			<u>る。</u>	を緊急時対策所内に保管する設計とす	
				<mark>る。</mark>	
				③ (P2 ~)	
				₩ - /	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (5 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)は、ハンドセットを中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。②-3	可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)は、ハンドセットを中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。②-3		衛星電話設備(固定型)は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、 屋内で使用できる設計とする。 ⑤ (P9 へ)	
	< 不一致 発電炉, 続する。	の記載) 致の理由> 再処理施設ともに通信連絡設備の一部は属 ことにより使用できる設計とする方針は同様 セットを配備するため。			
	可搬型通話装置は, 乾電池で動作可能 な設計とする。③-1	可搬型通話装置は, 乾電池で動作可能 な設計とする。3-1		中央制御室内に設置する <mark>衛星電話設備 (固定型) は、非常用交流電源設備に加 えて、全交流動力電源が喪失した場合に</mark>	
	可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーバ(屋内用),可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は,充電池で動作可能な設計とする。さらに,可搬型衛星電話(屋内用)	可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーバ(屋内用),可搬型衛星電話 (屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は,充電池で動作可能な設計とする。さらに,可搬型衛星電話(屋内用)	(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉,再処理施設ともに通信連絡 設備の一部について代替電源設備で 動作可能な設計とする方針は同様で	おいても、代替電源設備である常設代替 交流電源設備又は可搬型代替交流電源設 備からの給電が可能な設計とする。緊急 時対策所内に設置する衛星電話設備(固 定型)は、非常用交流電源設備に加え	
【許可からの変更点】 「制御建屋可搬型発電機 等」について対象を明確に した。	及び可搬型トランシーバ(屋内用)は、 代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可 搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備 の緊急時対策建屋用発電機から受電し、	及び可搬型トランシーバ(屋内用)は, 「リ. (1) (i) (b) (ロ) 1) 代替電源設備」の制御建屋可搬型発電機 等又は「リ. (4) (ix) (g) 緊急 時対策建屋電源設備」の緊急時対策建屋	あるが,再処理施設では常設重大事 故等対処設備の電源設備から受電し ないため。 代替通信連絡設備の保管場所は	て、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策 所用代替電源設備からの給電が可能な設 計とする。	
	動作可能な設計とする。③-2 乾電池を用いるものについては7日間	用発電機から受電し、動作可能な設計と する。③-2	(4/28)に記載している。	衛星電話設備(携帯型),無線連絡設備(携帯型)及び携行型有線通話装置は,充電池又は乾電池を使用する設計とする。充電池を用いるものについては,	
	以上継続して通話ができる設計とする。 また、充電池を用いるものについては、 代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可 搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備	以上継続して通話ができる設計とする。 また,充電池を用いるものについては, 「リ. (1) (i) (b) (ロ) 1) 代替電源設備」の制御建屋可搬型発電機 等又は「リ. (4) (ix) (g) 緊急 時対策建屋電源設備」の緊急時対策建屋 用発電機にて充電又は受電することで7		ほかの端末又は予備の充電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続し	
【許可からの変更点】 「制御建屋可搬型発電機 等」について対象を明確に した。	ができる設計とする。③-3	日間以上継続して通話ができる設計とす <u>る。</u> ③-3 <u>8</u> (P10 へ)		で通話ができる設計とする。	
		(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉,再処理施設ともに通信連絡設 で動作可能な設計とし,7日間以上継 同様であるが,再処理施設と発電炉で	続して通話できる設計とする方針は		③-3 (P11 ~)

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (6 / 28)

技術基準規則 設工認申請書	基本設計方針 事業変更許可申請書 本	文 事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
技術基準規則 設工認申請書	(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理施設では、重大事故等な要因とする重大事故等に対する	文 事業変更許可申請書 添付書類六 (発電炉の記載) 《不一致の理由> 再処理施設において,発電炉の安全 パラメータ表示システム(SPDS)の うちデータ伝送装置に該当する設備 は、別の設備区分の設備(情報把握 計装設備,代替モニタリング設備, 代替気象観測設備)であるため。 (発電炉の記載) 《不一致の理由> 再処理施設において,発電炉の安全 パラメータ表示システム(SPDS)の うち緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS データ表示装置に該当する設備は、別の設備区分の設備 (緊急時対策建屋情報把握設備)であるため。 対処設備の環境条件等の設計方針として地震を あ施設の耐震設計を整理しているため、本基本	安全パラメータ表示システム(SPD 京源の方が一タ伝送装置は、非常源流備を全交流動力電源設備に加えて、全交流動力電源設備で代する。 安全パラメータ表示を全交流動力電源設備で代する。 安全の方において電源設備ではいるにおいて電源の給電が高いの合いででででででででででででででででででででででででででででででででででで	備考
<mark>話</mark> (屋内用)及びE	帯のうち可搬型衛星電 可搬型衛星電話(屋外 「工施設と共用する。	② (P2から) 代替通信連絡設備の一部は、MOX燃料加工施設と共用する。⑤-1,⑥-12	電線管等に敷設する設計とする。 通信連絡設備のうち衛星電話設備(固定型),衛星電話設備(携帯型),電力保安通信用電話設備(週定電話機、PHS端末及びFAX),テレビ会議システム(社内),統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム,IP電話及びIP-FAX),加入電話設備(加入電話及び加入FAX)及び専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体向)は,東海発電所と共用とするが,東海第二発で列を共用とするが,東海第二発で列を支援を満足することで,安全性を損なわない設計とする。 ⑥ (P10 へ)	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (7 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
【「等」の解説 】 「漏えい又は異臭等」は化学薬品の受入れ時の異常を示すものであり、「等」の指す内容は化学薬品の運搬車両の損傷など、様々挙げられることから、「等」とした。(以下同じ) 【「等」の解説 】 「公的機関から情報を入手した者等」の「等」の指す内容は、当該の運搬に対応している者であり、添付書類の説明書で示すため。(以下同じ)	政工部中請責 基本設計方針 所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備は,重大事故等への対処が開始されている状態で,化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者(立会人, 公的機関から情報を入手した者等)がりま施組織要員(実施責任者)に利力の実施組織要員(実施責任者)に対して、大力の実施組織要員(実施責任者)の実施組織要員の実施組織要員の実施組織要員の実施組織要員に対して、大力の実施組織要員に有力の実施組織要員に有力の実施組織要員に有力の実施組織要員に対して、大力の関係を連絡では、大力の関係を対して、大力の対象に必要な指示を引き、大力の対象に必要な指示を引き、大力の対象に必要な指示を引き、大力の対象に必要な指示を引き、大力の対象に必要な指示を引き、大力の対象に必要な指示を引き、大力の対象に必要な指示を引き、大力の対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備は,重大事故等への対処が開始されている状態で,化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者(立会人,公的機関から情報を入手した者等)が中央制御室の実施組織要員(実施責任者)に有毒ガスの発生を連絡する場合,中央制御室,屋外及び屋内の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合,中央制御室の実施組織要員(実施責任者)から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合及び中央制御室の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合及び中央制御室の実施組織要員に有毒がスの発生を連絡する場合及び中央制御室の実施組織要員に有毒がスの発生を連絡する場合及び中央制御室の実施組織要員(実施責任者)から緊急時対策所の重大事故等の対処に必要な指示を行う要員(非常時対策組織本部の本部長)に	(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉,再処理施設ともに重大事故等が要のある場所と通信連絡を行うため、及必要な場所で共有するために必要な設備施設では、重大事故等対処設備の個数及処設備の必要数を整理しているため、代(17/28)に記載する。代替通信連絡設備	び発生した際に所外の通信連絡をする必 が計測等を行ったパラメータを所外の 歯を設ける方針は同様であるが、再処理 とび容量の設計方針として重大事故等対 で替通信連絡設備の必要数は(14/28)~	(開石)
【許可からの変更点】 具体的な設備を記載した①- 11,12 から基本設計方針に展開し たため。	有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。⑫-1,⑬-1 重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有するための代替通	有毒ガスの発生を連絡する場合において も使用する。⑫-1,⑬-1 重大事故等が発生した場合において, 再処理事業所外の通信連絡をする必要の ある場所と通信連絡を行うため,及び計 測等を行ったパラメータを再処理事業所 外の必要な場所で共有するために,所外 通信連絡設備,所外データ伝送設備及び 代替通信連絡設備を設ける設計とする。	ている。	4.2 通信連絡設備 (発電所外) (設計基準事故対処施設の記載については、第31条にて展開するため、省略する) 重大事故等が発生した場合において、発電所外 (社内外)の通信連絡を行うために必要な通信設備 (発電所外)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外(社内外)の必要な場所で共有るために必要な場量の衛星電話設備 (固定型)を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、必要な数量の衛星電話設備 (馬中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、必要な数量の衛星電話設備 (携帯型)及び統合原子力防災ネットワビ会議システム、IP電話及び IP-FAX)を緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。 重大事故等が発生した場合において、発電所内のと発電所外の緊急時対策方法とする。 重大事故等が発生した場合において、発電所内のと発電所外の緊急時対策方法とできるデータ伝送設備 (発電所外)として、緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備を緊急時対策方として、緊急時対策支援システムに表達で、大力に表達を表して、大力に表達を表して、大力に表達を表して、大力に表述を表述できるが発生した場合に対策を表した場合に対策を表述できるが発生した場合に対策を表述できるが発生した場合に対策を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を	①-10 (P8 ^)

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (8 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	設計基準対象の施設と兼用する所外通	設計基準対象の施設と兼用する所外通			
	信連絡設備の統合原子力防災ネットワー	信連絡設備の統合原子力防災ネットワー			
	→ク IP 電話,統合原子力防災ネットワー	クIP電話,統合原子力防災ネットワー			
	ク IP-FAX, 統合原子力防災ネットワーク				
許可からの変更点】	TV 会議システム,一般加入電話,一般携				
体的な設備を記載した①-13 か	帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリ	話,一般携帯電話,衛星携帯電話及びフ			
-	を常設重大事故等対処設備として位置付	アクシミリを常設重大事故等対処設備と			
基本設計方針に展開したた	け, 重大事故等が発生した場合におい	<u>して位置付ける。</u> ①-13			
9	て,再処理事業所外の通信連絡をする必	()((+1, 0, =7, ±1))			
	/要のある場所と通信連絡を行う設計とす`	(当社の記載)			
	<u>5</u> ①-10, 13	<不一致の理由>		***	①-10 (P7 から)
【許可からの変更点】			環境条件において、通常時に使用する設備	<mark>用</mark>	
記載の適正化。		及び設計基準対象施設の一部を重大	事故等対処設備として使用するため。	<u> </u>	
	 設計基準対象の施設と兼用する所外デ	 設計基準対象の施設と兼用する所外デ			
\	一タ伝送設備のデータ伝送設備を常設重	一タ伝送設備のデータ伝送設備を常設重			
λ	大事故等対処設備として位置付け、重大				
/\	事故等が発生した場合において、計測等				
	\				
	を行ったパラメータを再処理事業所外の				(10 (D7 3 6)
許可からの変更点】	必要な場所で共有する設計とする。①-	<不一致の理由>			①-10 (P7 から)
体的な設備を記載した①-14 か	10, 14	再処理施設では、外部電源が健全な	環境条件において,通常時に使用する設	<mark>備 </mark>	
基本設計方針に展開したた		及び設計基準対象施設の一部を重大	事故等対処設備として使用するため。		
),					
⁷ 0		⑨ (P9 から)		⑦ (P7 から)	
	統合原子力防災ネットワーク IP 電			重大事故等が発生した場合において、	
	話、統合原子力防災ネットワーク IP-			発電所外(社内外)の通信連絡をする必	
		FAX, 統合原子力防災ネットワークT		要のある場所と通信連絡を行うために必	
		V会議システムは、緊急時対策建屋に設		要な通信設備(発電所外)及び計測等を	
【許可からの変更点】		<u>ける設計とする。</u> ①-15		行った特に重要なパラメータを発電所外	
語尾の記載統一のため,	15, 16			(社内外)の必要な場所で共有するため	
「設置する設計とする」		データ伝送設備は、緊急時対策建屋に		に必要な通信設備(発電所外)として、	
に修正。		<u>設ける設計とする。</u> ①-16		必要な数量の <mark>衛星電話設備(固定型)を</mark>	
				中央制御室及び緊急時対策所内に設置	
	可搬型衛星電話(屋内用)は,緊急時			し,必要な数量の <mark>衛星電話設備(携帯</mark>	
	対策建屋及び外部保管エリアに保管する	対策建屋及び外部保管エリアに保管する		型)及び統合原子力防災ネットワークに	
	<mark>設計とする。</mark> ①-17 ↑	<u>設計とする。</u> ①-17		接続する通信連絡設備(テレビ会議シス	
				テム,IP 電話及び IP-FAX)を緊急時対	
	可搬型衛星電話(屋外用)は、制御建	可搬型衛星電話(屋外用)は、制御建	/	策所内に設置又は保管する設計とする。	
	屋及び外部保管エリアに保管する設計と	屋及び外部保管エリアに保管する設計と			
	する。 ① −18	する。①-18		重大事故等が発生した場合において,	
		1	/	発電所内から発電所外の緊急時対策支援	
		(双方の記載)		システム(ERSS)へ必要なデータを伝送	
		<不一致の理由>		できるデータ伝送設備(発電所外)とし	
		発電炉、再処理施設ともに通信連絡設備を記	設置又は保管する設計とする方針は同	て、緊急時対策支援システム伝送装置で	
		様であるが,再処理施設と発電炉で保管場所		構成するデータ伝送設備を緊急時対策所	
		は、重大事故等対処設備の個数及び容量の		構成するプータ伝送設備を緊急時利泉所 建屋内に設置する設計とする。	
	l control de la control de	必要数を整理しているため、代替通信連絡		定住門に 取担する改訂とする。	
		載する。通信連絡設備の設計目的については			
	_				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (9 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
【許可からの変更点】 施設名称の統一のため, 「緊急時対策建屋」に修 正。	セットを緊急時対策建屋に配備し、 <mark>屋外</mark> に配備したアンテナと接続することによ	可搬型衛星電話(屋内用)は、ハンドセットを緊急時対策所に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。②-4		衛星電話設備(固定型)は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。⑤ (P5 から)	
	統合原子力防災ネットワーク IP電話,統合原子力防災ネットワーク IP-FAX,統合原子力防災ネットワーク IV会議システム及びデータ伝送設備は,緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し,動作可能な設計とす	(当社の記載) <不一致の理由> 発電炉,再処理施設ともに通信連絡設備 テナと接続することにより屋内で使用で が,再処理施設ではハンドセットを配備 統合原子力防災ネットワーク I P電 話,統合原子力防災ネットワーク I Pー FAX,統合原子力防災ネットワーク T V会議システムは,緊急時対策建屋に設ける設計とする。①-15 ② (P8 へ) 統合原子力防災ネットワーク I P電 話,統合原子力防災ネットワーク I P電 話,統合原子力防災ネットワーク I P を 活,統合原子力防災ネットワーク I P を 経合原子力防災ネットワーク I P を 活,統合原子力防災ネットワーク I P を を表して、統合原子力防災ネットワーク T V会議システム及びデータ伝送設備は、 「リ、(4)(ix)(g) 緊急時対策建屋用発電	きる設計とする方針は同様である	緊急時対策所建屋内に設置する衛星電話設備(固定型)及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム,IP電話及びIPーFAX)は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設	
	<不	機から受電し、動作可能な設計とする。 ③-4 電炉の記載) 一致の理由> 通信連絡設備の設置場所は(9/28)に記載して	こいる。	計とする。 データ伝送設備(発電所外)は、非常 用交流電源設備に加えて、全交流動力電 源が喪失した場合においても、代替電源 設備である緊急時対策所用代替電源設備 からの給電が可能な設計とする。	
	< 不 発電 受電 大事	可搬型衛星電話(屋内用)は,「リ. (4)(ix)(g) 緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策建屋用発電機から受電し,動作可能な設計とする。③-5 電炉の記載) 一致の理由> 炉,再処理施設ともに通信連絡設備の一部にし動作可能な設計とする方針は同様であるが、 改等対処設備の電源設備から受電しないたと 通信連絡設備の保管場所は(9/28)に記載して	が、再処理施設では常設重	中央制御室内に設置する衛星電話設備 (固定型)は、非常用交流電源設備に加 えて、全交流動力電源が喪失した場合に おいても、代替電源設備である常設代替 交流電源設備又は可搬型代替交流電源設 備からの給電が可能な設計とする。	
	可搬型衛星電話(屋外用)は、代替電源として充電池で動作可能な設計とする。③-6	可搬型衛星電話(屋外用)は、代替電源として充電池で動作可能な設計とする。3-6		衛星電話設備(携帯型)は、充電池を 使用する設計とする。	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (10 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
【許可からの変更点】 再処理事業所外と通信連絡 を行うための代替通信連絡 設備には、乾電池を用いる ものが無いため 【許可からの変更点】 「制御建屋可搬型発電機 等」について対象を明確に した。 (当社の記載) <不一致の理由>	充電池を用いるものについては、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用 済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型 発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊 急時対策建屋用発電機にて充電又は受電 することで7日間以上継続して通話がで きる設計とする。3-3	8 (P5 から) 乾電池を用いるものについては7日間 以上継続して通話ができる設計とする。 また,充電池を用いるものについては, 「リ. (1) (i) (b) (ロ) 1)		充電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。 重大事故等が発生した場合に必要な通信設備(発電所外)及びデータ伝送設備(発電所外)については、基準地震動Ssによる地震力に対し、地震時及び地震後においても通信連絡に係る機能を保持するため、固縛又は固定による転倒防止	/
電池で動作可能な設計とし、	7日間以上継続して通話できる設計とす理施設と発電炉で運用が異なるため。	要因とする重大事故等に対する施設の耐設計方針には記載しない。		, 措置等を実施するとともに,信号ケーブル及び電源ケーブルは,耐震性を有する電線管等に敷設する設計とする。	
	代替通信連絡設備のうち統合原子力防 災ネットワーク IP 電話,統合原子力防 災ネットワーク IP-FAX,統合原子力防災 ネットワーク TV 会議システム,可搬型 衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話 (屋外用)は,MOX燃料加工施設と共用 する。⑤-1,5	代替通信連絡設備のうち統合原子力防 災ネットワーク I P電話,統合原子力防 災ネットワーク I PーFAX,統合原子 力防災ネットワーク T V会議システム, 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛 星電話(屋外用)は,MOX燃料加工施 設と共用する。 ⑤-5		緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(固定型)及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、同一の端末を使用することにより、端末を変更する場合に生じる情報共有の遅延を防止することができ、安全性の向上が図れることから、東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とする。	⑤-1 (P2 から)
	<不	電炉の記載) 一致の理由> 炉,再処理施設ともに通信連絡設備の一部に は同様であるが,再処理施設と発電炉で通信 なるため。		これらの通信連絡設備は、共用により 悪影響を及ぼさないよう、東海発電所及 び東海第二発電所の使用する要員が通信 連絡するために必要な容量を確保する設 計とする。	
【許可からの変更点】 記載の適正化。 (以下同じ)	同一の端末を使用すること及び十分な数	共用する代替通信連絡設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、同一の端末を使用すること及び十分な数量を確保することで、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑤-2、⑥-1		通信連絡設備のうち衛星電話設備(固定型),衛星電話設備(携帯型),電力保安通信用電話設備(固定電話機,PHS端末及びFAX),テレビ会議システム(社内),統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム,IP電話及びIP-FAX),加入電話設備(加入電話及び加入	⑤-2 (P7 ^)
	所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者(立会人、公的機関から情報を入手した者等)が中央制御室の実施組織要員(実施責任者)に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。⑫-2、⑬-2	所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者(立会人、公的機関から情報を入手した者等)が中央制御室の実施組織要員(実施責任者)に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。⑫-2、⑬-2		FAX) 及び専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体向)は、東海発電所と共用とするが、東海第二発電所及び東海発電所に係る通信・通話に必要な仕様を満足する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (11 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			(1) 多様性,位置的分散		
			基本方針については,「1.7.18(1)a.		
			多様性、位置的分散」に示す。◆		
	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネ	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネ	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネ		
(当社の記載)	ットワーク IP 電話,統合原子力防災ネ	ットワーク І Р電話、統合原子力防災ネ	ットワーク I P電話, 統合原子力防災ネ		
<不一致の理由>	ットワーク IP-FAX, 統合原子力防災ネッ	ットワーク IP-FAX, 統合原子力防	ットワークIP-FAX、統合原子力防		
当社は、事業変更許可時に	トワーク TV 会議システム及びデータ伝	<u>災ネットワークTV会議システム及びデ</u>	災ネットワークTV会議システム及びデ		
事業指定基準規則第33条	送設備は、共通要因によって所外通信連	ータ伝送設備は,所外通信連絡設備の一	ータ伝送設備は, 所外通信連絡設備の一		
重大事故等対処設備の設計	絡設備の一般加入電話,一般携帯電話,	般加入電話,一般携帯電話,衛星携帯電	般加入電話,一般携帯電話,衛星携帯電		
方針を各設備条文に展開	衛星携帯電話及びファクシミリと同時に	話及びファクシミリと共通要因によって	話及びファクシミリと共通要因によって		
し、記載していることから	その機能が損なわれるおそれがないよ	同時にその機能が損なわれるおそれがな	同時にその機能が損なわれるおそれがな		
当社特有の記載としてい	う, 緊急時対策所の緊急時対策建屋用発	<u>いよう, 「リ. (4) (ix) (g) 緊</u>	いよう, 「9.16.2.3 主要設備の仕様」		
る。	電機からの給電により使用することで,	急時対策建屋電源設備」の緊急時対策所	の緊急時対策所の一部である緊急時対策		
	電気設備に対して多様性を有する設計と	の一部である緊急時対策建屋用発電機か	建屋用発電機からの給電により使用する		
	する。	らの給電により使用することで、電気設	ことで、電気設備に対して多様性を有す		
【許可からの変更点】	また,代替通信連絡設備の統合原子力	備に対して多様性を有する設計とする。	る設計とする。また,有線回線又は衛星		
	防災ネットワーク IP 電話,統合原子力	また、有線回線又は衛星回線による通信	回線による通信方式の多様性を確保した		
36条展開に伴う記載の適	防災ネットワーク IP-FAX, 統合原子力防	方式の多様性を確保した構成の通信回線	構成の通信回線に接続することで、所外		
正化。 (以下同じ)	災ネットワーク TV 会議システム及びデ	に接続することで,所外通信連絡設備の	通信連絡設備の一般加入電話, 一般携帯		
(以下向し)	ータ伝送設備は, 共通要因によって所外	一般加入電話,一般携帯電話,衛星携帯	電話、衛星携帯電話及びファクシミリに		
	✓ 通信連絡設備の一般加入電話,一般携帯	電話及びファクシミリに対して通信方式	対して通信方式の多様性を有する設計と		
	電話,衛星携帯電話及びファクシミリと	<u>の多様性を有する設計とする。</u> ④-1	する。 ◆		
【許可からの変更点】	同時にその機能が損なわれるおそれがな				
対象を明確にした。	いよう,有線回線又は衛星回線による通				
	信方式の多様性を確保した構成の通信回				
	線に接続することで、所外通信連絡設備				
	の一般加入電話,一般携帯電話,衛星携				
	帯電話及びファクシミリに対して通信方				
	式の多様性を有する設計とする。④-1				
	代替通信連絡設備の代替通話系統は、	代替通信連絡設備の代替通話系統は、	代替通信連絡設備の代替通話系統は,		
	共通要因によって所内通信連絡設備のペ	所内通信連絡設備のページング装置及び	所内通信連絡設備のページング装置及び		
	ージング装置及び所内携帯電話と同時に		所内携帯電話と共通要因によって同時に		
	その機能が損なわれるおそれがないよ	その機能が損なわれるおそれがないよ	その機能が損なわれるおそれがないよ		
	う,所内通信連絡設備のページング装置		う、所内通信連絡設備のページング装置		
	及び所内携帯電話と異なる系統構成で使	及び所内携帯電話と異なる系統構成で使	及び所内携帯電話と異なる系統構成で使		
	用することで、所内通信連絡設備のペー	用することで、所内通信連絡設備のペー	用することで、所内通信連絡設備のペー		
	ジング装置及び所内携帯電話に対して、	ジング装置及び所内携帯電話に対して、	ジング装置及び所内携帯電話に対して、		
	独立性を有する設計とする。 ④-2	独立性を有する設計とする。④-2	独立性を有する設計とする。		
	W-17 C 11 / OPAPI C / 00 0 2	M-12 C 11 / WENTI C / VO	Marie II / Wight C / VO		
	所内通信連絡設備のページング装置,	所内通信連絡設備のページング装置,	内的事象を要因として発生した場合に		
			対処に用いる所内通信連絡設備のページ		
	電話、ファクシミリ、所内データ伝送設		ング装置,所内携帯電話,専用回線電		
			話、一般加入電話、ファクシミリ、所内		
	管理用計算機、環境中継サーバ、総合防		データ伝送設備のプロセスデータ伝送サ		
	災盤,所外通信連絡設備の統合原子力防		ーバ、放射線管理用計算機、環境中継サ		
【許可からの変更点】	災ネットワーク IP 電話、統合原子力防	話,一般携帯電話,衛星携帯電話,ファ	一バ、総合防災盤、所外通信連絡設備の		
対象を明確にした。	***************************************		一般加入電話,一般携帯電話,衛星携帯		
	ネットワーク TV 会議システム, 一般加	タ伝送設備は、自然現象、人為事象、溢	電話、ファクシミリ及び所外データ伝送		
	入電話,一般携帯電話,衛星携帯電話,	水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生	設備のデータ伝送設備は、地震等により		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (12 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
12771	成工総甲請者 基本設計方式 「ファクシミリ及び所外データ伝送設備の	事業変更計り申請者 本义 飛散物に対して代替設備による機能の確		光电炉 以上的 基 中	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
	データ伝送設備は、自然現象、人為事	保により重大事故等に対処するための機			
(当社の記載)	象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内		する。 ◆		
<不一致の理由>	部発生飛散物に対して代替設備により必	<u>能と損なれない</u> 放前とする。 (5) 1			
当社は、事業変更許可時に	要な機能を確保すること、安全上支障の				
事業指定基準規則第33条	ない期間で修理の対応を行うことによ				
重大事故等対処設備の設計	り、重大事故等への対処に必要な機能を				
方針を各設備条文に展開	損なわない設計とする。代替設備により				
し、記載していることから	必要な機能を確保すること、安全上支障				
当社特有の記載としてい	のない期間で修理の対応を行うことにつ				
る。	いては、保安規定に定めて、管理する。				
	4-3, 7-1				
【許可からの変更点】	代替通信連絡設備の可搬型通話装置,	代替通信連絡設備の可搬型通話装置,	代替通信連絡設備の可搬型通話装置,		
36条展開に伴う記載の適	可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トラ				
正化。	ンシーバ(屋内用),可搬型衛星電話	ンシーバ(屋内用),可搬型衛星電話	ンシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話		
	(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋	(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋	(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋		
	***************************************	外用)は,所内通信連絡設備のページン	外用)は、所内通信連絡設備のページン		
	絡設備のページング装置,所内携帯電 まり 東田同館電話 一般加入電話 ファ	グ装置,所内携帯電話,専用回線電話,	グ装置,所内携帯電話,専用回線電話,		
	話、専用回線電話、一般加入電話、ファ クシミリ、所内データ伝送設備のプロセ	一般加入電話,ファクシミリ,所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サー	一般加入電話,ファクシミリ,所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サー		
	スデータ伝送サーバ、放射線管理用計算	が、放射線管理用計算機、環境中継サー			
	機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外				
	通信連絡設備の統合原子力防災ネットワ	般加入電話,一般携帯電話,衛星携帯電	般加入電話,一般携帯電話,衛星携帯電		
	ーク IP 電話、統合原子力防災ネットワ	話、ファクシミリ及び所外データ伝送設			
	ク TV 会議システム,一般加入電話,一	同時にその機能が損なわれるおそれがな	同時にその機能が損なわれるおそれがな		
	般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミ	<u>いよう, 「リ. (1) (i) (b)</u>	いよう,「9.2.2.3 主要設備の仕様」の		
【許可からの変更点】	リ及び所外データ伝送設備のデータ伝送	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~			
対象を明確にした。		の一部である制御建屋可搬型発電機並び			
入13人とり14座(こと/Co		に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設			
	型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設		要設備の仕様」の緊急時対策所の一部で		
		(g) 緊急時対策建屋電源設備」の緊			
		急時対策所の一部である緊急時対策建屋			
		用発電機, 充電池又は乾電池からの給電 により使用することで, 電気設備に対し			
	計とする。	て多様性を有する設計とする。また、有			
		線回線、無線回線又は衛星回線による通			
	***************************************	信方式の多様性を確保した構成の通信回			
	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	線に接続することで、所内通信連絡設備			
		のページング装置,所内携帯電話,専用			
	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	回線電話,一般加入電話及びファクシミ			
	信連絡設備のページング装置、所内携帯	リ及び所内データ伝送設備のデータ伝送	データ伝送設備に対して通信方式の多様		
	電話、専用回線電話、一般加入電話、フ	設備に対して通信方式の多様性を有する	性を有する設計とする。 ◇		
	アクシミリ,所内データ伝送設備のプロ	<u> 設計とする。</u> ④-4			
	セスデータ伝送サーバ、放射線管理用計				
	算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所				
	外通信連絡設備の統合原子力防災ネット				
	ワーク IP 電話、統合原子力防災ネット				
	ワーク IP-FAX, 統合原子力防災ネットワーク TV 今議システム 一般加入電話				
	ーク TV 会議システム,一般加入電話,	l			<u> </u>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (13 / 28)

LL (In the Mark III II)					111s day
技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシ				
	ミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝				
() () () () () () () () () ()	送設備と同時にその機能が損なわれるお				
(当社の記載)	それがないよう、有線回線、無線回線又				
<不一致の理由>	は衛星回線による通信方式の多様性を確				
当社は、事業変更許可時に	保した構成の通信回線に接続すること				
事業指定基準規則第33条	で、所内通信連絡設備のページング装				
重大事故等対処設備の設計	置,所内携带電話,専用回線電話,一般				
方針を各設備条文に展開 し、記載していることから	加入電話、ファクシミリ、所内データ伝				
当社特有の記載としてい	送設備のプロセスデータ伝送サーバ,放射線管理用計算機,環境中継サーバ,総				
	対極1年月1月 対極1年 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日				
る。	カ防災ネットワーク IP 電話、統合原子				
	力防災ネットワーク IP-FAX, 統合原子力				
	防災ネットワーク TV 会議システム,一				
	般加入電話,一般携帯電話,衛星携帯電				
	話、ファクシミリ及び所外データ伝送設				
【許可からの変更点】	備のデータ伝送設備に対して通信方式の				
対象を明確にした。	多様性を有する設計とする。 ④-4				
	多似正と日子の以前と子の。 ひ 1				
	代替通信連絡設備の可搬型通話装置,	代替通信連絡設備の可搬型通話装置,	代替通信連絡設備の可搬型通話装置,		
	可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トラ	-	可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トラ		
	ンシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話	ンシーバ(屋内用),可搬型衛星電話	ンシーバ(屋内用),可搬型衛星電話		
	(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋	(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋	(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋		
	外用)は、共通要因によって所内通信連	外用)は、所内通信連絡設備のページン	外用)は、所内通信連絡設備のページン		
	絡設備のページング装置、所内携帯電	グ装置, 所内携帯電話, 専用回線電話,	グ装置, 所内携帯電話, 専用回線電話,		
	話,専用回線電話,一般加入電話,ファ	一般加入電話,ファクシミリ,所内デー	一般加入電話、ファクシミリ、所内デー		
	クシミリ, 所内データ伝送設備のプロセ	タ伝送設備のプロセスデータ伝送サー	タ伝送設備のプロセスデータ伝送サー		
	スデータ伝送サーバ、放射線管理用計算	バ,放射線管理用計算機,環境中継サー	バ,放射線管理用計算機,環境中継サー		
		バ,総合防災盤,所外通信連絡設備の統	バ,総合防災盤,所外通信連絡設備の統		
		<u>合原子力防災ネットワークIP電話,統</u>	合原子力防災ネットワーク I P電話,統		
	ーク IP 電話,統合原子力防災ネットワ	<u>合原子力防災ネットワークIP-FA</u>	合原子力防災ネットワークIP-FA		
		X,統合原子力防災ネットワーク TV 会			
	ク TV 会議システム,一般加入電話,一	議システム,一般加入電話,一般携帯電			
		話,衛星携帯電話,ファクシミリ及び所			
		外データ伝送設備のデータ伝送設備と共			
		通要因によって同時にその機能が損なわ			
		れるおそれがないように、所内通信連絡			
	ージング装置、所内携帯電話、専用回線		設備のページング装置、所内携帯電話、		
		専用回線電話,一般加入電話,ファクシ	専用回線電話、一般加入電話、ファクシ		
		ミリ,所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ お射線管理用製管機	ミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ・放射線管理用製管機		
	サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備	一多伝送り一八, 放射線官理用計算機, 環境中継サーバ, 総合防災盤, 所外通信	ータ伝送サーバ,放射線管理用計算機, 環境中継サーバ,総合防災盤,所外通信		
	の統合原子力防災ネットワーク IP 電	連絡設備の統合原子力防災ネットワーク	連絡設備の統合原子力防災ネットワーク		
	話,統合原子力防災ネットワーク IP-	I P電話,統合原子力防災ネットワーク	IP電話,統合原子力防災ネットワーク		
	FAX, 統合原子力防災ネットワーク TV 会		IP-FAX,統合原子力防災ネットワ		
	議システム,一般加入電話,一般携帯電		ークTV会議システム,一般加入電話,		
	話,衛星携帯電話,ファクシミリ及び所		一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシ		
		ミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝	ミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝		
	置される建屋から100m以上の離隔距離	送設備が設置される建屋から100m以上	送設備が設置される建屋から 100m以上		
	を確保した外部保管エリアに保管すると	,			
	T CARROLL AND A CONTRACT OF THE PROPERTY OF TH	- Tabilità bella Cabrillo Carrillabili D. V. V. (C	- Intelligent of the block of t		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (14 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
25111-02-1-77874		保管するとともに、前処理建屋、分離建		72.E// 87.E/ 22.1 87.H1/4.51	VIII V
	屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建	屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混	屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混		
	屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用	合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建	合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建		
(当社の記載)	済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び	屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御	屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御		
<不一致の理由>	緊急時対策建屋にも保管することで位置	建屋及び緊急時対策建屋にも保管するこ	建屋及び緊急時対策建屋にも保管するこ		
当社は、事業変更許可時に	的分散を図る設計とする。④-5	とで位置的分散を図る。④-5	とで位置的分散を図る。 ◇前処理建屋,		
事業指定基準規則第 33 条	前処理建屋,分離建屋,精製建屋,		分離建屋, 精製建屋, ウラン・プルトニ		
重大事故等対処設備の設計	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋,		ウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス		
方針を各設備条文に展開	高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済		固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建		
し、記載していることから	燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び		屋、制御建屋及び緊急時対策建屋内に保		
当社特有の記載としてい	緊急時対策建屋内に保管する場合は所		管する場合は所内通信連絡設備のページ		
る。	内通信連絡設備のページング装置,所		ング装置、所内携帯電話等が設置される		
	内携帯電話, 専用回線電話, 一般加入		場所と異なる場所に保管することで位置		
	電話、ファクシミリ、所内データ伝送		的分散を図る。④-6		
	設備のプロセスデータ伝送サーバ、放	【「等」の解説】			
	射線管理用計算機、環境中継サーバ、	「所内通信連絡設備のペ			
	総合防災盤,所外通信連絡設備の統合	ージング装置、所内携帯			
	原子力防災ネットワーク IP 電話,統合	電話等」について、対象			
	原子力防災ネットワーク IP-FAX, 統合	を明確にした。			
	原子力防災ネットワーク TV 会議システ	2.91FETC 07Co			
	ム,一般加入電話,一般携帯電話,衛				
	星携帯電話、ファクシミリ及び所外デ				
	ータ伝送設備のデータ伝送設備が設置				
	される場所と異なる場所に保管するこ		(2) 悪影響防止		
	とで位置的分散を図る。④-6		基本方針については,「1.7.18(1)		
			b. 悪影響防止」に示す。 ◆		
	代替通信連絡設備の代替通話系統は,	代替通信連絡設備の代替通話系統は,	代替通信連絡設備の代替通話系統は、		
	重大事故等発生前(通常時)の分離され	重大事故等発生前(通常時)の分離され	重大事故等発生前(通常時)の分離され		
	た状態から可搬型通話装置の接続により	た状態から可搬型通話装置の接続により	た状態から可搬型通話装置の接続により		
	重大事故等対処設備としての系統構成と	重大事故等対処設備としての系統構成と	重大事故等対処設備としての系統構成と		
	することにより,他の設備に悪影響を及	することにより、他の設備に悪影響を及	することにより、他の設備に悪影響を及		
	ぼさない設計とする。⑤-3	ぼさない設計とする。⑤-3	ぼさない設計とする。 ◆		
	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネ	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネ	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネ		
	ットワーク IP 電話,統合原子力防災ネ	ットワークIP電話,統合原子力防災ネ	ットワークIP電話、統合原子力防災ネ		
	ットワーク IP-FAX,統合原子力防災ネッ		ットワークIP-FAX、統合原子力防		
	トワーク TV 会議システム及びデータ伝	<u>災ネットワークTV会議システム及びデ</u>	災ネットワークTV会議システム及びデ		
	送設備は、安全機能を有する施設として	<u>ータ伝送設備は、安全機能を有する施設</u>	ータ伝送設備は, 安全機能を有する施設		
	使用する場合と同じ系統構成で重大事故	として使用する場合と同じ系統構成で重	として使用する場合と同じ系統構成で重		
	等対処設備として使用することにより,	大事故等対処設備として使用することに	大事故等対処設備として使用することに		
	他の設備に悪影響を及ぼさない設計とす	より、他の設備に悪影響を及ぼさない設	より,他の設備に悪影響を及ぼさない設		
	る。⑤-4	<u>計とする。</u> ⑤-4	計とする。◇		
			(3) 個数・容量		
			基本方針については,「1.7.18(2)		
【許可からの変更点】			個数及び容量」に示す。 ◆		
代替通話系統の系統数に	代替通信連絡設備の代替通話系統は,	代替通信連絡設備の代替通話系統は,	代替通信連絡設備の代替通話系統は,		
ついて,5つの建屋に2	再処理事業所内の通信連絡をする必要の	再処理事業所内の通信連絡をする必要の	再処理事業所内の通信連絡をする必要の		
系統ずつ設置するため,	ある箇所と通信連絡を行うために必要な		ある箇所と通信連絡を行うために必要な		
半に目、ナロロかりァ 1 よ	ズ体し、イトゥの伊見にのズ体だっナナ	系統として2系統を有する設計とする。	系統として2系統を有する設計とする。		1
数量を明確にした。	系統として5つの建屋に2系統ずつを有 する設計とする。⑥-2,33	<u> </u>	示机として2 示机を有りる成計とりる。 ◆		⑥−33 (P21 から)

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (15 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	所内通信連絡設備のページング装置, 所内携帯電話,専用回線電話,一般加入 電話及びファクシミリは,再処理事業所 内の通信連絡をする必要のある箇所と通	所内通信連絡設備のページング装置, 所内携帯電話,専用回線電話,一般加入 電話及びファクシミリは,再処理事業所 内の通信連絡をする必要のある箇所と通	所内通信連絡設備のページング装置, 所内携帯電話,専用回線電話,一般加入 電話及びファクシミリは,再処理事業所 内の通信連絡をする必要のある箇所と通		
	信連絡を行うために必要な回線を所内通 信連絡設備として2回線以上有する設計	信連絡を行うために必要な回線を所内通 信連絡設備として2回線以上有する設計	信連絡を行うために必要な回線を所内通 信連絡設備として2回線以上有する設計		
	とする。⑥-3, 16, 17, 18, 19, 20	<u>とする。</u> ⑥-3	とする。 �		⑥−16 (P20 から) ⑥−17 (P20 から)
	所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話,統合原子力防災ネ	所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク I P電話,統合原子力防災ネ	所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク I P電話,統合原子力防災ネ		⑥−18 (P20 から) ⑥−19 (P20 から)
		ットワークIPーFAX,統合原子力防 災ネットワークTV会議システム,一般	ットワークIP-FAX,統合原子力防 災ネットワークTV会議システム,一般		⑥-20 (P20 から)
(当社の記載)	話,一般携帯電話,衛星携帯電話及びファクシミリは,再処理事業所外の通信連	加入電話,一般携帯電話,衛星携帯電話 及びファクシミリは,再処理事業所外の	加入電話,一般携帯電話,衛星携帯電話 及びファクシミリは,再処理事業所外の		
(ヨ性の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に	絡をする必要のある箇所と通信連絡を行 うために必要な回線を所外通信連絡設備	通信連絡をする必要のある箇所と通信連 絡を行うために必要な回線を所外通信連	通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所外通信連		
事業指定基準規則第 33 条 重大事故等対処設備の設計	として2回線以上有する設計とする。⑥ -4,25,26,27,28,29,30,31	終設備として2回線以上有する設計とす る。⑥-4	絡設備として2回線以上有する設計とする。 ◆		⑥−25 (P20 から) ⑥−26 (P20 から)
方針を各設備条文に展開 し、記載していることから 当社特有の記載としてい	所内データ伝送設備のプロセスデータ 伝送サーバ,放射線管理用計算機,環境	<u>所内データ伝送設備のプロセスデータ</u> 伝送サーバ,放射線管理用計算機,環境	所内データ伝送設備のプロセスデータ 伝送サーバ,放射線管理用計算機,環境		(6−26 (P20 から) (6−27 (P20 から) (6−28 (P20 から)
自任符件の記載としてい る。	中継サーバ、総合防災盤、所外データ伝送設備のデータ伝送設備及び代替通信連	中継サーバ、総合防災盤、所外データ伝送設備のデータ伝送設備及び代替通信連	送設備のデータ伝送設備及び代替通信連		⑥−29 (P20 から) ⑥−30 (P20 から)
	総設備のデータ伝送設備は、計測等を行ったパラメータを再処理事業所内外の必要な場所に必要なデータ量を伝送できる	終設備のデータ伝送設備は、計測等を行ったパラメータを再処理事業所内外の必要な場所に必要なデータ量を伝送できる	絡設備のデータ伝送設備は、計測等を行ったパラメータを再処理事業所内外の必要な場所に必要なデータ量を伝送できる		⑥-31 (P20 から)
	設計とするとともに、必要な個数として それぞれ1台を有する設計とする。⑥-	設計とするとともに、必要な個数として それぞれ1台を有する設計とする。⑥-5	設計とするとともに,必要な個数として		
	5, 21, 22, 23, 24, 32, 37				⑥−21 (P20 から) ⑥−22 (P20 から)
【「等」の解説 】	MOX 燃料加工施設と共用する代替通信 連絡設備の統合原子力防災ネットワーク	MOX燃料加工施設と共用する代替通 信連絡設備の統合原子力防災ネットワー	MOX燃料加工施設と共用する代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワー		⑥-23 (P20 から) ⑥-24 (P20 から)
「再処理事業所外等」の 指す内容は国, 地方公共	IP 電話,統合原子力防災ネットワーク IP-FAX 及び統合原子力防災ネットワーク TV 会議システムは,同一の端末を使用す	クIP電話,統合原子力防災ネットワークIPーFAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは,同一の端	クIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは,同一の端		⑥−32 (P20から) ⑥−37 (P21から)
団体などであり、添付書 類の説明書で示すため、 当該箇所では許可の記載	る設計とするため、再処理事業所外等の通信連絡をする必要のある箇所と通信連	末を使用する設計とするため、再処理事 業所外等の通信連絡をする必要のある箇	末を使用する設計とするため、再処理事 業所外等の通信連絡をする必要のある箇		
三 級固別では計りの記載を用いた。	絡をするために必要な回線として1回線 以上を有する設計とする。⑤-5,⑥-	所と通信連絡をするために必要な回線と して1回線以上を有する設計とする。 ⑤	所と通信連絡をするために必要な回線と して1回線以上を有する設計とする。		
	6, 34, 35, 36	-5, ⑥-6	$\overline{\diamondsuit}$		⑥-34 (P21 から) ⑥-35 (P21 から) ⑥-36 (P21 から)
	再処理事業所内の通信連絡に用いる代 替通信連絡設備の可搬型通話装置の保有	再処理事業所内の通信連絡に用いる代 替通信連絡設備の可搬型通話装置の保有	再処理事業所内の通信連絡に用いる代 替通信連絡設備の可搬型通話装置の保有		
	数は、必要数として 120 台、予備として 故障時のバックアップを 120 台の合計 240 台以上を確保する設計とする。⑥-	<u>数は、必要数として120台、予備として</u> <u>故障時のバックアップを120台の合計</u> 240台以上を確保する。⑥-7	数は、必要数として 120 台、予備として 故障時のバックアップを 120 台の合計 240 台以上を確保する。 ◆		⑥-38 (P21 から)
	7, 38		20.2.2.2.2.7.7.00		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (16 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認	基本設計方針	備考
	再処理事業所内の通信連絡に用いる代	再処理事業所内の通信連絡に用いる代	再処理事業所内の通信連絡に用いる代			
【許可からの変更点】	替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内	替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内	替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内			
代替通信連絡設備の共有	用)の保有数は、必要数として7元台、予	用)の保有数は、必要数として13台、	用)の保有数は,必要数として13台,			
有無で区別し、個数を明	備として故障時のバックアップを 7.台の	<u>予備として故障時のバックアップを 13</u>	予備として故障時のバックアップを 13			
確にした。	合計 14 台以上を確保する設計とする。	<u>台の合計 26 台以上を確保する。</u> ⑥-8	台の合計 26 台以上を確保する。 ◆			
	6 -8, 12, 39					⑥−12 (P2 から)
【許可からの変更点】						⑥-39 (P21 から)
共用する代替通信連絡設						
備について対象及び個数	MOX燃料加工施設と共用する再処理事					
を明確にした。	業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡					
E 71, PET = 0 / C0	設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有					
	数は, 必要数として 6 台, 予備として故 障時のバックアップを 6 台の合計 12 台					⑤-1 (P2 から)
(当社の記載)	以上を確保する設計とする。 ⑤-1, ⑥-					⑥−12 (P2 から)
<不一致の理由>	<u> 8</u> , 12, 39					⑥-39 (P21 から)
当社は,事業変更許可時	0, 12, 00					0 33 (121 3.43)
に事業指定基準規則第33	再処理事業所内の通信連絡に用いる代	再処理事業所内の通信連絡に用いる代	再処理事業所内の通信連絡に用いる代			
条重大事故等対処設備の	替通信連絡設備の可搬型トランシーバ	替通信連絡設備の可搬型トランシーバ	替通信連絡設備の可搬型トランシーバ			
設計方針を各設備条文に	(屋内用)の保有数は、必要数として8	(屋内用)の保有数は、必要数として8	(屋内用)の保有数は、必要数として8			
展開し、記載しているこ	台、予備として故障時のバックアップを	台、予備として故障時のバックアップを	台、予備として故障時のバックアップを			
とから当社特有の記載と	8台の合計16台以上を確保する設計とす	8台の合計 16台以上を確保する。⑥-9	8台の合計 16台以上を確保する。 ◆			
している。	<u>5</u> . ⑥−9, 40					⑥−40 (P21 から)
	再処理事業所内の通信連絡に用いる代	再処理事業所内の通信連絡に用いる代	再処理事業所内の通信連絡に用いる代			
	替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外	替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外	替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外			
	用)の保有数は、必要数として11.台、	用)の保有数は、必要数として29台、	用)の保有数は、必要数として29台、			
	予備として故障時のバックアップを 1.1	予備として故障時のバックアップを 29	予備として故障時のバックアップを 29			
【許可からの変更点】	台の合計22台以上を確保する設計とす	<u>台の合計 58 台以上を確保する。</u> ⑥-10	台の合計 58 台以上を確保する。 ◆			
代替通信連絡設備の共有	3 5 -1 , 6 -10 , 12, 41					⑤-1 (P2 から)
有無で区別し、個数を明						⑥−12 (P2 から)
確にした。	MOX燃料加工施設と共用する再処理事					⑥-41 (P21 から)
	業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡	【許可からの変更点】				
	設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有	共用する代替通信連絡設備に				
	数は,必要数として 18 台,予備として 故障時のバックアップを 18 台の合計 36	ついて対象及び個数を明確に				
	台以上を確保する設計とする。 (5-1, (6-	した。				⑤-1 (P2 から)
	10, 12, 41					⑥−12 (P2 から)
	10, 12, 11					⑥−41 (P21 から)
	再処理事業所内の通信連絡に用いる代	再処理事業所内の通信連絡に用いる代	再処理事業所内の通信連絡に用いる代			
		替通信連絡設備の可搬型トランシーバ	替通信連絡設備の可搬型トランシーバ			
	(屋外用)の保有数は、必要数として39		(屋外用)の保有数は、必要数として			
	•	39 台, 予備として故障時のバックアッ	39 台, 予備として故障時のバックアッ			
	39 台の合計 78 台以上を確保する設計と	プを 39 台の合計 78 台以上を確保する。	プを 39 台の合計 78 台以上を確保する。			
	<u>する</u> 。⑥-11,42	6 -11	\Diamond			⑥-42 (P21 から)
	MOX 燃料加工施設と共用する再処理事	MOX燃料加工施設と共用する再処理	MOX燃料加工施設と共用する再処理			
	業所外への通信連絡に用いる代替通信連	事業所外への通信連絡に用いる代替通信	事業所外への通信連絡に用いる代替通信			
	絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保		連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の			
	有数は、必要数として3台、予備として	保有数は、必要数として3台、予備とし	保有数は、必要数として3台、予備とし			
	故障時のバックアップを3台の合計6台		て故障時のバックアップを3台の合計6			
	以上を確保する設計とする。⑤-6,⑥-	<u>台以上を確保する。</u> ⑤-6, ⑥-13	台以上を確保する。 ◇			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (17 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
(13, 39				⑥-39 (P21 から)
	MOX 燃料加工施設と共用する再処理事	MOX燃料加工施設と共用する再処理	MOX燃料加工施設と共用する再処理		
	業所外への通信連絡に用いる代替通信連	事業所外への通信連絡に用いる代替通信	事業所外への通信連絡に用いる代替通信		
(当社の記載)	絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保	連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の	連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の		
<不一致の理由>	有数は、必要数として1台、予備として	保有数は、必要数として1台、予備とし	保有数は、必要数として1台、予備とし		
当社は、事業変更許可時に	故障時のバックアップを1台の合計2台	て故障時のバックアップを1台の合計2	て故障時のバックアップを1台の合計2		
事業指定基準規則第33条	以上を確保する設計とする。 ⑤-7, ⑥-	台以上を確保する。⑤-7,⑥-14	台以上を確保する。		⑥-41 (P21 から)
重大事故等対処設備の設計	14, 41	<u> </u>			
方針を各設備条文に展開			代替通信連絡設備の可搬型衛星電話		
し、記載していることから	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話	(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外		
当社特有の記載としてい	(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外	(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外	用)は、再処理施設及びMOX燃料加工		
る。	用)は、再処理施設及びMOX燃料加工施	用)は、再処理施設及びMOX燃料加工	施設における重大事故等対処の際、同一		
. → 0	設における重大事故等への対処の際、同	施設における重大事故等対処の際、同一	の端末を使用する設計とする。		
	一の端末を使用する設計とする。 ⑤-8,	の端末を使用する設計とする。 ⑤-8, ⑥-			
	6-15	15	(4) 環境条件等		
			基本方針については、「1.7.18(3) a.		
			要年分割に 30. では, 「1.7. 16(3) a. 環境条件」に示す。 ◆		
【許可からの変更点】	代替通信連絡設備の代替通話系統、統	 代替通信連絡設備の代替通話系統,統			
36条展開に伴う記載の適	合原子力防災ネットワーク IP 電話,統		に用いる代替通信連絡設備の代替通話系		
正化。	合原子力防災ネットワーク IP-FAX, 統合		統、統合原子力防災ネットワークIP電		
	原子力防災ネットワーク TV 会議システ	X,統合原子力防災ネットワークTV会			
	ム及びデータ伝送設備は、第1章 共通	-	FAX,統合原子力防災ネットワークT		
	項目の「9.2 重大事故等対処設備」の	「ロ. (7)(ii)(b)(ホ) 地震を要因と			
	「9.2.7 地震を要因とする重大事故等	する重大事故等に対する施設の耐震設	「1.7.18(5) 地震を要因とする重大事		
	に対する施設の耐震設計」に基づく設計	計」に基づく設計とすることでその機能			
	とすることで重大事故等への対処に必要	<u>を損なわない設計とする。</u> ⑦-2	設計とすることでその機能を損なわない		
	な機能を損なわない設計とする。⑦-2		設計とする。 ◇		
	マムスは大体部件でま用口が書き	了上又是 是 你别供《末田曰 <u>你是</u> 好	工工区层外加州。 古田田始子37		
	所内通信連絡設備の専用回線電話,一				
		般加入電話、ファクシミリ、所内データ			
【許可からの変更点】	伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ,	伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ,	伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、		
対象を明確にした。	放射線管理用計算機、環境中継サーバ、	放射線管理用計算機、環境中継サーバ、	放射線管理用計算機、環境中継サーバ、		
対象を明確にした。	総合防災盤,所外通信連絡設備の統合原	総合防災盤、代替通信連絡設備の代替通			
	子力防災ネットワーク IP 電話、統合原	話系統,統合原子力防災ネットワーク I			
	子力防災ネットワーク IP-FAX, 統合原子		P電話、統合原子力防災ネットワーク I		
	力防災ネットワーク TV 会議システム,	P-FAX, 統合原子力防災ネットワー	P-FAX, 統合原子力防災ネットワー		
	一般加入電話,一般携帯電話,衛星携帯	クTV会議システム及びデータ伝送設備	クTV会議システム及びデータ伝送設備		
	電話、ファクシミリ、所外データ伝送設				
	備のデータ伝送設備、代替通信連絡設備	きる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、	きる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、		
	の代替通話系統、統合原子力防災ネット	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋,高			
	ワーク IP 電話、統合原子力防災ネット	レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料			
	ワーク IP-FAX, 統合原子力防災ネットワ				
【「等」の解説 】	ーク TV 会議システム及びデータ伝送設	対策建屋に設置し、風(台風)等により			
「風(台風)等」とは建	備は、外部からの衝撃による損傷を防止	機能を損なわない設計とする。⑦-3	機能を損なわない設計とする。 ◇		
屋により損傷を防止する	できる前処理建屋,分離建屋,精製建				
自然現象の総称として示	屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建				
した記載であることから	屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用		l I		
	屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用 済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び				
した記載であることから					
した記載であることから 許可の記載を用いた。	済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (18 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる所内通信連絡設備の専用回線電話,一般加入電話,ファクシミリ,所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ,放射線管理用計算機,環境中継サーバ,総合防災盤,所外通信連絡設備の一般加入電話,一般携帯電話,衛星携帯電話,ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備は,地震等により機能が損なわれる場合,代替設備により機能が損なわれる場合,代替設備により機能の確保により機能を維持する設計とする。◆		
【許可からの変更点】 36条展開に伴う記載の適 正化。	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話,統合原子力防災ネットワーク IP-FAX,統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は,溢水量を考慮し,影響を受けない高さへの設置,被水防護する設計とする。⑦-4	ットワーク I P電話,統合原子力防災ネ	ットワーク I P電話,統合原子力防災ネットワーク I PーFAX,統合原子力防災ネットワーク T V会議システム及びデータ伝送設備は,溢水量を考慮し,影響		
(以下同じ) (当社の記載) <不一致の理由> 当社は,事業変更許可時に 事業指定基準規則第33条 重大事故等対処設備の設計 方針を各設備条文に展開	建屋, ウラン・プルトニウム混合脱硝建 屋, 高レベル廃液ガラス固化建屋, 使用	屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用	ンシーバ(屋内用),可搬型衛星電話 (屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋 外用)は,外部からの衝撃による損傷を 防止できる前処理建屋,分離建屋,精製 建屋,ウラン・プルトニウム混合脱硝建 屋,高レベル廃液ガラス固化建屋,使用		
し、記載していることから 当社特有の記載としている。	第2保管庫・貯水所に保管し,風(台風)等により <u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑦-5</u> 代替通信連絡設備の可搬型通話装置,	第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。⑦-5 代替通信連絡設備の可搬型通話装置、	急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び 第2保管庫・貯水所に保管し、風(台 風)等により機能を損なわない設計とす る。 ① 地震を要因として発生した場合に対処 に用いる代替通信連絡設備の可搬型通話		
【許可からの変更点】 36条展開に伴う記載の適 正化。	可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーバ(屋内用),可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は,第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑦-6	外用) は, 「ロ. (7)(ii)(b)(ホ) 地 震を要因とする重大事故等に対する施設 の耐震設計」に基づく設計とすることで	型トランシーバ(屋内用),可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は,「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機		
	代替通信連絡設備の可搬型通話装置, 可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーバ(屋内用),可搬型衛星電話 (屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋	代替通信連絡設備の可搬型通話装置, 可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーバ(屋内用),可搬型衛星電話 (屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋	ンシーバ(屋内用),可搬型衛星電話		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (19 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	外用)は、溢水量及び化学薬品の漏えい	外用)は、溢水量及び化学薬品の漏えい	外用)は、溢水量及び化学薬品の漏えい		
(✓ 量を考慮し、影響を受けない高さへの保	量を考慮し、影響を受けない高さへの保	量を考慮し、影響を受けない高さへの保		
	管、被水防護,被液防護する設計とす	管,被水防護及び被液防護する設計とす	管,被水防護及び被液防護する設計とす		
	る。 ⑦-7	<u>る。</u> ⑦-7	る。 �		
	 代替通信連絡設備の可搬型通話装置,	 代替通信連絡設備の可搬型通話装置,	代替通信連絡設備の可搬型通話装置,		
	可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トラ		可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トラ		
	ンシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話	ンシーバ(屋内用),可搬型衛星電話	ンシーバ(屋内用),可搬型衛星電話		
	(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋	(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋	(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋		
	外用)は、内部発生飛散物の影響を考慮	外用)は、内部発生飛散物の影響を考慮			
	し, 前処理建屋, 分離建屋, 精製建屋,	し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、	し, 前処理建屋, 分離建屋, 精製建屋,		
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高		
	レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料	レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料	レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料		
	受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対				
	策建屋,第1保管庫・貯水所及び第2保		策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保		
	管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を	管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を	管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を		
	受けない場所に保管することにより、重	受けない場所に保管することにより、機	受けない場所に保管することにより、機		
	大事故等への対処に必要な機能を損なわ		能を損なわない設計する。◆		
(当社の記載)	ない設計とする。⑦-8	MECINION WITH C / WITH	1.2 C 37 3 1 3 C PSCH 7 3 0		
<不一致の理由>			代替通信連絡設備の可搬型通話装置,		
当社は、事業変更許可時に			可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トラ		
事業指定基準規則第33条			ンシーバ(屋内用),可搬型衛星電話		
重大事故等対処設備の設計			(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋		
方針を各設備条文に展開			外用)は、火山の影響(降下火砕物によ		
し、記載していることから			る積載荷重)に対して除灰する手順を整		
当社特有の記載としてい			備する。 ②		
る。					
	ルヰンマ/ニンキークッカル#ゎ 〒柳頂ンマデンナー四	小井(Z /=) 古级凯伊尔可柳亚(Z 37 /+) 男	ᄼ ᄼ ᄼ ᄼ ᄼ ᄼ ᄼ ᄼ ᄼ ᄼ ᄼ ᄼ ᄼ ᄼ ᄼ ᄼ ᄼ ᄼ ᄼ		
	代替通信連絡設備の可搬型通話装置	代替通信連絡設備の可搬型通話装置	代替通信連絡設備の可搬型通話装置		
		は、想定される重大事故等が発生した場合			
		合においても設置及び常設設備との接続			
		に支障がないように、線量率の高くなる			
	おそれの少ない場所を選定することで、	おそれの少ない場所を選定することで、	おそれの少ない場所を選定することで、		
	当該設備の設置及び常設設備との接続が	当該設備の設置及び常設設備との接続が			
	可能な設計とする。⑦-9	<u>可能な設計とする。</u> ⑦-9	可能な設計とする。 ◆		
			(5) 操作性の確保		
			基本方針については, 「1.7.18(4) a.		
			操作性の確保」に示す。		
	代替通信連絡設備の可搬型通話装置と	代替通信連絡設備の可搬型通話装置と	代替通信連絡設備の可搬型通話装置と		
	代替通話系統との接続は、コネクタ接続		代替通話系統との接続は、コネクタ接続		
	に統一することにより、速やかに、容易	に統一することにより、速やかに、容	に統一することにより、速やかに、容		
「計画などの亦声!」	かつ確実に現場での接続が可能な設計と	易、かつ、確実に現場での接続が可能な			
【許可からの変更点】	する。 ⑧-1	設計とする。 ⑧-1	設計とする。 ◆		
記載の適正化。					
	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話		
	(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋	(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋	(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋		
		内用)における機器同士の接続は、コネ			
	クタ接続に統一することにより、速やか	クタ接続に統一することにより, 速やか	クタ接続に統一することにより, 速やか		
	に、容易かつ確実に現場での接続が可能	に、容易、かつ、確実に現場での接続が	に、容易、かつ、確実に現場での接続が		
	な設計とする。 ⑧-2	可能な設計とする。 8-2	可能な設計とする。 ◆		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (20 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		通信連絡設備及び代替通信連絡設備の	9 17 9 3 主要設備の仕様		
		一覧を以下に示す。	通信連絡を行うために必要な設備の仕		
		元との「にかり。	様を第9.17.2-1表, 第9.17.2-2表		
		(a) 所内通信連絡設備	及び第9.17.2-3表に示す。 ③		
		ページング装置(警報装置を含む。)	X 0 % 0.11.2 0 X (2.7.7) 0 V		
	【許可からの変更点】	(廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施	9.17.2.4 系統構成及び主要設備		
	通信連絡設備の数量を明確	設と共用) 1式 ⑥-16	(1) 再処理事業所内の通信連絡を行		⑥−16 (P15 ヘ)
	にした。(以下同じ) ——	所内携帯電話	うために必要な設備		
		(廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施	重大事故等が発生した場合において,		
		設と共用) 1式 ⑥-17	再処理事業所内の通信連絡をする必要の		⑥−17 (P15 ヘ)
		専用回線電話	ある場所と通信連絡を行うための代替通		0 (,
		1式 ⑥-18	信連絡設備として、代替通話系統を設置		⑥−18 (P15 <u>~</u>)
		一般加入電話	† 50. ♦		
		1式 ⑥-19	緊急時対策所へ重大事故等に対処する		⑥−19 (P15 <u>~</u>)
		ファクシミリ	ために必要なデータを伝送するための設		
		1式 ⑥-20	備として, 「6.2.5.3 主要設備の仕		⑥−20 (P15 <u>~</u>)
		(b) 所内データ伝送設備	様」の情報把握計装設備の一部である情		
		プロセスデータ伝送サーバ	報把握計装設備用屋内伝送系統を設置す		
		1式 ⑥-21	5. ♦		⑥−21 (P15 ヘ)
		放射線管理用計算機	重大事故等が発生した場合において,		
		1式 ⑥-22	再処理事業所内の通信連絡をする必要の		⑥−22 (P15 <u>~</u>)
		環境中継サーバ	ある場所と通信連絡を行うための代替通		
		1式⑥-23	信連絡設備として、可搬型通話装置、可		⑥−23 (P15 ヘ)
		総合防災盤	搬型衛星電話(屋内用),可搬型トラン		
		1式⑥-24	シーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋		⑥−24 (P15 <u>~</u>)
			外用)及び可搬型トランシーバ(屋外		
		(c) 所外通信連絡設備	用)を配備する。 ◇		
		統合原子力防災ネットワークIP電話	緊急時対策所へ重大事故等に対処する		
		(MOX燃料加工施設と共用)	ために必要なデータを伝送するための設		
		1式 ⑥-25	備として,「6.2.5.3 主要設備の仕		⑥−25 (P15 ヘ)
		10000000	様」の情報把握計装設備の一部である前		
		X	処理建屋可搬型情報収集装置等,		
		 (MOX燃料加工施設と共用)	「8.2.3 主要設備の仕様」の代替モニ		
		1式⑥-26	タリング設備の一部及び代替気象観測設		⑥−26 (P15 ヘ)
		統合原子力防災ネットワークTV会議シ			
		<u>ステム</u>	重大事故等が発生した場合において,		
			代替通信連絡設備へ給電するための設備		
		1式 ⑥-27	として, 「9.16.2.3 主要設備の仕様」		⑥−27 (P15 ^)
		一般加入電話(MOX燃料加工施設と共	の緊急時対策所の一部である緊急時対策		
		用) 1式 ⑥-28	建屋用発電機を常設重大事故等対処設備		⑥−28 (P15 ヘ)
		一般携帯電話(MOX燃料加工施設と共	として設置し、「9.2.2.3 主要設備の		
		用) 1式 ⑥-29	仕様」の電気設備の一部である制御建屋		⑥−29 (P15 <u>~</u>)
		衛星携帯電話(MOX燃料加工施設と共	可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ		
		用) 1式 ⑥-30	施設及び貯蔵施設可搬型発電機を可搬型		⑥−30 (P15 △)
		ファクシミリ(MOX燃料加工施設と共	重大事故等対処設備として配備する。		
		用) 1式 ⑥-31	◆		⑥−31 (P15 ^)
		 (d) 所外データ伝送設備	重大事故等が発生した場合において、		
		データ伝送設備	通信連絡設備へ給電するための設備とし		
		1式 ⑥-32	て, 「9.2.2.3 主要設備の仕様」の電		⑥−32 (P15 <u>~</u>)

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (21 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			気設備の一部である受電開閉設備等を常		
		(e) 代替通信連絡設備	設重大事故等対処設備として位置付け		
		[常設重大事故等対処設備]	る。 �		
		代替通話系統	設計基準対象の施設と兼用する所内通		
		1式 ⑥-33	信連絡設備のページング装置、所内携帯		⑥−33 (P14 ^)
		統合原子力防災ネットワークIP電話	電話,専用回線電話,一般加入電話及び		
		(設計基準対象の施設と兼用) (MOX	ファクシミリを常設重大事故等対処設備		
		燃料加工施設と共用)	として位置付ける。 �		
		1式 ⑥-34	また、設計基準対象の施設と兼用する		⑥−34 (P15 <u>~</u>)
		統合原子力防災ネットワークIP-FA			
		X (設計基準対象の施設と兼用) (MO			
		X燃料加工施設と共用)	継サーバ及び総合防災盤を常設重大事故		
		1式 ⑥-35	等対処設備として位置付ける。◆		⑥−35 (P15 ^)
		統合原子力防災ネットワークTV会議シ			© 00 (110)
		ステム(設計基準対象の施設と兼用)	屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混		
		(MOX燃料加工施設と共用)	合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化		
		1式 ⑥-36	建屋内において、必要な連絡を行う際に		⑥−36 (P15 <u>~</u>)
		1式 ①-30 データ伝送設備(設計基準対象の施設と			(P15 *<)
			使用するものであり、屋内にあらかじめ		(D15)
		<u>兼用)</u> <u>1式</u> ⑥-37	敷設してあるケーブル、接続盤及び接続		⑥−37 (P15 <u>~</u>)
			盤内の接続口で構成される系統である。		
		[可搬型重大事故等対処設備]	4		
		可搬型通話装置	代替通話系統は、常設重大事故等対処		
		1式 ⑥-38	設備として前処理建屋、分離建屋、精製		⑥−38 (P15 ^)
		可搬型衛星電話(屋内用)	建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建		
		<u>(MOX燃料加工施設と共用)</u>	屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に2		
		1式 ⑥-39	系統設け、可搬型通話装置を接続して使		⑥-39 (P16, 17 △)
		可搬型トランシーバ(屋内用)	用可能な設備である。 ◇		
		1式 6-40			⑥-40 (P16 △)
		可搬型衛星電話(屋外用)	可搬型通話装置は,前処理建屋,分離		
		(MOX燃料加工施設と共用)	建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム		
		1式 ⑥-41	混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固		⑥-41 (P16, P17 ∼
		可搬型トランシーバ (屋外用)	化建屋内で必要な連絡を行う際に使用す		
		1式⑥-42	るものであり、可搬型通話装置の端末を		⑥-42 (P16 △)
			代替通話系統に接続することで、代替通		
			話系統を通じて可搬型通話装置の端末間		
			で通信連絡を行うことができる設備であ		
			<u>5.</u> 2-2		
			④ (P4 <u>~</u>)		
			可搬型通話装置は、可搬型重大事故等		
			対処設備として制御建屋及び外部保管エ		
			リアに保管する。 ◇		
			可搬型衛星電話(屋内用),可搬型ト		
			ランシーバ(屋内用),可搬型衛星電話		
			(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋		
			外用)は、中央制御室、緊急時対策所、		
			使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の		
			制御室並びに屋外間で連絡を行う際に使		
			用するものであり、衛星回線又は無線回		
			線を用いて通信連絡を行う設備である。		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (22 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			♦		
			可搬型衛星電話(屋内用),可搬型ト		
			ランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話		
			(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋 外用)は,可搬型重大事故等対処設備と		
			して使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御		
			建屋、緊急時対策建屋及び外部保管エリ		
			アに保管する。		
			可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型		
			トランシーバ(屋内用)は、ハンドセッ		
			トを中央制御室, 緊急時対策所並びに使		
			用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制		
			御室に配備し、屋外に配備したアンテナ		
			と接続することにより、屋内で使用でき		
			る設備である。		
			可搬型通話装置は、乾電池で動作可能 な設備である。 ◆		
			可搬型衛星電話(屋内用), 可搬型ト		
			ランシーバ(屋内用),可搬型衛星電話		
			(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋		
			外用)は、充電池で動作可能な設備であ		
			る。 �		
			さらに, 可搬型衛星電話(屋内用)及		
			び可搬型トランシーバ(屋内用)は、		
			「9.2.2.3 主要設備の仕様」の電気設		
			備の一部である制御建屋可搬型発電機並		
			びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施		
			設可搬型発電機又は「9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である		
			緊急時対策建屋用発電機から受電し、動		
			作可能な設備である。		
			乾電池を用いる設備は、7日間以上継		
			続して通話が可能な設備である。また,		
			充電池を用いる設備は,「9.2.2.3 主		
			要設備の仕様」の電気設備の一部である		
			制御建屋可搬型発電機又は「9.16.2.3		
			主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部		
			である緊急時対策建屋用発電機にて充電・アは受害することでストリストが続		
			電,又は受電することで7日間以上継続 して通話が可能な設備である。 ◆		
			再処理事業所内の通信連絡を行うため		
			に必要な設備は、重大事故等対処設備と		
			して以下の所内通信連絡設備、所内デー		
			タ伝送設備及び代替通信連絡設備で構成		
			する。 ◆		
			a. 所内通信連絡設備		
			(a) 常設重大事故等対処設備		
			ページング装置(設計基準対象の施設と		
			兼用)		
			所内携帯電話(設計基準対象の施設と兼田)		
			用)		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (23 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			専用回線電話(設計基準対象の施設と兼		
			用)		
			一般加入電話(設計基準対象の施設と兼		
			用)		
			ファクシミリ(設計基準対象の施設と兼		
			用)		
			b. 所内データ伝送設備		
			(a) 常設重大事故等対処設備		
			プロセスデータ伝送サーバ(設計基準対		
			象の施設と兼用) 放射線管理用計算機(設計基準対象の施		
			双列隊自座用計算機(設計基準列家の施設と兼用)		
			環境中継サーバ(設計基準対象の施設と		
			兼用)		
			総合防災盤(設計基準対象の施設と兼		
			用)		
			c. 代替通信連絡設備		
			(a) 常設重大事故等対処設備		
			代替通話系統		
			(b) 可搬型重大事故等対処設備		
			可搬型通話装置		
			可搬型衛星電話(屋内用)		
			可搬型トランシーバ (屋内用)		
			可搬型衛星電話(屋外用)		
			可搬型トランシーバ(屋外用)		
			重大事故等が発生した場合に、計測等		
			を行った重大事故等の対処に必要なパラ		
			メータを再処理事業所内の必要な場所で		
			共有するための通信設備として、「(1)		
			a. 所内通信連絡設備」,「(1)b. 所		
			内データ伝送設備」及び「(1)c.代替 通信連絡設備」を使用する。 ◆		
			具体的には,「6.2.5.3 主要設備の		
			仕様」の情報把握計装設備の一部である		
			前処理建屋可搬型情報収集装置等,		
			「8.2.3 主要設備の仕様」の代替モニ		
			タリング設備の一部及び代替気象観測設		
			備の一部が配備されるまでは、代替通話		
			系統,可搬型通話装置,可搬型衛星電話		
			(屋内用), 可搬型トランシーバ(屋内		
			用),可搬型衛星電話(屋外用)及び可		
			搬型トランシーバ(屋外用)を使用す		
			る。 🕸		
			「6.2.5.3 主要設備の仕様」の情報		
			把握計装設備の一部である前処理建屋可		
			搬型情報収集装置等, 「8.2.3 主要設		
			備の仕様」の代替モニタリング設備の一		
			部及び代替気象観測設備の一部が配備さ		
			れた後は、計測等を行った重大事故等の		
			対処に必要なパラメータを「6.2.5.3		
			主要設備の仕様」の情報把握計装設備の		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (24 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			一部である前処理建屋可搬型情報収集装		
			置等,「8.2.3 主要設備の仕様」の代		
			替モニタリング設備の一部及び代替気象		
			観測設備の一部にて共有する。 🕸		
			再処理事業所内の通信連絡を行うため		
			に必要な設備のうち所内通信連絡設備及		
			び代替通信連絡設備は、漏えい又は異臭		
			等の異常を確認した場合においても使用		
			する。◇		
			(2) 再処理事業所外への通信連絡を		
			行うために必要な設備		
			重大事故等が発生した場合において,		
			再処理事業所外の通信連絡をする必要の		
			ある場所と通信連絡を行うための代替通		
			信連絡設備として、統合原子力防災ネッ		
			トワーク I P電話, 統合原子力防災ネッ		
			トワーク IP-FAX, 統合原子力防災		
			ネットワークTV会議システム及びデー		
			タ伝送設備を設置する。 ◆		
			重大事故等が発生した場合において,		
			再処理事業所外の通信連絡をする必要の		
			ある場所と通信連絡を行うための代替通		
			信連絡設備として,可搬型衛星電話(屋		
			内用),可搬型衛星電話(屋外用)を配		
			備する。 ◇		
			重大事故等が発生した場合において,		
			代替通信連絡設備へ給電するための設備		
			として, 「9.16.2.3 主要設備の仕様」		
			の緊急時対策所の一部である緊急時対策		
			建屋用発電機を常設重大事故等対処設備		
			として設置する。 ◆		
			重大事故等が発生した場合において,		
			通信連絡設備へ給電するための設備とし		
			て,「9.2.2.3 主要設備の仕様」の電		
			気設備の一部である受電開閉設備等を常		
			設重大事故等対処設備として位置付け		
			る。 �		
			設計基準対象の施設と兼用する所外通		
			信連絡設備の統合原子力防災ネットワー		
			ク I P電話, 統合原子力防災ネットワー		
			クIP-FAX, 統合原子力防災ネット		
			ワークTV会議システム、一般加入電		
			話,一般携帯電話,衛星携帯電話及びフ		
			アクシミリを常設重大事故等対処設備と		
			して位置付ける。		
			設計基準対象の施設と兼用する所外デ		
			ータ伝送設備のデータ伝送設備を常設重		
			大事故等対処設備として位置付ける。		
			(1)		
			統合原子力防災ネットワーク I P電		
			話、統合原子力防災ネットワークIP-		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (25 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			FAX, 統合原子力防災ネットワークT		
			V会議システムは、専用回線を介して再		
			処理事業所外へ通信連絡を行うために使		
			用するものであり、常設重大事故等対処		
			設備として緊急時対策建屋に設置する。		
			♠		
			可搬型衛星電話(屋内用)は,再処理		
			事業所外へ通信連絡を行うために使用す		
			るものであり、衛星回線又は無線回線を		
			用いて通信連絡を行う設備である。 ③		
			可搬型衛星電話(屋内用)は,可搬型		
			重大事故等対処設備として、緊急時対策		
			建屋及び外部保管エリアに保管する。		
			\Diamond		
			可搬型衛星電話(屋外用)は,再処理		
			事業所外へ通信連絡を行うために使用す		
			るものであり、衛星回線又は無線回線を		
			用いて通信連絡を行う設備である。 ۞		
			可搬型衛星電話(屋外用)は,可搬型		
			重大事故等対処設備として,制御建屋及		
			び外部保管エリアに保管する。 ◆		
			可搬型衛星電話(屋内用)は、ハンド		
			セットを緊急時対策所に配備し,屋外に		
			配備したアンテナと接続することによ		
			り、屋内で使用可能な設備である。 ◇		
			データ伝送設備は, 再処理事業所外の		
			緊急時対策支援システム(ERSS)へ		
			必要なデータを伝送するための設備であ		
			り、常設重大事故等対処設備として緊急		
			時対策建屋に設置する。 ◇		
			統合原子力防災ネットワークIP電		
			話、統合原子力防災ネットワーク I P-		
			FAX、統合原子力防災ネットワークT		
			V会議システム及びデータ伝送設備は,		
			「9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時		
			対策所の一部である緊急時対策建屋用発		
			電機から受電することにより動作可能な		
			設備である。 ◇		
			可搬型衛星電話(屋内用)は,		
			「9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時		
			対策所の一部である緊急時対策建屋用発		
			電機から受電することにより動作可能な		
			設備である。 ◇		
			可搬型衛星電話(屋外用)は、代替電		
			源として充電池で動作可能な設備であ		
			る。 �		
			再処理事業所外への通信連絡を行うた		
			めに必要な設備は, 重大事故等対処設備		
			として以下の所外通信連絡設備, 所外デ		
			ータ伝送設備及び代替通信連絡設備で構		
			成する。 ◆		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (26 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			再処理事業所外への通信設備のうち,		
			統合原子力防災ネットワーク I P電話,		
			統合原子力防災ネットワークIP-FA		
			X, 統合原子力防災ネットワーク T V 会		
			議システム, 可搬型衛星電話(屋内用)		
			及び可搬型衛星電話(屋外用)は, MO		
			X燃料加工施設と共用する。 ◆		
			a. 所外通信連絡設備		
			(a) 常設重大事故等対処設備		
			統合原子力防災ネットワークIP電話		
			(設計基準対象の施設と兼用)		
			統合原子力防災ネットワークIP-FA		
			X (設計基準対象の施設と兼用)		
			統合原子力防災ネットワークTV会議シ		
			ステム(設計基準対象の施設と兼用)		
			一般加入電話(設計基準対象の施設と兼		
			用)		
			一般携帯電話(設計基準対象の施設と兼		
			用)		
			衛星携帯電話(設計基準対象の施設と兼		
			用)		
			ファクシミリ(設計基準対象の施設と兼		
			用) 💠		
			b. 所外データ伝送設備		
			(a) 常設重大事故等対処設備		
			データ伝送設備(設計基準対象の施設と		
			兼用)		
			c. 代替通信連絡設備		
			(a) 常設重大事故等対処設備		
			統合原子力防災ネットワークIP電話		
			(設計基準対象の施設と兼用) (MOX		
			燃料加工施設と共用)		
			統合原子力防災ネットワークIP-FA		
			X(設計基準対象の施設と兼用)(MO		
			X燃料加工施設と共用)		
			統合原子力防災ネットワークTV会議シ		
			ステム(設計基準対象の施設と兼用)		
			(MOX燃料加工施設と共用)		
			データ伝送設備(設計基準対象の施設と		
			兼用)		
			(b) 可搬型重大事故等対処設備		
			可搬型衛星電話(屋内用)(MOX燃料		
			加工施設と共用)		
			可搬型衛星電話(屋外用)(MOX燃料		
			加工施設と共用)		
			重大事故等が発生した場合に、計測等を		
			行った重大事故等の対処に必要なパラメ		
			ータを再処理事業所外の必要な場所で共		
			有する通信設備として,「(2)a.所外		
			通信連絡設備」,「(2)b. 所外データ		
			伝送設備」及び「(2) c. 代替通信連絡		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (27 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			設備」を使用する。 🕸		
			具体的には、「6.2.5.3 主要設備の		
			仕様」の情報把握計装設備の一部である		
			前処理建屋可搬型情報収集装置等,		
			「8.2.3 主要設備の仕様」の代替モニ		
			タリング設備の一部及び代替気象観測設		
			備の一部が配備されるまでは、可搬型衛		
			星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話		
			(屋外用)を使用する。 🕸		
			「6.2.5.3 主要設備の仕様」の情報		
			把握計装設備の一部である前処理建屋可		
			搬型情報収集装置等,「8.2.3 主要設		
			備の仕様」の代替モニタリング設備の一		
			部及び代替気象観測設備の一部が配備さ		
			れた後は、計測等を行った重大事故等の		
			対処に必要なパラメータをデータ伝送設		
			備にて送信し、共有する。 ⑤		
			再処理事業所外への通信連絡を行うた		
			めに必要な設備のうち所外通信連絡設備		
			及び代替通信連絡設備は、漏えい又は異		
			臭等の異常を確認した場合においても使		
			用する。		
			9.17.2.5 試験・検査		
			「1.7.18(4) b. 試験・検査性」に示		
			す基本方針を踏まえ以下のとおり設計す		
			る。◇		
	所内通信連絡設備のページング装置,		所内通信連絡設備のページング装置,		
	所内携带電話, 専用回線電話, 一般加入		所内携带電話, 専用回線電話, 一般加入		
	電話、ファクシミリ、所内データ伝送設		電話,ファクシミリ,所内データ伝送設		
	備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線		備のプロセスデータ伝送サーバ,放射線		
	管理用計算機、環境中継サーバ、総合防		管理用計算機,環境中継サーバ,総合防		
	災盤,所外通信連絡設備の一般加入電		災盤, 所外通信連絡設備の一般加入電		
	話,一般携帯電話,衛星携帯電話,ファ		話,一般携帯電話,衛星携帯電話,ファ		
	クシミリ、所外データ伝送設備のデータ		クシミリ,所外データ伝送設備のデータ		
	伝送設備,代替通信連絡設備の統合原子		伝送設備,代替通信連絡設備の統合原子		
	力防災ネットワーク IP 電話,統合原子		力防災ネットワーク I P電話, 統合原子		
	力防災ネットワーク IP-FAX, 統合原子力		力防災ネットワーク I P-FAX, 統合		
	防災ネットワーク TV 会議システム及び		原子力防災ネットワークTV会議システ		
	データ伝送設備は、通常時において、重		ム及びデータ伝送設備は, 再処理施設の		
	大事故等への対処に必要な機能を確認す		運転中又は停止中に機能、性能及び外観		
	<u>るため</u> ,性能及び外観の確認が可能な設		の確認が可能な設計とする。 ⑨-1		
	計とする。また、当該機能を健全に維持				
	するため、取替え、保修等が可能な設計				
	とする。9-1				
【許可からの変更点】					
36条展開に伴う記載の適	<u> </u>				
正化。(以下同じ)					
	<u>-</u>				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (28 / 28)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	代替通信連絡設備の可搬型通話装置, 可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーバ(屋内用),可搬型衛星電話 (屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋 外用)は,通常時において,重大事故等への対処に必要な機能を確認するため, 独立して機能,性能及び外観の確認が可能な設計とする。また,当該機能を健全に維持するため,取替え,保修等が可能な設計とする。⑨-2		代替通信連絡設備の可搬型通話装置, 可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーバ(屋内用),可搬型衛星電話 (屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋 外用)は,再処理施設の運転中又は停止中に独立して機能,性能及び外観の確認が可能な設計とする。 ⑨-2		
			また、代替通信連絡設備の可搬型通話 装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型衛星 型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星 電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ (屋外用)は、保管数量及び保管状態を 定期的に確認する。 ◆ 乾電池を用いるものについては、定期 的に乾電池を交換する。充電池を用いる ものについては、定期的に充電を行う。 ◆		

	第五十一条(通信連絡を行うために必要な設備)							
1. 技	技術基準の条文,解釈への適合に関 「		 		Г			
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方(理由)	項・号	解釈	添付書類			
1)	通信連絡設備及び代替通信連 絡設備に関する設計方針	技術基準の要求を受けている内容	1項	_	a			
2	代替通信連絡設備の使用方法 に関する設計方針	 技術基準の要求を受けている内容 	1項	_	a			
3	代替通信連絡設備の電源に関 する設計方針	技術基準の要求を受けている内容	1項	_	a			
4	共通要因故障に関する内容	技術基準規則(第30条)に基づく 共通設計方針のうち,技術基準規 則(第51条)の設備として考慮す べき特記事項	(36条2項1号) (36条3項2号) (36条3項4号) (36条3項6号)	_	b			
(5)	悪影響防止に関する内容	技術基準規則(第30条)に基づく 共通設計方針のうち,技術基準規 則(第51条)の設備として考慮す べき特記事項	一 (36条1項6号)	_	b			
6	個数及び容量に関する内容	技術基準規則(第30条)に基づく 共通設計方針のうち,技術基準規 則(第51条)の設備として考慮す べき特記事項	— (36条1項1号)	_	b			
7	環境条件等に関する内容	技術基準規則(第30条)に基づく 共通設計方針のうち,技術基準規 則(第51条)の設備として考慮す べき特記事項	(36条1項2号) (36条1項7号) (36条3項3号) (36条3項4号)	_	b			
8	操作性の確保に関する内容	技術基準規則(第30条)に基づく 共通設計方針のうち,技術基準規 則(第51条)の設備として考慮す べき特記事項	(36条1項3号) (36条1項5号) (36条3項1号) (36条3項5号)		b			
9	試験・検査性の確保に関する内容	通信連絡設備及び代替通信連絡設備の試験・検査に係る事項	— (36条1項4号)	_	b			
10)	緊急時対策所へのデータ伝送 に使用する設備	緊急時対策所へのデータ伝送に使 用する情報把握計装設備に係る事 項	1項 (47条1項) (47条2項)	_	_			
(1)	緊急時対策所へのデータ伝送 に使用する設備	緊急時対策所へのデータ伝送に使 用する放射線監視設備及び環境管 理設備に係る事項	1項 (49条1項) (49条2項)	_	_			

設工認申請書 各条文の設計の考え方

	1人工 10				1		
12	有毒ガスの発生の連絡に関す る記載 (制御室等)	第48条「制御室」の有毒ガスの発 生の連絡に係る要求を受けている 内容	- (48条1項)	_	а		
13	有毒ガスの発生の連絡に関す る記載 (緊急時対策所)	第50条「緊急時対策所」の有毒ガスの発生の連絡に係る要求を受けている内容	- (50条1項1号)	_	а		
2.事	業変更許可申請書の本文のうち、	基本設計方針に記載しないことの考	きえ方				
No.	項目	考え方			添付書類		
I	緊急時対策所に関する事項	緊急時対策所に関する事項について 対策所」の基本設計方針で記載する	_				
2	電源設備に関する事項	電源設備に関する事項については, の基本設計方針で記載する。	_				
3.事	業変更許可申請書の添六のうち、	基本設計方針に記載しないことの考	まえ方				
No.	項目	考え方	添付書類				
1>	重複記載	事業変更許可申請書本文(設計方針)と内容が重複する ため、記載しない。			_		
2>	手順に関する記載	保安規定に定めて管理するため記載しない。			_		
\$	通信連絡設備及び代替通信連 絡設備の図面	代替通信連 通信連絡設備及び代替通信連絡設備に関する図面は添付 書類の「通信連絡設備に関する説明書」に示す。			а		
4>	代替通信連絡設備の詳細説明 代替通信連絡設備の具体構成及び使用場所は添付書類の 「通信連絡設備に関する説明書」に示す。			а			
\$	代替通信連絡設備のうちパラ メータ共有に用いる設備の構 成				a		
4. 添付書類等							
No.	書類名						
а	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書						
b	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書						
	<u> </u>						

別紙2

基本設計方針を踏まえた添付書類の 記載及び申請回次の展開

		1		1	T		ı			第1回	
項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明內容	説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第2章 個別項目 7. その他再处理設備の附属施設 7. その他の主要な事項 7.3 は、一番に乗る設備 7.3 は、通信業務設備 7.3 は、通信業務設備 再処理事業所には、重大事故等が発生した場合において再処理事業所の内外の通信業務をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。	設置要求	通信連絡設備	基本方針			_	-	-	-	-
2	代替通信連絡設備は,代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とした設計とする。	散置要求	通信連絡設備	基本方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 2. 1 通信連絡設備 (再処理事業所内) 2. 2 通信連絡設備 (再処理事業所外)	【2.1 通信連絡設備(再処理事業所内)】 通信連絡設備の設計の基本方針について説明する。 【2.2 通信連絡設備(再処理事業所外)】 通信連絡設備の設計の基本方針について説明する。	-	-	-	-	-
3	通信連絡設備は、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡 設備及び所外データ伝送設備で構成する。	設置要求	通信連絡設備	基本方針			-	-	-	-	-
	重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを必理事業所内の必要な場所で共有するための代替通信連絡設備として、代替通話系統、可樂型通話装置、可樂型衛星電話(屋外用)、可樂型トランシーバ(屋外用)、可樂型トランシーバ(屋外用)を設ける設計とする。		代替通話系統 可樂型通話被應 可樂型製造器能 原外用)可樂型トランシーバ(屋内用) 可樂型製造器(屋外用) 可樂型製造器(屋外用) 可樂型トランシーバ(屋外用)	基本方針設計方針	VI-1-1-8 適信連絡影像に関する説明書 3.施設の詳細設計分針 3.施設の詳細設計分針 3.1.6 中熱連話系株及び可絶型通話装置 3.1.7 可級型級単電話(屋内用)及び可樂型 電話(展別 3.1.8 可樂型トランシーバ(屋内用)及び可 樂型トランシーズ(屋外用)	【3.1 通信連絡設備(再処理事業所内)】 代替通信連絡設備(再処理事業所内)】 代替通信連絡設備の構成について説明する。 【3.1.6 代替通話系統及び可樂型通話装置) 代替通話系統及び可樂型通話装置の構成について説明する。 【3.1.7 可樂型衛星電話(屋内用)及び可樂型衛星電話(屋外用)別の構成について説明する。 【型トランシーバ(屋内用)及び可樂型トランシーバ(屋内用)及び可樂型トランシーバ(屋内用)及び可樂型トランシーバ(屋内用)及び可樂型トランシーバ(屋内用)及び可樂型トランシーバ(屋外用)の構成について説明する。	_	_	_	_	_
5	緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するため の設備として、情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統等を 使用する設計とする。	機能要求①	計測制御系統施設 (計装設備) (許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1~4図)	設計方針 (設備構成)	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計力針 3.1 通信連絡設備(再処理事業所内) VI-1-2-1 計測装置の構成に関する説明書並びに 計測範囲及び等級所を翻に関する説明書 3. 大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生 した場合の必要は情報を把握するための詳細設計 3. 1度視パラメータ 3. 2配備成 3. 2配備成 3. 2配備成 3. 2配備成 3. 2配備成 3. 2配備成 3. 2配備成 3. 2配備成	【3.1 通信連絡設備(再処理事業所内)】 緊急時対策所・データ伝送するための設備の構成 について説明する。 【3. 大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の必要な情報を把握するための詳細設計 計】・各設備の評細設計について説明する。 ・監視パラメータの記録及び保存するための構成 について、説明する。	_	_		_	-
6	情報把握計装設僧については第2章 個別項目の「4.3 制御室」の 「4.3.1 計測制御装置」に示す。	冒頭宣言	-	-	-	-	_	-	-	-	-
7	緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するため の設備として、代替モニタリンク深酸の可能型排気モニタリンク用データ 伝送装置及び再整型環境モニタリンク用データ伝送装置とに代替気象観 測設備の可樂型気象観測用データ伝送装置を使用する設計とする。	機能要求①	放射線管理施設 (代替モニタリング設備) (許可文中、第8.2-3表(1)) 放射線管理版 (代替攻乗最測設備) (許可文中、第8.2-3表(1))	設計方針 (設備構成)	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する設明書 3.施設の詳細設計が発 VI-1-4-1 放射整管理施設の構成に関する設明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する設明書がに計測範囲及び警報動作範囲に関する設明書 3. 放射線管理施設の構成 3. (大き上・タリン/設備 3.4.1 (大き排気モニタリン/設備 3.4.1 (大き排気モニタリン/設備 3.4.2 (大き環境型環境モニタリン/設備 3.4.2 (大き環境型環境モニタリン/設備 3.7 (大き気楽規測設備 3.7 (大き気楽規測設備 3.7.1 可模型気条規測設備	【3.1 通信連絡設備(再処理事業所内)】 緊急時対策所、データ伝送するための設備の構成 について説明する。 【3.4.1.1 可難型排気モニタリング設備】 ・可能型排気モニタリング設備の測定値のデータ 伝送について説明する。 【3.4.2.1 可難型環境モニタリング設備】 ・可能型環境モニタリング設備の測定値のデータ 伝送について説明する。 【3.7.1 可能型気象観測設備】 ・可能型気象観測設備) ・可能型気象観測設備 ・可能型気象観測設備の 表現のデータ伝送について説明する。	-	_	_	-	-
8	代替モニタリング設備については第2章 個別項目の「6.2 代替モニタリ ング設備」に、代替気象観測設備については第2章 個別項目の「6.7 代 替気象観測設備」に示す。	冒頭宣言	-	基本方針	-	-	_	-	_	-	_
9	設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のベージング装置、所内 携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを常設重大事故 等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、再処理 事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。	設置要求	ページング装置 所内側線電話 専用側線電話 ファクシミリ	設計方針	VI-1-1-8	(3.1 通信連絡設備(再処理事業所内)】 重大事故等外処設備として位置付ける所内通信連 絡設備の構設について説明する。 (3.1.1 ページング装置) ページング装置を重大事故等対処設備として位置 付けることを説明する。 (3.1.2 所内集帯電話) 所内携帯電話を重大事故等対処設備として位置付 けることを説明する。 (3.1.3 専用回線電話) 専用回線電話を重大事故等対処設備として位置付 けることを説明する。 (3.1.4 一般内入電話) 一般加入電話と重大事故等対処設備として位置付 けることを説明する。 (3.1.5 ファクシミリ】 ファクシミリる ファクシミリを直大事故等対処設備として位置付 けることを説明する。		_	_	_	_

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設	第2回 申請対象設備 (別設工認② 後) 海洋放出管切り順し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
7.3 その 7.3.10 1 7.3.10.2 再処理事 外の通信	周別項目 他再処理設備の附属施設 他再処理設備の附属施設 他の主要な事項 通信連絡設備 、代替通信連絡設備 業所には、重集事故等が発生した場合において再処理事業所の「 連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備。 信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。	設置要求	通信連絡設備	基本方針	0	-	通信連絡設備	通信連絡設備	-	_		
2 代替通信2 らの給電	連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。) » を可能とした設計とする。	³)設置要求	通信連絡設備	基本方針	0	-	通信連絡設備	-	-	-	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 2.1 通信連絡設備(再処理事業所内) 2.2 通信連絡設備(再処理事業所外)	【通信連絡設備の設計の基本方針】 適信連絡設備の設計の基本方針について説明する。
3 通信連絡設備及び	設備は,所内通信連絡設備,所内データ伝送設備,所外通信連維所外データ伝送設備で構成する。	^各 設置要求	通信連絡設備	基本方針	0	_	通信連絡設備	通信連絡設備	-	-		
要のある 処理事業 株通託系	等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする。 場所と通信連絡を行うため、及び計劃等を行ったパラメータを 所内の必要な場所で共有するための代替通道線配備として、 統、可模型通話接應、可模型衛星電話(屋内用)、可模型トラ 提内用)、可模型等星電話(屋外用)及び可樂型トランシーバ)を設ける設計とする。	再	代替通話系統 可製型製造誌変置 可製型製金電話(屋内用) 可製型制定電話(屋内用) 可製型制定語(屋外用) 可製型制定語(屋外用) 可製型制定語(屋外用)	基本方針 設計方針	0	-	代禁通話系統 可樂型通話装置 可樂型小型電話 (屋内用) 可樂型トランシーバ(屋内用) 可樂型トランシーバ(屋外用) 可樂型トランシーバ(屋外用) 可樂型トランシーバ(屋外用)	_	_	_	VI-1-1-8 通信運搬設備に関する説明書 2. 基本方針 2. 1 通信連絡設備 (再処理事業所内) 3. 施設の詳細設計方針 3. 1 通信連絡設備 (再処理事業所内) 3. 1. 6 代等通話系統及び可樂空通話装 3. 1. 7 可報型衛星電話 (屋内用) 及び 海星電話 (風外用) 3. 1. 8 可報型ドランシーバ (屋内用) 夏 概型トランシーバ (屋外用)	T搬型
5 の設備と	策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するた して、情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統等: 設計とする。	め を 機能要求①	計測制柳系統施設 (計装設備) (許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1~	設計方針 (設備構成)	0	-	計測制御系統施設(計装設備) (許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1		-	_	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1 通信連絡設備(再処理事業所内) VI-1-2-1 計測装置の情核に限する説明書 3. 大型航空機の衝突その他のテロリズムが した場合の必要な情報を把握するための詳 3. 1監視パラメータ 3. 2設備構成 3. 2設備構成 3. 2.2 計劃装置	発生 また場合の必要な情報を把握するための詳細設
6 情報把握 「4.3.1	計装設備については第2章 優別項目の「4.3 制御室」の 計劃制御装置」に示す。	冒頭宣言	-	-	_	-	-	-	-	_	-	-
7 の設備と 不 伝送装置 測設備の	策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するた して、代替モニタリング設備の可樂型排気モニタリング用デー 及び可樂型製造モニタリング用データ医送製置並びに代替気象 可搬型気象観測用データ伝送装置を使用する設計とする。 タリング設備については第2章 個別項目の「6.2 代替モニタ	機能要求①	放射線管理施設(代替モニタリング設備) (許可文中、第8.2-3表(1)) 放射線管理版(代替%金製測設備) (許可文中、第8.2-3表(1))	胶計方針 (設備構成)	0	_	放射線管理施設(代替モニタリング設 (許可文中、第2-3表(1)) 放射線管理施設(代替安線製測設備) (許可文中、第8.2-3表(1))	_	_	_	VI-11-18 通信維格設備に関する説明書 2.基本方針 2.1 通信連絡設備(再処理事業所内) VI-1-4-1 放射線管理施設の構成に関する記 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する記 3. 放射線管理施設の構成 3.4.1 代替採をエニタリング設備 3.4.1 可能型排気モニタリング設備 3.4.1 可能型排気モニタリング設 3.4.2 可能型排気をエータリング設 3.4.2 可能型環境モニタリング設 3.7.1 可能型環境モニタリング設 3.7.1 可能型環境モニタリング設 3.7.1 可能型環境モニタリング設	原明書 (3.4.1.1 可敬至呼及セーラリング設備) 「助敬至呼及セータリング設備の測定値のデータ 伝送について説明する。 [3.4.2.1 可數型環境モニタリング設備] 「可數型環境モニタリング設備の測定値のデータ 伝送について説明する。
8 ング設備 替気象観	タリング設備については第2章 個別項目の「6.2 代替モニタ」 」は、代替実験裏測設備については第2章 個別項目の「6.7 付 測設備」に示す。	行宜頭冒 升	_	基本方針	_	-	_	_	_	_	_	_
9 携帯電話等対処設	対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置,所 ,専用回線電話,一般加入電話及びファクシミリを常設重大事 備として位置付け,重大事故等が発生した場合において,再処 の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。	放 理 設置要求	ページング装置 所内携者電話 専用回機電話 一般加入電話 ファクシミリ	設計方針	0	-	ベージング装置 所内携帯電話 専用回線電話 一般加入ミリ	ページング装置 所内携帯電話	-	_	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1 通信連絡設備 (再処理事業所内) 3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備 (再処理事業所内) 3.1.1 で・ジング装置 3.1.2 所内携帯電話 3.1.3 再回線電話 3.1.4 一般加入電話 3.1.5 ファクシミリ	【所内通信連絡設備の構成】 重大事故等対処整備として位置付ける所内通信連 結設備の構成について設明する。

										第1回	
項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
サーバ 事故等	(準対象の施設と兼用する所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送 、放射線管理用計算線、環境中離サーバ及び総合防災整合常設重大 対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合とおいて、計 行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有する設計と	設置要求	プロセスデータ伝送サーバ 放射線管理用計算機 環境中職サーバ 総合防災盤	設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関于る證明書 3.施設の詳細設計7時 3.加管連絡設備(再処理事業所内) 3.1.到 所內データ伝送設備	【3.1.9 所内データ伝送設備】 重大事故等対象設備として位置付ける所内データ 伝送設備の構成について説明する。	_	-	_	-	-
11 ム混合	1話系統は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・ブルトニウ 服硝建屋及び高レベル原液ガラス固化建屋に設置し、可樂型通話装 統して使用可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関于る證明書 3.施設の詳細設計方針 3.1.通信連絡設備(再处理事業所內) 3.1.6 代替通話系統及び可樂型通話装置	【3.1.6 代替通話系統及び可線型通話装置】 代替通話系統及び可線型通話装置の使用方法につ いて説明する。	-	-	_	-	-
ウム店 12 際に使 ること	!通話装置は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・ブルトニ合配両建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内で必要な連絡を行う用するものであり、可能型通話装置の端末を代替過話系統に接続すて、代替通話系載として可能型通話装置の端末間で通信連絡を行ができる設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計が對 3.1 通信連絡設備(再処理事業所内) 3.1.1 信 代替連話系統及び可搬型通話装置	【3.1.6 代替通話系統及び可樂型通話装置】 代替通話系統及で可樂型通話装置の使用方法について説明する。	-	-	_	_	_
13 可搬型	通話装置は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	VI-I-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3. 1. 通信連絡設備(再处理事業所内) 3. 1. 6 代替通話系統及び可樂型通話装置	【3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置】 可搬型通話装置の保管場所について説明する。	_	-	-	-	-
	2衛星電話(屋内用), 可樂型トランシーバ(屋内用), 可樂型衛星 屋外用)及び可樂型トランシーバ(屋外用)は、使用活燃料受入 蔵建屋, 制御建屋、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する する。		通信連絡設備	設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3. 1 通信連絡設備 (再処理事業所内)	【3.1.7 可能型衛星電話(屋内用)及び可能型衛星電話(屋外用) 可能型衛星電話(屋外用) 可能型衛星電話(屋内用)及び可能型衛星電話 (屋外用)の保管場所について説明する。		-	_	-	-
15 蔵施部	衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)は、ハンド を中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯 の制御室に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することによ 内内で使用できる設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	3.1.7 可樂型衛星電話(屋内用)及び可樂型 衛星電話(屋外用) 3.1.8 可樂型トランシーバ(屋内用)及び可 樂型トランシーバ(屋外用)	【3.1.8 可検型トランシーバ(屋内用)及び可検型トランシーバ(屋内用)及び可検型トランシーバ(屋内用)及び可検型トランーバ(屋内用)及び可検型トランシーバ(屋外用)の保管場所について説明する。	_	-	_	_	-
16 可搬型	J通話装置は、乾電池で動作可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	VI-1-1-8 通信准務を傾に関する説明書 3、施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備(再処理事業所内) 3.1.6 代替通話系統及び可樂型通話装置	【3.1.6 代替通話系統及び可能型通話装置】 可搬型通話装置の電源について説明する。	_	_	_	-	-
電話 な設計 バ(屋 入れ施	1衛星電話(屋内用)、可樂型トランシーバ(屋内用)、可樂型衛星 屋外用)及び可樂型トランシーバ(屋外用)は、充電池で動作可能 とする。さらに、可樂型衛星電話(屋内用)及で可樂型トランシー 内用)は、代替電源設備の前時建屋「雅型及電機、使用予度 設及び貯蔵施設可樂型条電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時 屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備 (再処理事業所内) 3.1.7 可微型衛星電話 (屋内用) 及び可樂型 衛星電話 (屋外用) 3.1.8 可敷型 ランシーバ (屋内用) 及び可 漿型トランシーバ (屋内用) 及び可	【3.1.7 可検型衛星電話(屋内用)及び可検型衛星電話(屋外用) 屋電話(屋外用) 可模型衛星電話(屋内用)及び可模型衛星電話 (屋外用)の電源にいて説明する。 (屋外用)の電源にいて説明する。 型トランシーバ(屋内用)及び可模型トランシーバ(屋外用)及び可模型トランシーバ(屋外用) 可模型トランシーバ(屋外用)及び可模型トランシーバ(屋外用)の電源について説明する。		_	_	_	_
る。ま 18 型発電 対策強	1を用いるものについては7日間以上継続して通話ができる設計とす た、充電池を用いるものについては、代替電源政値の制御建屋可機 機、使用済勢中の受入地蔵及び門廠施政可機型を電機と採集色時 屋電源政備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで 以上継続して通話ができる設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計分針 3. 1 通信連絡設備(再処理事業所内) 3. 1.6 「特連語系統及「可樂型通話装置 3. 1.7 可樂型報電電話(屋内用)及び可樂型 衛星電話(屋外用) 3. 1.8 可樂型トランシーバ(屋内用)及び可 樂型トランシーバ(屋外用)	【3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置】 可搬型通話装置の電源について説明する。 【3.1.7 可機型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛 星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話 (屋外用)の電源について説明する。 (屋外用)の電源について説明する。 型トランシーバ(屋内用)及び可搬型 型トランシーバ(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)の電源について説明する。	_	-	-	_	_
19 代替通	信連絡設備のうち可樂型衛星電話 (屋内用) 及び可樂型衛星電話 用) は、MOX燃料加工施設と共用する。	設置要求	通信連絡設備	設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が 使用される条件の下における健全性に関する説明 書	【代替通信連絡設備の共用】 代替通信連絡設備の共用について説明する。	_	-	_	-	-

				1			第2回	1			
項目番号	基本設計方針 要求種別	月 主な設備	展開事項	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ陣屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り雕し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
サ・ 10 事i	・基準対象の施設と兼用する所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送 べ、放射線管理用計算機、環境中離サーバ及び総合防災盤を常設重大 等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、計 設置要求 を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有する設計と 。	プロセスデータ伝送サーバ 放射線管理用計算機 環境中継サーバ 総合防災盤	設計方針	0	-	ブロセスデータ伝送サーバ 放射線管理用計算機 環境中継サーバ 総合防災整	-	-	-	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2. 基本方針 2. 1 通信/維絡設備(再处理事業所內) 3. 施設の詳細設計方針 3. 1 通信/維絡設備(再处理事業所內) 3. 1.9 所內データ伝送設備	【所内データ伝送設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所内データ 伝送設備の構成について説明する。
11 A	・通話系統は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・ブルトニウ 合税病建量及び高レベル廃破ガラス固化建屋に設置し、可搬型通話装 設置要求 接続して使用可能な設計とする。	通信連絡設備	設計方針	0	-	通信連絡設備	-	-	_	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1.通信連絡設備(再処理事業所內) 3.1.6 代替通話来就及び可赖型通話装置	【代替通信連絡設備の使用方法】 代替通信連絡設備の使用方法について説明する。 【代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所】 代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所につい て説明する。
12 際に	2型通話装置は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・ブルトニ 混合限時建度なび高レベル廃液ガラス固化建屋内で必要な連絡を行う 使用するものであり、可模型通話装置の端末を代替通話系統に接続す 設置を大きた。代替通話系統を通じて可樂型通話装置の端末間で通信連絡を行 とができる設計とする。	通信連絡設備	設計方針	0	_	通信連絡設備	-	-	-	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.施設の詳細設計方針 3.1.6 代替通話系統及び可樂型通話装置	【代替通信連絡設備の使用方法】 代替通信連絡設備の使用方法について説明する。
13 可ქ	・型通話装置は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。 設置要求	連信連絡設備	設計方針	0	-	通信連絡設備	-	-	-	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の評練設計方對 3.施設の評練設計方對 3.1.6 代替通話系統及び可樂型通話装置	【代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所】 代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所につい て説明する。
14 電	を型衛星電話(屋内用), 可搬型 トランシーバ(屋内用), 可搬型 衛星 (屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、使用済燃料受入 貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する 設置要求 とする。	通信連絡設備	設計方針	0	-	通信連絡設備	-	-	-	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3. 1 通信連絡設備(再処理事業所内)	【代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所】 代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所につい で説明する。
15 蔵	を型像星電話(屋内用)及び可能型トランシーバ(屋内用)は、ハンドトトを中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯設の制御室に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することによ 屋内で使用できる設計とする。	通信連絡設備	設計方針	0	-	通信連絡設備	-	-	_	3.1.7 可線型衛星電話(屋内用)及び可線 衛星電話(屋外用) 3.1.8 可線型トランシーバ(屋内用)及び 線型トランシーバ(屋外用)	
16 可非	受型通話装置は, 乾電池で動作可能な設計とする。 設置要求	通信連絡設備	設計方針	0	-	通信連絡設備	-	-	_	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備 (再処理事業所内) 3.1.6 代替通話系統及び可樂型通話装置	【代替通信連絡設備の電源】 代替通信連絡設備の電源について説明する。
電: 17 パ 入:	受型衛星電話(風内用), 可模型トランシーバ(風内用), 可模型衛星 5 (風外用) 及び可模型トランシーバ(風外用)は、充電池で動作可能 2計とする。さらに、可模型衛星電話(屈内用)及び可模型トランシー 設固内用)は、代等電源設備の耐勢建国・環型発電機、使用系統制の受 能設及び呼吸施設可模型発電機又は緊急時対策建風電源設備の緊急時 建量用発電機がら受電し、動作可能な設計とする。	通信連絡設備	設計方針	0	-	通信連絡設備	-	-	-	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備(再処理事業所内) 3.1 通信連絡設備(再処理事業所内) 第星電話(原外用)及び可線 衛星電話(原外用)及び可線 振型トランシーバ(屋内用)及び 板型トランシーバ(屋内用)及び	
る。 18 型 対	は池を用いるものについては7日間以上継続して通話ができる設計とすまた。 大電池を用いるものについては、代替電源を優の制御建屋可養電機、使用が終わめ受入れ渡及及び野厳証の事態緊電機以は緊急時 設置要求理趣屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで 即以上継続して通話ができる設計とする。	通信連絡設備	設計方針	0	-	通信連絡設備	-	-	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の評細設計方針 3.1 通信総設備(再処理事業所内) 3.1.6 代替通話系級及び可樂型通話が 3.1.7 前整型衛星電話(殿内用)及び 衛星電話(殿外用) 3.1.8 可能型トランシーバ(屋内用) 搬型トランシーバ(屋外用)	般型	
19 代	走通信連絡設備のうち可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話 設置要求 外用)は、MOX燃料加工施設と共用する。	通信連絡設備	設計方針(悪影響防止)	0	-	通信連絡設備	-	-	_	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備 使用される条件の下における健全性に関する説 書	が 【代替通信連絡設備の共用】 明 代替通信連絡設備の共用について説明する。

			1							第1回	
項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明內容	説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
れて、 人施リラ 20 の予 発生	内通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始さ ている法體で、化学物質の漏えい双は異臭等の異常な確認した者(如金 必的機関から情報を入手した者)が中央制御窓の実施組織要員(実 責任者)に有志力なの発生を連絡する場合、中央制御窓の実施組織要員、 基証報任者)のも中、制御室の実施組織要員(実施責任者)から使 発生が建給する場合、中央制御室の実施組織要員(実施責任者)から使 発生が進給する場合を以中、制御室の実施組織要員(実施責任等)から数 が整件の受入れ施設及び貯蔵型の制御室の実施組織要員(実施責任等)から野 大き連絡する場合及び中央制御室の実施組織要員(実施責任等)から野 が実所の重大事故等の対処と必要な指示を行う要員(非常事故等の対処と要な 部の本部長)に有書ガスの発生を連絡する場合においても使用する。	設置要求	通信連絡設備	基本方針設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2.基本設計方針 2.1 通信連絡設備 (再処理事業所内) 3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備 (再処理事業所内)	【2.1 通信連絡設備(再処理事業所內)】 所內通信連絡設備(再処理事業所內)】 所內通信連絡設備(阿姓理事業所內)】 所內通信連絡設備及び特善信連絡設備は、重勢			_	_	
21 合原	大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必 のある場所と通信連絡を行うため、及び非常等を行ったバラメータを再 理事業所外の必要を場合で共有するための代替通信連絡設備として、統 東大力原以ネットロープロを調 で大力原以ネットワープロを調 合係で力防災ネットワーツで会議システム、データ伝送設備、可線型衛 電話(屋内用)及び可樂型衛星電話(屋外用)を設ける設計とする。	設置要求	統合原子力防災ネットワーク I P 電話 統合原子力防災ネットワーク I P ー F A X 統合原子力防災ネットワーク I P ー F A X 統一の 存記受益 可能型衛星電話(屋内用) 可能型衛星電話(屋外用)	設計方針	VI-1-1-8 油信運絡設備に関する認明書 3.施設の詳細設計/5針 3.2 通信連絡設備(再処理事業所外) 3.2 通信連絡設備(再処理事業所外) 3.2 前信連絡設備(再処理事業所外) 3.2 前の第一分の設定をリンテクリアーク I P 電 読、統合原子力防災ネットワーク I T シェックストム 3.2 6 可製造船電電話(屋内用)及び可搬型 常星電話(屋外用) 3.2 7 所分データ伝送設備	【3.2.1 統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP電話。統合原子力防災ネットワークIP電影、統合原子力防災ネットワークIP電影、総合原子力防災ネットワークIP電影の構成を設明する。 【3.2.6 可機の最早電話(屋内用)及で可機型衛星電話(屋外用)】 可機型衛星電話(屋内用)及び可機型衛星電話(屋外用)の構成を設明する。 【3.2.7 所外データ伝送設備】 【3.2.7 所外データ伝送設備】 【3.2.7 所外データ伝送設備】 「所外データ伝送設備の構成を説明する。		-	-	_	-
フ- トリ ジン 発生	計基準対象の施設と乗用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネット トラル電話。統合原子力防災ネットワークIP-FAX。統合原子力防災ネットフークTO会議システム。一般加入電話。一般標帯電話。 海退標帯電話及 フッシミリを寄設は一事が変が処設備として優付け。 電子軟等が 上した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所 個信連絡を行う設計とする。		統合原子力防災ネットワークIP電話 統合原子力防災ネットワークIPーFAX 統合原子力防災ネットワークTV会議システム 一般加金額 一般携帯電話 フェクシミリ		VI-1-1-8 通信運絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計が針 3. 2. 通信運絡設備 「再処理事業所外) 3. 2.1 信送格設備 「再処理事業所外) 3. 2.1 能分原子力防災ネットワーク I P 電 統・部分予力防災ネットワーク I V 会議システム 3. 2.2 一般加入電話 3. 2.3 一般加州電話 3. 2.3 保護技術電話 3. 2.6 ファクシミリ	一般加入電話を重大事故等対処設備として位置付		_	_	_	_
23 設重で,	計基準対象の施設と兼用する所外データ伝送設備のデータ伝送設備を常 重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合におい 計画等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有する けとする。	設置要求	データ伝送設備	設計方針	3. 施設の詳細設計方針	【3.2.7 所外データ伝送設備】 データ伝送設備を重大事故等対処設備として位置 付けることを説明する。	_	-	_	_	-
24 FAX	合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP- は、合原子力防災ネットワークTI会議システム及びデータ伝送設備は、 急時対策速星に設置する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	2 th 25 or 24 (m 25 pt.) - 4 ct.	【3.2.1 統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP電が、統合原子力防災ネットフークIP和、充分原産場所を説明する。 【3.2.7 所外データ伝送設備】 【3.2.7 所外データ伝送設備】 「データ伝送設備の設度場所を説明する。	-	-	-	-	-
25 可 i する	慶型衛星電話(屋内用)は、緊急時対策建風及び外部保管エリアに保管 る設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計分針 3.2 通信連絡設備(再処理事業所外) 3.2.6 可觀觉結星電話(屋内用)及び可樂型 衛星電話(屋外用)	【3.2.6 可鞭型衛星電話(屋内用)及び可樂型衛星電話(屋外用) 屋電話(屋外用)】 可搬型衛星電話 屋内用)及び可鞭型衛星電話 (屋外用)の保管場所について説明する。	_	-	-	_	-
26 計 3	敷型衛星電話(屋外用)は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設 とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針			-	_	_	_	_

項目 基本設計方針	要求種別	月 主な設備	展開事項	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	第2回 申請対象設備 (別設工設② 海洋放出管切り雕し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が れている状態で、化学物質の補えい又は異臭等の異常を確認した者 とないが関係がある。中央制御室の実施組織要員は 第一次を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象 (実施報報要員は「実施報報要員は「実施報報要員は「実施報報要」 20 の発生を連絡する場合。中央制御室の実施組織要員は「実施責任者) 日済懋野の受入加速型及び貯積施型の実施組織要員(実施責任者) 発生を連絡する場合及び中央制御室の実施組織要員(実施責任者) 急時対策所の重大学な学の対域に必要は指示を行う。 会時対策所の重大学な学の対域に必要は指示を行うまいても使用す 本部の本部長)に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用す	(立会 実員 変変 実員 がらストラストラ を で の 緊 が り の り の り の り の り の り の り の り の り の り	通信准备設備	基本方針設計方針	0	_	通信連絡設備		_	_	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2.基本設計方針 2.1.通信連絡設備(再処理事業所内) 3.施設の詳細設計方針 3.1.通信連絡設備(再処理事業所内)	【2.1 通信連絡設備(再処理事業所內)】 所內通信連絡設備及你代替通信維密設備は、重大等故等への対处期時治えれても装能で、化字物等の深入い又が無限治されても装能で、化字物等の深入い又が異臭等の異常と確認とた。不可能が異ない。 「要な等への大力は異臭等の異常と確認とた。不可能とない。 「要ない、全球を持ち、一般である。「要ない。」 「実施組織要員(実施責任者)がもで表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、
重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡を要のある場所と通信連絡を行うため、及び計画等を行ったパラメー処理事業所外の必要な場所で共有するための代替通信連絡を催しる原子力防災ネットワークIP電話、総合原子力防災ネットワークIP電話、総合原子力防災ネットワークIP会議システム、データ伝送設備。車星電話(風内用)及び可樂型衛星電話(風外用)を設ける設計とす	· タを再 て、統 ?-FAX, 散置要求 「搬型衛	統合原子力防災ネットワークIP電話 統合原子力防災ネットワークIPFAX 統合原子力防災ネットワークIPFAX 新合原子力防災ネットワークTV会議システム デーケ伝送設備 可搬型衛星電話(屋内用) 可搬型衛星電話(屋外用)	基本方針設計方針	0	-	統合原子力防災ネットワークIP電話 統合原子力防災ネットワークIPFAX 統合原子力防災ネットワークIPFAX デーク伝送設備 可樂型衛星電話(屋内用) 可樂型衛星電話(屋外用)	-	_	_	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2. 基本方針 2. 2 通信連絡設備 (再処理事業所外) 3. 施設の詳細設計方針 3. 2 通信連絡設備 (再処理事業所外 3. 2. 1 統合原子力防災ネットワーク I P 電 話,統合原子力防災ネットワーク I P テ A X 、 総合原子力防災ネットワーク I P テ A X 、 3. 2. 6 可模型衛星電話(屋内用)及び可樂型 衛星電話(屋外用) 3. 2. 7 所外データ伝送設備	【代替通信連絡設備の構成】 代替通信連絡設備の構成について説明する。
設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防ジフーク1P電話、統合原子力防災ネットラークリーでは、統合原子力防災ネットの一分である。 22 15フークである会立まで本体等外配数値として位置付け、重大す 発生した場合にお示されて、再処理事業所外の通信連絡をする必要のま と通信連絡を行う設計とする。	i災ネッ 電話及 故等が 設置要求	統合原子力防災ネットワーク I P電話 統合原子力防災ネットワーク I PーFA X 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム 一般用機器 電話 一般基準電話 ファクシミリ	設計方針	0		統合原子力防災ネットワークIP電話 統合原子力防災ネットワークIPーFAX 統合原子力防災ネットワークTV会議システム 一般集帯電話 一般集帯電話 ファクシミリ		_	-	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2. 基本方針 2. 基本方針 3. 施設の詳細設計力計 3. 施設の詳細設計力計 3. 2. 通信連絡原序力助災ネットワーク I P電 3. 3. 2. 3. 2. 3. 2. 3. 2. 3. 2. 3. 2. 3. 2. 3. 2. 3. 2. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3.	【所外通信連絡設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所外通信連 絡設備の構成について説明する。
設計基準対象の施設と兼用する所外データ伝送設備のデータ伝送設 設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合 て、計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共 設計とする。	(備を常 におい) 設置要求 有する	データ伝送設備	設計方針	0	-	データ伝送設備	-	_	_	VI-1-8 油信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.2 通信連絡設備(再处理事業所外) 3.施設の詳細設計方對 3.2 通信連絡設備(再处理事業所外 3.2.7 所外データ伝送設備	【所外データ伝送設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所外データ 伝送設備の構成について説明する。
総合原子力防災ネットワークIP電話、総合原子力防災ネットワーク 24 FAX、合原子力防災ネットワークTY会議システム及びデータ伝送設 緊急時対策建屋に設置する設計とする。	IP- 備は, 設置要求	通信連絡設備	設計方針	0	_	通信述終設備	_	_	_	VI-1-1-8 油信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3. 2. 道(連絡設備 再処理事業所外) 3. 2. 道(維合原子力防災ネットワーク I P電 誌、統合原子力防災ネットワーク IP ート AX, 統合原子力防災ネットワーク IV 会議システム 3. 2. 7 所外データ伝送設備	【代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所】 (代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所につい て説明する。
25 可模型衛星電話(屋内用)は、緊急時対策建屋及び外部保管エリフナる設計とする。	に保管設置要求	通信連絡設備	設計方針	0	_	通信述系統領	_	_	_	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.2.6 可擬型衛星電話(最内用)及び可樂型 衛星電話(屋外用)	【代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所】 代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所につい で説明する。
26 可搬型衛星電話(屋外用)は、制御建屋及び外部保管エリアに保管 計とする。	する設設置要求	通信連絡設備	設計方針	0	_	通信連絡設備	_	_	_		

頁目 計号	基本設計方針	要求種別		主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	第1回 添付書類	添付書類における記載
可搬 屋外 する。	型衛星電話(屋内用)は、ハンドセットを緊急時対策建壁に配備し、 に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計と。。	設置要求	通信連絡設備	i	设計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計分類・ 3.2 通信連絡設備(再处理事業所外) 3.2.6 可嫌型衛星電話(屋内用)及び可樂型 衛星電話(屋外用)	【3.2.6 可樂型衛星電話(屋内用)及び可樂型衛星電話(屋外用) 可樂型集電話(屋外用)及び可樂型衛星電話 (屋外用)の使用方法について説明する。	-	-	-	-	-
FAX,	原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP- 統合原子力防災ネットワークIV会議システム及びデータ伝送改備 緊急時対策建星電源設備の緊急時対策建星用発電機から受電し、動作 な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	1	設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計分針 3. 2 通信連絡設備 日処理事業所外 3. 2.1 能分原子力防災ネットワーク I P電 読、被合原子力防災ネットワーク I P F A X、 統合原子力防災ネットワーク I V 会議システム 3. 2.7 所外データ伝送設備	【3.2.1 統合原子力防災ネットワークIP電話, 統合原子力防災ネットワークIP=KX、統合原子力防災ネットワークIP=KX、統合原子力防災ネットワークP電話, 統合原子力防災ネットワータIP電が、統合原子力防災ネットワータIP=KX、統合原子力防災ネットワークIP-KX、統合原子力防災ネットワークIP-KX、大会原子力防災ネットワークIP会議システムの電源について説明する。 【3.2.7 所外データ伝送数倫】 データ伝送数倫の電源について説明する。	-	-	-	-	-
可搬用発	型衛星電話(屋内用)は,緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋電機から受電し,動作可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	1	設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書	【3.2.6 可樂型衛星電話(屋内用)及び可樂型衛	-	-	-	-	-
可搬する	型衛星電話(屋外用)は,代替電源として充電池で動作可能な設計と 。	設置要求	通信連絡設備	1	設計方針	3. 施設の詳細設計方針3. 2 通信連絡設備(再処理事業所外)3. 2. 6 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)	星電話(屋外用)】 可機型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話 (屋外用)の電源について説明する。	_	_	_	-	_
使用源設	池を用いるものについては、代替電源設備の制御建屋可能型発電機。 済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可能型発電機又は聚急時対策建屋電 備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上 して通話ができる設計とする。	設置要求	通信連絡設備	1	設計方針	D5		-	-	-	-	-
防災 可搬	通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力 ネットワークIP=BAK、統合原子力防災ネットワークTY会議システム、 型衛星電話(風内用)及び可鞭型衛星電話(屋外用)は、MOX燃料加 設と共用する。	機能要求①	通信連絡設備	1	設計方針(悪影響防止)	V-1-1-4		-	-	_	-	_
共用 重大 び十	〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜	機能要求①	通信連絡設備		設計方針 (悪影響防 止) 設計方針 (個数及び容 量)	安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が 使用される条件の下における健全性に関する説明 書	【代替通信連絡設備の共用】 代替通信連絡設備の共用について説明する。	-	-	_	_	_
34 人,	通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始さ いる状態で、化学物質の相えい又は異臭等の異常を確認した者(立会 公内機関から情報を入手した者等)が中央制御並の実施維護要員(実 任者)に有器ガスの発生を連絡する場合においても使用する。	設置要求	通信連絡設備		基本方針 设計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2. 基本設計方針 2. 連信連絡設備 (再処理事業所外) 3. 施設の詳細設計方針 3. 2 通信連絡設備 (再処理事業所外)	【2.2 通信連絡設備(再処理事業所外)】 所外通信連絡設備以び代替通信連絡設備は、重大 事故等への対処が開始されている状態で、化学物 質の漏えい以は無異等の異常を確認した者で動 気の漏えい以は無異等の異常を確認した者でありが中央制 第重の実施健康を入手した者等)が中央制 が重の実施健康を設備(再処理事業所外)】 第八通信連絡部を遺信、第2章に示すとおり化学物 質の漏えい又に異臭等の異常を確認した者(立会) 元の過度以近異等の異常を確認した者(立会) 人、公的機関から情報を入手した者等)が中央制 領密の運転し、提展等の異常を確認した者(立会)人、公的機関から情報を入手した者等)が中央制 雑窓の運転員、接括当直長)に有着ガスの発生を 連絡する場合においても使用する。	-	-	-	-	-
ネデーれ電ま力及話な性加ッー般るにた防び、わを入	通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話。統合原子力防災 トワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークIP電話。統合原子力防災 及伝法設備は、共適要因によって所外通信連絡設備の一般加入電話, 携帯電話。衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわ より使用することで、電気設備に対して多様性を有する設計とする。 、作替通信連絡型の総合原子方防災ネットワークIP電話。終合原子、 、代替通信連絡型の総合原子方防災ネットワークIPで認識システム 災ネットワークIP-FAX、統合原子方防災ネットワークIPで認識システム 災ネットワークIP-FAX、統合原子が原メネットワーク研究識システム 一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損壊 確保した情核の通信回線に接続することで、所外通信連絡整備の一般 確保した情核の通信回線に接続することで、所外通信連絡登備の一般 電話。一般携帯電話、衛星携帯電話及びアァクシミリに対して通信方 多様性を有する設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	Į.	設計方針(多様性,位置 的分散等(常設重大事 故等対処設備))			-	-	-	-	-
のペ がな る系	通信連絡設備の代替通話系統は、共通要因によって所内通信連絡設備 ージング変度及び所内携帯電話と同時にその機能が損なわれるおそれ シング変度及び所内携帯電話と同時にその機能が損なわれるおそれ のでは、 が関係な使用することで、所が適能逸級設備のページング変度及び所 希電話に対して、独立性を有する設計とする。	機能要求①	通信連絡設備		設計方針(多様性, 位置 的分散等(常設重大事 故等対処設備))	(大事) 3. 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等 響防止 (公置 大事)	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 重大事故等対心設備の多様性、位置的分散、悪影 響防止等について説明する。	-	-	-	-	-
加バ備IP般タ部支要こ	通信連絡配信のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般電話、アックシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サー酸的標準を用計算機、環境中離サーベ、総合防災盤、所外通信連絡設施合原子力防災ネットワーク四電話、結合原子力防災ネットワーク回電話、総合原子力防災ネットワークが登録システム、一般加入電話、不電話、海生操帯電話、アットワークリンミ及び所外データ伝送整備のデー送設備は、自然現象、人為事象、造林、化学薬品偏えい、火災及び内のない期間で修理の対応を行うことにより、重大事故等への対処に必然能能を確保すると、安全上、物間で修理の対応を行うことにこり、重大事故等への対処に必能能を提供する、代替監備により必要な機能を保守する。	機能要求① 運用要求	基本方針	Į.	基本方針(多様性, 位置 的分散等(常設重大事 故等对処設備))			-	-	-	-	-

					1		第2	2 🗉			
項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備 展開事項	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認の) 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
可搬型衛 27 屋外に配 する。	星電話(屋内用)は、ハンドセットを緊急時対策建屋に 備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる	已備し、 設置要求 通信連絡設備	i 設計方針	0	-	通信進絡設備	-	-	_	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備(再处理事業所外) 3.2.6 可聽型衛星電話(屋内用)及び可 衛星電話(屋外用)	【代替通信連絡設備の使用方法】 代替通信連絡設備の使用方法について説明する。 整型
	力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワーク 原子力防災ネットワークTY会職システム及びデータ伝送 時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し 計とする。		設計方針	0	-	通信進稿設備	-	-	_	WI-1-1-8 通信連絡影幅に関する説明書 3. 施設の詳細設計分計 3.2 通信連続設備 (再処理事業所外) 3.2 1 統合原子力防災ネットワーク I P - 1 3. 統合原子力防災ネットワーク I P - F A - 1 統合原子力防災ネットワーク I V 会議システ 3.2.7 所外データ伝送設備	【代替通信連絡設備の電源】 代替通信連絡設備の電源について説明する。 (、、
29 可搬型衛 用発電機	星電話(屋内用)は、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対 から受電し、動作可能な設計とする。	才策隆屋 設置要求 通信連絡設備	設計方針	0	_	通信連絡設備	_	-	_	VI-1-1-8 通信准备配備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針	【代替通信連絡設備の電源】
30 可搬型衛	星電話(屋外用)は,代替電源として充電池で動作可能な	☆設計と 設置要求 通信連絡設備	設計方針	0	_	通信連絡設備	-	-	_	3.2 通信連絡設備(再処理事業所外) 3.2.6 可搬型衛星電話(屋内用)及び可 衛星電話(屋外用)	代替通信連絡設備の電源について説明する。
31 使用済燃 源設備の	用いるものについては、代替電源設備の制御建屋可模型を 計の受入れ施設及び貯蔵施設可漿型発電機又は緊急時対算 緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日 直話ができる設計とする。	デ体屋雷 ac mm 1	改計方針	0	-	通信連絡設備	-	-	_		
32 防災ネッ 可搬型衛	連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークIP電話。統会 トワークIP-FAX。統合原子力防災ネットワークTV会議シジ 星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、MOX 共用する。	ト原子力 ステム, 機能要求① 通信連絡設備	設計方針 (悪影響防止)	0	_	通信連絡設備	-	-	_	V-1-1-4	
33 重大事故 び十分な	代替通信連絡設備は、再処理施設及UMOX燃料加工施設に 等に同時に対処することを考慮し、同一の端末を使用する 放量を確保することで、共用によって重大事故等への対対 ない設計とする。	おける うこと及 地に影響 地に影響	設計方針(悪影響防止) 此) 設計方針(個数及び容 盤)	0	-	通信連絡設備	-	-	_	安全機能を有する施設及び重大事故等対処設 使用される条件の下における健全性に関する 書	が 【代替通信連絡設備の共用】 役明 代替通信連絡設備の共用について説明する。
34 れている	連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が 財態で、化学物質の漏えい双は泉臭等の異常を確認した者 機関から情報を入手した者等)が中央削重返実施組織等 関心に有能な入事した者等)が中央削重な実施組織等 して有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。	(立会 計員 (実) (支) (支) (支) (支) (支) (支) (支) (支) (支) (支	基本方針 設計方針	0	_	通信述絡設備	-	-	-	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書 2.基本設計力針 2.2 通信連絡設備(再处理事業所外) 3.施設の詳細設計力針 3.2 通信連絡設備(再处理事業所外)	【2.2 通信連絡設備(再処理事業所外)】 所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で,化学物質の濁えいては異臭等の票を強認した者(立会人人、公的機関から情報を入手した者等)が中央別強企の実施譲襲更員(英雄責任者)に看著ガスの発生を連絡する場合において、6使用する。 【3.2 通信連絡設備(再処理事業所外)】 所外通信連絡設備は、再変起に示すとおり化学物質の個えい又は異臭等の異常を確認した者(中央制度)が中央制御室の運転員(統括当底決)に有審ガスの発生を連絡する場合においても使用する。
ネデールでは、 ・ アールでは、 ・ アーは	連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話, 統合原子 一クIP-FAX, 統合原子力防災ネットワークIP電話, 統合原子 定設備は、共連要因はよって所外通信准絡設備の一般加 電話。衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能 ががないよう。窓地均貨無の製き時対策程を有する設計, 使用することで、電気設備に対して多単性を有する設計, があるとで、電気設備に対して多単性を有する設計, が明ります。 が明ります。 のよります。 は一般に対して のは、 のよります。 は、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが	及び 電話 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	設計方針(多様性、位) 的分散等(常設重大事 故等対処設備))	₹	_	通信述絡設備	_	-	_		
のページ 36 がないよ る系統構	審絡配備の代替通託系統は、共通要因によって所内通信と ング装置及び所内携帯電話と同時にその機能が損なわれる う。所内通信基絡設備のページング装置及び所内携帯電話 な使用する。 が使用する。 が出信と有する設計とする。	5おそれ 舌と異な 機能要求① 通信連絡設備	設計方針(多樣性, 位) 的分散等(常設重大事 故等対处設備))	Č O	-	通信連絡設備	-	-	_	VI-1-1-4 安全機能を有する施設,安全上重 施設及び重大事故等対処設備が使用される条f 下における健全性に関する説明書 3. 健全性保険のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備	反な 【重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等】 重工事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。
加 バ が (備) IP-FAK 般 伝発生の発 り 部 支 駆 後 を 発 を 後 機 を 表 を 後 後 後 後 え 、	連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話 ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ格 原管理用計算機、類操中離サーバ、総合的実践、所外通信 原子力防災ネットワークIT電話、統合原子力防災ネット、 施会原子力防災ネットワークIT電話、統合原子力防災ネット、 造能、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設 最低、自然現象、入為事象、総本、化学豪品記 散物に対して代替設備により必要な機能を確保すること、 財間で修理の対応を行うことにより。重大事等の必 を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を で、管理する。		基本方針(多樣性, 位息 的分散等 (常設重大事 故等对処設備))	Ē.	-	基本方針	基本方針	-	_		

										第1回	
項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
・ 選 一 ・ 次 元 元 元 元 元 元 元 元 元	大き通信連絡設備の可樂型通話装置、可樂型衛星電話(屋内用)、可樂型 ランンシーバ(屋内用)、可樂型衛星電話(屋外用)及び可樂型へ一次(屋外用)は、共通要原によって所の通信整緒変極のページン方 大小が、屋外用)は、共通要原によって所の通信整緒変極のページン方外で、 大小が、原外通信を表している。 大小が、原外通信を表している。 大小が、原外通信を表している。 大小が、成材線管理計算機は、現フータとは設備のプロセステムを送からから、成材線管理計算機は、現フータに設定機のプロセステムを送から、成材線管理計算機は、現フータに送り機能を発電では、総合的が大力が、大小が、中心では認定機のデータ伝送設備と同時にその指すではなわれるない。 大小が、大小が、一が、一般情報電話、展開時にその表しましまり、電気型機を関係者電話・展的はなわれるないを入れ施取及で呼吸施のデータ伝送設備と同時にその報度はないましましましましましましましましましましましましましましましましましましまし	機能要求①	通信連絡設備	設計方針(多條性, 位置 的分散等(可樂型重大 事故等対处設備))				-		_	
19種ラロクリンが戻石も賞丁・・ 10乗/	大替通信連絡設備の可樂型通話装置、可樂型衛星電話(屋内用),可樂型、ランシーバ(屋内用),可樂型素星電話(屋外用)及で可樂型トランシーバ(屋外用)は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装、,所内携帯電話、毎月加展電話、一般加入電話、力度が表現のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	設置要求	通信連絡設備	設計方針(多條性、位置 的分散等(可線型重大 事故等対处設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 重大事故等対処設備の多様性、位置的分散、悪影響防止等について説明する。	_	-	_	-	_
40 40 55	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋、 たレベル停液ガラス固化建屋、使用落燃料受入れ・貯蔵建原、制御建屋及 緊急時対策建風内に保管さ場合は町内通信連絡設備の一ジング製 8. 所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内 "夕伝送費曲のブロセスデータ伝送サル、放射線管用計算機、環境 避中一バ、総合防災盤、所外通信連絡設備の総合原子力防災ネットワー 口電話、統合防災と、所外通信連絡設備の総合原子力防災ネットワー 口電話、対の原子力防災ネットワークロ下号れ、統合原子力防災ネットワー フータTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、街里携帯電話、 ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備が設置される場所 異なる場所に保管することで位置的分散を図る。		通信連絡設備	設計方針(多條性, 位置 的分散等(可線型重大 事故等对処設備))			-	-	-	-	_
41 8	な替通信連絡設備の代替通話系統は、重大事故等発生前(通常時)の分離 れた状態から可模型通話装置の接続により重大事故等対処設備としての 総続構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針(悪影響防止)			_	-	_	_	-
42 克 相	大学通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災 、ットワークIP=FAX、統合原子力防災ネットワークで会議メステム及び ・タに送設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統 成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響 及ぼさない設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針 (悪影響防止)			-	-	-	-	-
43 9	大替通信連絡設備の代替通話系統は、再処理事業所内の通信連絡をする必 のある箇所と通信連絡を行うために必要な系統として5つの建量に2系統 たつを有する設計とする。		通信連絡設備	設計方針(個數及び容量 (常設重大事故等対処 設備))			_	-	-	-	-
44 7	「内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般 以本電話及びファクシミりは、再処理事業所内の通信連絡をする必要のあ 箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所内通信連絡設備として2回 以上有する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量 (常設重大事故等対処 設備))	VI-1-1-3 取備別記載事項の設定根拠に関する説明書 16.7 表述監督をの設計上の考慮 6.7 その他再処理記備の附属施設 6.7 1.15 通信連絡設備 2.1 通信連絡設備 2.1 を		_	_	-	-	-
45 h	「外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災 シットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般 以入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクンミリは、再処理事業 採外の通信連絡をする必要のる箇所と通信連絡を行うために必要な回線 所外通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量 (常設重大事故等対処 設備))		【6.7.15 通信連絡設備】 通信連絡設備の個数について説明する。	-	-	-	-	_
46 作 思	「内ゲータ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、 現境中継サーバ、総合防災艦、所外データ伝送設備のデータ伝送設備及び 計適信連絡設備のデータ伝送設備は、計測等を行ったパラメータを再処 事業所内外の必要な場所に必要なゲータ基を伝送できる設計とする。 に、必要な個数としてそれぞれ1台を有する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量 (常設重大事故等対処 設備))			_	_	_	_	_
47 P	0X燃料加工施設と共用する代替通信連絡設備の総合原子力防災ネット アークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び総合原子力防災 マットワークIV会議システムは、同一の端末を使用する設計とするため、 投煙車業資所外等の通信継続をする必要のみ箇所と通信連絡をするため 必要な回線としてI回線以上を有する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量 (常設重大事故等対処 設備))			_	_	_	_	-

								第:	2日			
項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り雕し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
トシ麗デ中クリフが使時でま可ラダ内張ワーフが機能・線原合第一ター、一種1一・技術科学、た郷ン美テー リフ 技信緒・線原合第三条の一条 ファーカー 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	福連絡設備の可樂型通話装置、可樂型衛星電話(屋内用)、可シーバ(屋内用)、可能型衛星電話(屋外用)及び可能型トラシーバ(屋外用)は、共画電阻によって所り通信総約設備のページン・内接帯電話。再即総電監備、一般加入電話、ファクシミン・内接帯電話。再即総電話。一般加入電話、次を停床子力防災ネットワークに一体、総合原子力防災ネットワークに一体、総合原子力防災ネットワークに一体、総合原子力防災ネットワークに一体、総合原子力防災ネットワークに一体、総合原子力防災ネットワークに一体、総合原子力防災系の大力防災、一般加入電話、一般機需で開始である。 「政会議システム、一般加入電話、一般機需と関係と関係では、数とのよりに対して多様のでは、一般では、大型の場合では、大型のは、大型のは、大型のは、大型のは、大型のは、大型のは、大型のは、大型の	・	丝絡設備	設計方針(多條性, 位置 的分散等(可樂型重大 事故等对処設備))	0	_	通信連絡設備	-	_	-		
トシ置デ中クワフ版所伝サ電で11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	信連絡設備の可能型通話装置、可能型衛星電話(屋内用)、可ジンバ(屋内用)、研究と一バ(屋内用)、研究と一次(屋外用)、以北要図は、この下的通信器を開発のできまって時の通信をは、一般加入電話、ファクシミリ、所持帯電話、毎月回後では、一般加入電話、ファクシミリ、所持・統合防災を対した。というに、一般加入電話、ファクシミリ、所以の大力的防災ネットンで会議が、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	グ装 別規第フー 機能 2. 設護要求 通信(2) 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2.	終絡設備	設計方針(多線性、位置 的分散等(可線型重大 事故等対処設備))	0	_	通信連絡設備	_	_	_	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な 施設及び重大事故等対松影僧が使用される条件の 下における酸全性に関する説明書 3. 健全性循係からめの設計力針 3. 1 多低、位置的分解等 3.1.2 重大事故等対处設備	【重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。
高 で で で で で で で で で で で で で	建屋、分離建屋、特製速屋、ウラン・ブルトニウム混合製剤建 の- 原液がガラス個化建品、使用落燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建 時対策建屋内に保管する場合は西内通信連絡設備のページング 内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファージング 内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファージング に一次、総合物管理用計算機、1 一次、総合的交換を、所外通信維筋位偏の総合原子力防災ネット に一次、総合原子力防災ネットワークロースは、総合原子力防災ネット で会議システム、一般加入電話、一般機構高、衛星精電話、 シミリ及び所外ゲータ伝送設備のデータ伝送設備が設置されるも る場所に保管することで位置的分散を図る。	是及 技 リ 環境 設置要求 通信達	終發備	設計方針(多條性, 位置 的分散等(可樂型重大 事故等对処設備))	0	-	通信連絡設備	I	-	_		
41 された	信運絡設備の代替通話系統は,重大事故等発生前(通常時)の分 状態から可敷型語話装置の接続により重文事故等対処設備として 成とすることにより,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とす?	の機能要求① 通信過	終設備	設計方針 (悪影響防止)	0	-	通信連絡設備	-	-	_	WI-1-1-4 安全機能を有する施設,安全上重要な 施設及び重大事故等対松設備が使用される条件の 下における接全性に関する説明書 3. 繊全性無限のための影け分針	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止といて説明する。
ネット 42 データ 構成で	信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力I ワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTS会議システム及 伝送設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じこ 電大事故等対処政備として使用することにより、他の設備に悪 さない設計とする。	バ 系統 機能要求① 通信追	終設備	設計方針(悪影響防止)	0	_	通信連絡設備	-	-	_	3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備	
43 要のお	信信連絡設備の代替通話系統は、再処理事業所内の通信連絡をナ る箇所と通信連絡を行うために必要な系統として5つの建屋に23 有する設計とする。	5-必 設置要求 通信並	終終設備	設計方針(個数及び容量 (常設重大事故等対処 設備))	0	-	通信連絡設備	-	-	-		
44 加入電	信連絡設備のページング装置,所内携帯電話,専用回線電話, 話及びファクシミリは,再処理事業所内の通信連絡をする必要 と通信連絡を行うために必要な回線を所内通信連絡設備として2 有する設計とする。	-般 うあ 設置要求 通信迫 回	连絡設備	設計方針(個数及び容量 (常設重大事故等対処 設備))	0	_	通信連絡設備	-	_	_	_	
ネット 45 加入電 所外の	信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力 ロークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークIP会議システム。 試、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、再処理・ 通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要なに 通信連絡機能として回線以上有する設計とする。	−般 事業 設置要求 通信追	丝絡設備	設計方針(個数及び容量 (常設重大事故等対処 設備))	0	_	通信連絡設備	-	-	_	- VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説 明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6. 7 その他再処理設備の附属施設 6. 7 15 通信連絡設備	【通信連絡設備の個数】 通信連絡設備の個数について説明する。
所内疗 環境中 46 代替 理事等	「一夕伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ,放射線管理用計算 離サーバ、総合防災艦、所外データ伝送設備のデータ伝送設備 信連絡設備のデータ伝送設備は、計劃等そイウェバラメータ 所内外の必要な場所に必要なデータ艦を伝述できる設計とする。 必要な個数としてそれぞれに各を有する設計とする。	及び 再処 設置要求 通信追	総絡設備	設計方針(個数及び容量 (常設重大事故等対処 設備))	0	_	通信連絡設備	-	_	_		
ワーク 47 ネット 再処理	料加工施設と共用する代替通信連絡設備の統合原子力防災ネット IP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防 ワークTV会議システムは、同一の端末を使用する設計とするた。 事業所外等の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡をする な回線として1回線以上を有する設計とする。	り, 設置要求 通信返	紅絡設備	設計方針(個数及び容量 (常設重大事故等対処 設備))	0	-	通信連絡設備	-	-	_		

# D										第1回	
頁目 計号	基本設計方針	要求種別		主な設備 展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
48 保有	理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可能型通話装置の 数は、必要数として120台、予備として故障時のバックアップを120台 計240台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量 (可無型重大事故等対 处設備))			-	-	_	-	-
49 (屋	理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話 内用)の保有数は、必要数として7台、予備として故障時のバック ブを7台の合計14台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量 (可擬型重大事故等対 処設備))			-	-	_	-	-
連絡	燃料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信 設備の可敷塑衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として6台、予 して故障時のバックアップを6台の合計12台以上を確保する設計とす	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量 (可樂型重大事故等対 处設備))			-	_	_	-	-
51 バ (理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可能型トランシー 屋内用) の保有数は、必要数として8台、予備として故障時のバック ブを8台の合計16台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量 (可練型重大事故等対 处設備))		する説 【6.7.15 通信連絡設備】 通信連絡設備の個数について説明する。	-	-	-	-	-
52 (屋	理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可難型衛星電話 外用)の保有数は、必要数として11台、予備として故障時のバック ブを11台の合計22台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量 (可擬型重大事故等対 处設備))	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説 明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6. 7 その他再处理設備の附属施設 6. 7. 5 海(等)総設備		-	_	-	-	-
MOXX 連絡 備と る。	然料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信 設備の可難型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として18台、予 して故障時のバックアップを18台の合計36台以上を確保する設計とす	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量 (可擬型重大事故等対 处設備))	O TO ALLIFOCETHIA AND		-	-	-	-	-
4 バ (理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシー 屋外用)の保有数は、必要数として30台、予備として故障時のバック ブを39台の合計78台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量 (可接型重大事故等対 处設備))			-	-	-	-	_
	然料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通 絡設備の可接型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として3台、 として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する設計とす。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量 (可擬型重大事故等対 処設備))			-	-	_	_	-
	燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通 絡設備の可能型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として1台。 として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とす	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量 (可擬型重大事故等対 处設備))			_	-	-	-	-
7 用)	:通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外 は、再処理施密及びMMX燃料加工施設における重大事故等への対処の 同一の端末を使用する設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針(個数及び容量 (可接型重大事故等対 処設備))			-	-	-	-	_
統合 シス 処設 計」	・通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワークIP電話。 原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークIY会議 テム及びデータ伝送設備は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対 個」の「9.2、7 地震を要配とする重大事故に対する施設の削減設 に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわ 設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件 (常設重大事故等対处 設備))			-	-	-	-	-
デ中クワフのネデ分ガ建	・通信連絡設備の専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内 タ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用非異様、環境 サーバ、総合原文力的環境、所場で開催機能の放射を6年力的環境・トワー 電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネット ででは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、 クシミリ、所外データ伝送設備のデータ伝送設備。代替循連維設備 参通話系統、総合原子力防災ネットワークIP-TAX、統合原子力防災 トワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークIP-TAX、統合原子力防災 トワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークIP-TAX、統合原子力防災 トワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークIP-GE など、対象とのでは、 大型の上では、 大型の上では、 大型の上では、 大型の対象とが、 大型の対象とが、 大型の対象とが、 大型の対象とが、 大型の対象とが、 大型のが 大型のが 大型のが	設置要求	通信連絡設備	設計方針(環境条件 (常設重大事故等対処 設備))			-	_	-	-	_
io ネッ	・通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災 トワークIP-FA、統合原子力防災ネットワークIV会議システム及び タ伝送設備は、遠水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水 する設計とする。	設置要求	基本方針	設計方針(環境条件 (常設重大事故等対処 設備))			_	-	-	-	-
トラ シ 屋 廃 策建	通信連絡設備の可搬型通話装置、可樂型衛星電話(屋内用),可樂型 ンシーバ(屋内用),可樂型衛星電話 屋外用)及び可搬型トラン バ(屋外用)は、外部からの需撃による損免を防止できる前処理整 分離速風、精製速度、ウラン・ブルトニウム混合限前速度、高レベル ガラス固化建度、使用液燃料受力、1・貯蔵速度、制御速度、第2時対 屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風、台風) より重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(環境条件 (可模型重大事故等対 処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 4. 環境条件等	【4. 環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	-	-	-	-	-
トラ シー 「9.	通信連絡設備の可線型通話装置、可樂型衛星電話(屋内用)、可樂型 ンシーバ(屋内用)、可樂型衛星電話(屋外用)及び可樂型トラン バ(屋外用)は、第1章、共通項目の「9.2 重大事故等校設備」の 2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づ 計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計と	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件 (可漿型重大事故等対 处設備))	等对 件		_	-	-	-	-
3 トラシー	・通信連絡設備の可線型通話装置、可線型衛星電話(風内用)、可線型 ンシーバ(風内用)、可線型衛星電話(風外用)及び可候型トラン パ(屋外用)は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受 い高さへの保管、被水防護、被波防護する設計とする。	設置要求	基本方針	設計方針(環境条件 (可擬型重大事故等対 处設備))			-	-	_	-	_
トシ建ス第1代	・通信連絡設備の可能型通話装置、可能型衛星電話(限内用)、可能型 ンシーバ(限内用)、可能型衛星電話(限外用)及び可能型トラン バ(版外用)は、内部発生飛散物の影響を考慮し、前処理健康、分解 、特製建庫、ツラン・ブルト・ロクス混合機能発量、高シー外廃液が更 化化建原、使用溶燃料受入れ・貯蔵建原、制御建屋、緊急時対策建屋、 経管庫・貯水所及び第保管庫・貯水所内の財産上廃散物の影響を受け、 場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損な い設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(環境条件 (可驗型重火率放等対 处設備))			-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針 要求種別	主な設備	展開事項	申請対象部 (1項変更)		申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ建歴に係る施設)	第2回 申請対象設備 (別設工設② 海洋放出管切り雕し工事)	仕様表	添付書類 添付書類における記載
	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可擬型通話装置の 保有数は、必要数として120台、予備として放除時のパックアップを120台 設置要求 適信連絡設備 の合計240台以上を確保する設計とする。		設計方針(個数及び容量 (可搬型重大事故等対 处設備))	0 –	й	信運絡設備	-	_	_	
49	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可能型衛星電話 (屋内用)の保有数は、必要数として7台、予備として故障時のバック アップを7台の合計14台以上を確保する設計とする。		設計方針(個数及び容量 (可搬型重大事故等対 处設備))	0 -	通	信信連絡設備	-	_	_	
50	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信 連絡設備の可能型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として6台、予 備として放障時のバックアップを6台の合計12台以上を確保する設計とす る。		設計方針(個数及び容量 (可搬型重大事故等対 处設備))	0 -	運	信使者設備	-	_	_	
51	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可能型トランシー バ (屋内用) の保有数は、必要数として8台、予備として故障時のバック 設置要求 通信連絡設備 アップを8台の合計16台以上を確保する設計とする。		設計方針(個数及び容量 (可搬型重大事故等対 处設備))	0 -	ũ	信使地格設備	-	_	_	
52	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話 (屋外用)の保有数は、必要数として11台、予備として故障時のパック アップを11台の合計22台以上を確保する設計とする。		設計方針(個数及び容量 (可搬型重大事故等対 处設備))	0 -	運	信使者設備	-	_	_	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説 明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6. 7 その他再处理設備の附属施設 6. 7 に 3 通信連絡設備の個数について説明する。 6. 7 に 3 通信連絡設備
53	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信 連絡設備の可模型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として18台,予 備として放障時のバックアップを18台の合計36台以上を確保する設計とす る。		設計方針(個数及び容量 (可搬型重大事故等対 処設備))	0 -	ìй	信運絡設備	_	_	_	
54	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシー バ(屋外用)の保有数は、必要数として39台、予備として故障時のバック 設置要求 プップを39台の合計78台以上を確保する設計とする。		設計方針(個数及び容量 (可概型重大事故等対 処設備))	0 –	进	自信連絡設備	_	_	_	
55	100燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可能型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として3台。 予備として被障時のバックアップを3台の台計6台以上を確保する設計とする。		設計方針(個数及び容量 (可搬型重大事故等対 処設備))	o –	Œ	音信連絡設備	-	-	_	
56	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可樂型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として1台、設置要求予備として放職時のパックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。		設計方針(個数及び容量 (可搬型重大事故等対 処設備))	0 –	й	音信連絡設備	-	_	_	
57	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(風内用)及び可搬型衛星電話(屋外 用)は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等への対処の 機能要求① 通信連絡設備 際,同一の端末を使用する設計とする。		設計方針(個数及び容量 (可搬型重大事故等対 処設備))	0 –	úĽ	1信連絡設備	_	_	_	
58	代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワークIP電話、 統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議 システム及びデータ伝送設備に、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対 システム及びデータ伝送設備に、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対 財政機関」の「9.2 7 地蔵を変配とする電大事故学に対する施設の制護設 計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわ ない設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわ		基本方針(環境条件 (常設重大事故等対処 設備))	0 -	差	5本方針	_	_	_	
59	所内通信連絡設備の専用回線電話、一般加入電話,ファクシミリ,所内 データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境 中継サーバ、総合防災艦、所外通信総絡設備の統合原子力防災ネットワー クIP電話、装合原子力防災ネットワークIP=RA、統合原子力防災ネット ワークTY会議とステム、一般別へ電話、一般携帯電話、需要携帯電話。 の代替通話系表が、総合原子力防災ネットワークIP電話、総合原子力防災、設置要求 ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークIP電話、総合原子力防災、設置要求 ネットワークIP-FAX、総合原子力防災ネットワークIP電話、総会原子力防災 ネットワークIP-FAX、総合原子力防災ネットワークIP電話、機会子力防災 ネットワークIP-FAX、総合原子力防災ネットワークIP電話、機会子の接近機 オットリークに対象合成の衝撃による指揮を防止できる前処理建屋。 分離建屋、精製建屋、ウラン・ブルト上ウム混合限荷建屋、高いベル廃液 分離建屋、精製建屋、ウラン・ブルト上ウム混合限荷建屋、高いベル廃液 力を3名間に建設。使用済燃料受入れ・貯産地区、制御建屋と取物会時対策 建屋に設置し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損 なわない設計とする。		設計方針 (環境条件 (常設重大事故等対処 設備))	0 -	id.	音信連絡設備	_	_	-	
60	代替通信連絡配信の総合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災 ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークIY会議システム及び アータ伝送設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水 選用要求 防護する設計とする。		設計方針(環境条件 (常設重大事故等対処 設備))	0 -	ű	3倍速絡設備	-	-	_	VI-1-1-4 安全機能を有する施設,安全上重要な 施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の「電子・東京を分析 2500年の高級名所集】
	代替通信連絡設備の可擬型通話装腰、可樂型衛星電話(屋内用), 可樂型トランシーバ(屋内用), 可樂型衛星電話(屋外用)及び可樂型トランシーバ(屋内用), 外部からの衛電による損傷を防止できる前処理を よ、分種を属、精製建産、ウラン・ブルト・ロウム品合成機能量。高レベル 廃放ガラス陽化業屋、使用済燃料を入れ・貯蔵建屋、制御建屋、第念時対 東建屋、第1保管庫・貯水府区の第1保管庫・防水市区保管・原、風(台風) 等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。		設計方針(環境条件 (可接型重大事故等対 处設備))	0 -	ìй	4倍連絡設備	_	_	_	- 地域及が無人争放等対処改働が使用される水中が 下における後生性に関する説明書 3. 健生性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備
62	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可線型衛星電話(屋内用)、可線型トランシーバ(圏内用)、可線型衛星電話(屋外用)及び可能型トランシーバ(屋外用)は、第1章 央通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施武の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。		基本方針(環境条件 (可搬型重大事故等対 処設備))	0 -	甘	本方針	-	_	_	
63	代替通信連絡設備の可樂型通話装置、可樂型衛星電話(屋内用), 可樂型 トランシーバ(屋内用), 可樂型衛星電話(屋外用)及び可樂型トラン シーバ(屋外用)は, 溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し, 影響を受 運用要求 けない高さへの保管, 被水防護、被液防護する設計とする。		設計方針(環境条件 (可搬型重大事故等対 处設備))	0 –	基	本方針	-	_	-	
	代替通信連絡設備の可擬型通話装置、可樂型衛星電話(服内用)、可樂型トランシーバ(風内用)、可樂型衛星電話(風外用)及び可樂型トランシーバ(風外用)は、内部発生飛鞍物の影響を考慮し、前処理準量、分離建星、精製建屋、特製建屋、特製建屋、特別を展、ウラシ・ブルトラン混合風前建屋。然心時対策建屋、大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田		設計方針(環境条件 (可振型重大事故等対 处設備))	0 -	通	音信連絡設備	-	_	_	

										第1回		
項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明內容	説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
65	代替通信連絡設備の可搬型通話装置は、想定される重大事故等が発生した 場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の 高くなるおそれの少ない場所を選定することで、当該設備の設置及び常設 設備との接続が可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備		VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における権全性に関する説明書 4. 環境条件等	【4. 環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明で る。	-	-	_	_	_	
66	代替通信連絡設備の可搬型通話装置と代替通話系統との接続は、コネクタ 接続に統一することにより、連やかに、容易かつ確実に現場での接続が可 能な設計とする。		通信連絡設備	設計方針(操作性の確 保)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	[5. 操作性及び試験・検査性] 重大事故等対処設備の操作性及び試験・検査性i ついて説明する。	_	-	-	_	_	
67	代替通信連絡設備の可能型衡星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ (屋内用)における機器同士の接続は、コネクタ接続に統一することによ り、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	: 機能要求①	通信連絡設備	設計方針(操作性の確 保)			-	_	_	_	_	
68	所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般 加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中離サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般情報電話、毎里格電話、一般大電話、一般情報電話、毎里格電話、一段大型、所外通信連絡設備の近台原子力的理話、総合原子力的災ネットワークロ字部表、総合原子力的災ネットワークロ字部表、社会原子力的災ネットワークリ字部表、ステム及びデータ伝送設備に、通常等において、電大事故等への対化に必要な機能を確認さるため、性能及外類の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保修等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保修	機能要求①	通信連絡設備	設計方針(試験・検査 性)		【5. 操作性及び試験・検査性】 重大事故等対処設備の操作性及び試験・検査性に ついて説明する。	_	_	_	_	_	
69	代替通信連絡設備の可能型通話装置、可樂型衛星電話(屋内用)、可樂型 トランシーバ(屋内用)、可樂型衛星電話(屋外用)及び可修型トラン シーバ(屋外用)は、通常時において、重大事故等への対象と必要な機能 を確認するため、独立して機能、性能及び外観の確認が可能と設計とす る。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保修等が可能な設計 とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針 (試験・検査 性)					_	-	_	_

			T		ļ			第2回	3			
項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	・ 申請対象設備 (別設工認(1) 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り雕し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
65	代替通信連絡設備の可模型通話装置は、想定される重大事故等が発生した 場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、終量率の 高くなるおぞれの少ない場所を選定することで、当該設備の設置及び常設 設備との接続が可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(環境条件等 (重火事故等対処設備 の設置場所))	0	-	通信連絡設備	_	-	_	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な 施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の 下に対ける禁を性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件 3.3 環境条件 3.3.3 環境条件	
66	代替通信連絡設備の可搬型通話装置と代替通話系統との接続は、コネクタ 接続に続いすることにより、連やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針(操作性の確 保)	0	-	通信連絡設備	-	-		(1) 採作班 a. 操作環境 b. 操作準備	
67	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(風内用)及び可搬型トランシーバ (屋内用) における機器同士の複雑は、コネクタ複雑に統一することによ り、速やかに、容易かつ確実に現場での複統が可能な設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針(操作性の確 保)	0	-	通信連絡設備	-	-	_	c. 操作内容 d. 切替性 e. 可搬型重大事故等対処設備の接続性	
68	所内通信連絡設備のベージング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中報サーバ、総合防災艦、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、毎月世帯電話、アクシミリ、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、毎月か電話、公見精神電話、ファクショリ、所外データ伝送監備のデータ伝送監備、代替通信連絡設備の総合原子力防災、ネットワーク11で電話、統合原子力防災、ネットワーク11で電話、被合原子力防災、ネットワーク11で電話、などの大阪でデータ伝送設備は、通常時において、重大事故等、つ対地に必要な極能を金確認するため、代能及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保修等が可能な設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針(試験・検査 性)	0	-	通信連絡設備	_	-	_	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重 安全機能性に関する説明書 議会性に関する説明書 3.4 操作性吸入亡めの設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4 進作性及び試験の	[3.4.2 重大事故等対処設備] ○重大事故等対処設備の試験・検査性 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
69	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可樂型 トランシーバ 屋内川)、可販型衛星電話(屋外用)及び可搬型トラン シーバ(屋外用)は、通常時において、電大事故等への対似に必要な機能 を確認するため、独立して機能、性能及び外観の確認が可能な設計とす る。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保修等が可能な設計 とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針(試験・検査 性)	0	-	通信連絡設備	-	-	_	J-T-2 出入ず以下がた仮題	
											凡例 ・「説明対象」について ・「説明対象」について ・「当該申請回次で新規に記載する項目又は当該 ム:当該申請回次以前から記載しており,記載内 ・:当該申請回次で記載しない項目	

別紙3

基本設計方針の添付書類への展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項		展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
1	第2章 個別項目 7. その他再処理設備の附属施設 7.3 その他の主要な事項 7.3.10 通信連絡設備 7.3.10.2 代替通信連絡設備 再処理事業所には,重大事故等が発生した場合において再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として,通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。	設置要求	通信連絡設備	基本方針				
2	代替通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。) からの給電を可能とした設計とする。	設置要求	通信連絡設備	基本方針				
3	通信連絡設備は、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備で構成する。	設置要求	通信連絡設備	基本方針	-			
4	重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったバラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための代替通信連絡設備として、代替通話系統、可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)を設ける設計とする。	設置要求	代替通話系統 可搬型通話装置 可搬型衛星電話 (屋内 可搬型トランシーバ(用) 可搬型トランシーバ(用)	「屋内 基本方針 設計方針 用)				
20	所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した 者(立会人、公的機関から情報を入手した者等)が中央制御室の実施組織要員(実施責任者)に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制 側室の東施組織要員(実施責任者)から中央制御室、屋外及び民内の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施 組織要員(実施責任者)から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合及び中央制 御室の実施組織要員(実施責任者)から野急時対策所の重大事故等の対処に必要な指示を行う要員(非常時対策組織本部の本部長)に有 毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。	設置要求	通信連絡設備	基本方針設計方針		1. 概要 2. 基本方針 2.1 通信連絡設備(再処理事業所內) 2.2 通信連絡設備(再処理事業所內)		※補足すべき事項の対象なし
21	重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったバラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有するための代替通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP中AX、総合原子力防災ネットワークTV会議システム、データ伝送設備、可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)を設ける設計とする。	設置要求	統合原子力防災ネット クIP電子力防災ネット カIP電子力防災ネット カIPーテカ防災ネット カIPート防災ネット カTソ会議送電話 デー機型衛星電話(屋外 可機型衛星電話(屋外	ワー ワー 基本方針 設計方針				
34	所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者(立会人、公的機関から情報を入手した者等)が中央制御室の実施組織要員(実施責任者)に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。	設置要求	通信連絡設備	基本方針設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に 関する説明書			
5	緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として,情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統等を使用する設計とする。	機能要求①	計測制御系統施設 (計 備) (許可文中、第6.2.1- (1)、第6.2.1-1~4図)	設計方針 -4表 (設備構成)		3. 施設の詳細設計方針	【3.1 通信連絡設備(再処理事業所内)】	※補足すべき事項の対象なし
7	緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置並びに代替気象観測設備の可搬型気象観測用データ伝送装置を使用する設計とする。	機能要求①	放射線管理施設(代替 タリング設備) (許可文中、第8.2-3才 (1)) 放射線管理施設(代替 観測設備) (許可文中、第8.2-3才 (1))	表 設計方針 気象 (設備構成)		3.1 通信連絡設備(再处理事業所内)	緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について説明する。	Nime 7 C + SON Sec
9	設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置,所内携帯電話、専用回線電話,一般加入電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け,重大事故等が発生した場合において,再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。	設置要求	ページング装置 所内携帯電話 専用回線加入電話 一般加入電話 ファクシミリ	設計方針		3.1 通信連絡設備(再処理事業所内) 3.1.1 ページング装置 3.1.2 所内機電話 3.1.3 専用回線電話 3.1.4 一般加入電話 3.1.5 ファクシミリ	【3.1 通信連絡設備(再処理事業所内)】 重大事故等対処設備として位置付ける所内通信連絡設備の構成について説明する。 【3.1.1 ページング装置】 ページング装置を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。 【3.1.2 所内携帯電話] 市内携帯電話を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。 【3.1.3 専用回線電話】 専用回線電話を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。 【3.1.4 一般加入電話】 一般加入電話】 一般加入電話を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。 【3.1.5 ファクシミリ】 ファクシミリを重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。	<通信連絡設備の一覧> ⇒通信連絡設備について、一覧表にて通信連絡設備の名称、電源、通信方式を補足説明する。 ・[補足通1]通信連絡設備の一覧

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項		展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
4	重大事故等が発生した場合において,再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため,及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための代替通信連絡設備として,代替通話系統,可搬型通話装置,可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーバ(屋内用)を設ける設計とする。	設置要水	代替通話系統 可嫌型通話装置 可嫌型衛星電話 (屋内) 可嫌型トランシーバ (J 用) 可嫌型衛星電話 (屋外) 可機型トランシーバ (J	屋内 基本方針 設計方針 用)		3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備 (再処理事業所内) 3.1.6 代替通話系統及び可樂型通話装置 3.1.7 可樂型衛星電話 (屋外用) 及び可樂型衛星電話 (屋外用) 及び可樂型トランシーバ (屋外用) 及び可樂型トランシーバ (屋外用)	【3.1 通信連絡設備(再処理事業所内)】 【**** 【*** 【*** 【** 3.1.6 代替通話系統及び可報型通話装置】 (** 【** 【** 【** 3.1.7 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)】 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)】 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型条星電話(屋外用)の構成について説明する。 【** 【** 3.1.8 可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)】 可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)】	【通信連絡設備の一覧】 通信連絡設備及び代替通信連絡設備について,一覧表にて個数,通信方式等の仕様を補足説明する。 ・[補足通1]通信連絡設備の一覧
20	所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で,化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した 者(立会人、公的機関から情報を入手した者等)が中央制御室の実施組織要員、実施責任者)に有書ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員、実施責任者)から中央制御室。屋外及び屋内の実施組織要員に有書ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員(実施責任者)から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実施組織要員に有書ガスの発生を連絡する場合及び中央制御室の実施組織要員(実施責任者)から緊急時対策所の重大事故等の対処に必要な指示を行う要員(非常時対策組織本部の本部長)に有書ガスの発生を連絡する場合においても使用する。	設置要求	基本方針設計方針	設計方針		3.1 通信連絡設備(再処理事業所内)	【3.1 通信連絡設備(再処理事業所内)】 所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備を有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用することを説明する。	※補足すべき事項の対象なし
11	代替通話系統は,前処理建屋,分離建屋,精製建屋,ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し,可 搬型通話装置を接続して使用可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針			【3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置】	
12	可搬型通話装置は,前処理建屋,分離建屋,精製建屋,ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内で必要な 連絡を行う際に使用するものであり,可搬型通話装置の端末を代替通話系統に接続することで,代替通話系統を通じて可搬型通話装置の 端末間で通信連絡を行うことができる設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針			(人替通話系統及び可樂型通話装置の使用方法について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
13	可搬型通話装置は,制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備/	装置	【3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置】 代替通話系統及び可搬型通話装置の使用方法について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
16	可搬型通話装置は、乾電池で動作可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	関する説明書		【3.1.6 代替通話系統及び可樂型通話装置】 可搬型通話装置の電源について説明する。	〈乾電池又は充電池による重大事故等対処計装設備への給電について〉→乾電池又は充電池により動作する代替通信連絡設備の駆動時間の妥当性を補足説明する。・[補足通2]通信連絡設備が接続する電源について
14	可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーバ(屋内用),可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は,使用済 燃料受入れ・貯蔵建屋,制御建屋,緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針			【3.1.7 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)】 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)の保管場所について説明する。 【3.1.8 可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)】 可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)の保管場所について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
15	可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーパ(屋内用)は、ハンドセットを中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ 施設及び貯蔵施設の制御室に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針		3.1.7 可搬型衛星電話(屋内用)及び 可搬型衛星電話(屋外用) 3.1.8 可搬型トランシーバ(屋内用) 及び可搬型トランシーバ(屋外用)	【3.1.7 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)】 可搬型衛星電話(屋内用)の使用方法について説明する。 【3.1.8 可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)】 可搬型トランシーバ(屋内用)の使用方法について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
17	可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーバ(屋内用),可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は,充電池で動作可能な設計とする。さらに,可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)は,代替電源設備の制御建屋可搬型発電機,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し,動作可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針			【3.1.7 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)】 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)の電源について説明する。 【3.1.8 可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)】 可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)の電源について説明する。	《乾電池又は充電池による重大事故等対処計装設備への給電について》 一 対電池又は充電池により動作する代替通信連絡設備の駆動時間の妥当性を補足説明する。 ・ [補足通2]通信連絡設備が接続する電源について
18	乾電池を用いるものについては7日間以上継続して通話ができる設計とする。また,充電池を用いるものについては,代替電源設備の制御 建屋可搬型発電機,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電 又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針		装置 3.1.7 可搬型衛星電話(屋内用)及び	【3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置】 可搬型通話装置の電源について説明する。 【3.1.7 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)】 「可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)の電源について説明する。 【3.1.8 可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)】 可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)の電源について説明する。	〈乾電池又は充電池による重大事故等対処計装設備への給電について〉 →乾電池又は充電池により動作する代替通信連絡設備の駆動時間の妥当性を補足説明する。 ・[補足通2]通信連絡設備が接続する電源について

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項		展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
10	設計基準対象の施設と兼用する所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ,放射線管理用計算機,環境中継サーバ及び総合防災盤 を常設重大事故等対処設備として位置付け,重大事故等が発生した場合において,計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な 場所で共有する設計とする。		プロセスデータ伝送サー/ 放射線管理用計算機 環境中継サーバ 総合防災盤	バ 設計方針		3.1.9 所内データ伝送設備	【3.1.9 所内データ伝送設備】 重大事故等対処設備として位置付ける所内データ伝送設備の構成について説明する。	 〈通信連絡設備の一覧〉 ⇒通信連絡設備及び代替通信連絡設備について,一覧表にて通信連絡設備の名称,電源,通信方式を補足説明する。 ・[補足通1]通信連絡設備の一覧
22	設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX,統合原子 力防災ネットワークTV会議システム,一般加入電話,一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位 置付け,重大事故等が発生した場合において,再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。		統合原子力防災ネットワークIP電子方防災ネットワークIP電子方防災ネットワークIR一下所原子下防災ネットワークTV会電電話話を表示と、一般携帯帯電話で乗ります。	_			【3.2 通信連絡設備(再処理事業所外)】 重大事故等対処設備として位置付ける所外通信連絡設備の構成について説明する。 【3.2.1 統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX,統合原子力防災ネットワークTV会議システム】 統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX,統合原子力防災ネットワークTV会議シス「大力を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。 【3.2.2 一般加入電話を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。 【3.2.3 一般携帯電話】 一般携帯電話を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。 【3.2.4 衛星携帯電話を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。 【3.2.5 ファクシミリ】 ファクシミリと重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。 【3.2.5 ファクシミリ】	<通信連絡設備の一覧> ⇒通信連絡設備の一覧> ⇒通信連絡設備について,一覧表にて通信連絡設備の名称,電源、通信方式を補足説明する。 ・[補足通1]通信連絡設備の一覧
23	役計基準対象の施設と兼用する所外データ伝送設備のデータ伝送設備を常設重大事故等対処設備として位置付け, 重大事故等が発生した 場合において, 計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有する設計とする。	設置要求	データ伝送設備	設計方針		3.2.7 所外データ伝送設備	【3.2.7 所外データ伝送設備】 重大事故等対処設備として位置付ける所外データ伝送の構成について説明する。	(通信連絡設備の一覧> ⇒通信連絡設備について、一覧表にて通信連絡設備の名称、電源、通信方式を補足説明する。 ・[補足通1]通信連絡設備の一覧
0.1	重大事故等が発生した場合において,再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため,及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有するための代替通信連絡設備として,統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIPでは,統合原子力防災ネットワークIV会議システム,データ伝送設備,可據型衛星電話(屋内用)及び可線型衛星電話(屋外用)を設ける設計とする。		統合原子力防災ネットワークIP電話 クIP電話 統合原子力防災ネットワークIPーFAX 統合原子力防災ネットワークTV会議システム データ伝会議システム データ伝管設備 可搬型衛星電話(屋内用) 可搬型衛星電話(屋外用)	— 基本方針 設計方針	通信連絡設備に	3.2.1 統合原子力防災ネットワークリ P電話,統合原子力防災ネットワーク IPーFAX、統合原子力防災ネットワーク IPーFAX、統合原子力 IPーFAX、統 IP・IP・IP・IP・IP・IP・IP・IP・IP・IP・IP・IP IP・IP・IP・IP・IP・IP・IP・IP・IP・IP・IP IP IP I	テムの構成を説明する。 「200c 可絶刑練目歌話(局内田)及び可能刑練目歌話(局内田)」	 〈通信連絡設備の一覧〉 ⇒代替通信連絡設備について,一覧表にて通信連絡設備の名称,電源,通信方式を補足説明する。 ・[補足通1]通信連絡設備の一覧 〈データ伝送設備のバラメータ〉 ⇒データ伝送設備の伝送パラメータについて補足説明する。 ・[補足通3]データ伝送設備のパラメータ
34	所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備は,重大事故等への対処が開始されている状態で,化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した 者(立会人,公的機関から情報を入手した者等)が中央制御室の実施組織要員(実施責任者)に有毒ガスの発生を連絡する場合において も使用する。	設置要求	通信連絡設備	基本方針設計方針		3.2 通信連絡設備(再処理事業所 外)	【3.2 通信連絡設備(再処理事業所外)】 所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備を有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用することを説明する。	※補足すべき事項の対象なし
24	統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX,合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設 備は,緊急時対策建屋に設置する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針			【3.2.1 統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX,統合原子力防災ネットワークTV	
28	統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX,統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送 設備は,緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し,動作可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針		3.2.1 統合原子力防災ネットワーク 中電話,統合原子力防災ネットワーク 日PFAX、統合原子力防災ネッ ワークTV会議システム 3.2.7 所外データ伝送設備	I 会議ンステム】 7 統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX,統合原子力防災ネットワークTV会議シス	※補足すべき事項の対象なし

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項		展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
25	可搬型衛星電話(屋内用)は、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針			【3.2.6 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)】	※補足すべき事項の対象なし
26	可搬型衛星電話(屋外用)は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針			可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)の保管場所について説明する。	
27	可搬型衛星電話(屋内用)は、ハンドセットを緊急時対策建屋に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針			【3.2.6 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)】 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)の使用方法について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
29	可搬型衛星電話(屋内用)は、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針	VI-1-1-8 通信連絡設備に 関する説明書	3.2.6 可搬型衛星電話(屋内用)及U 可搬型衛星電話(屋外用)	×	
30	可搬型衛星電話(屋外用)は、代替電源として充電池で動作可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針				
31	充電池を用いるものについては、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針			【3.2.6 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)】 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)の電源について説明する。	〈乾電池又は充電池による重大事故等対処計装設備への給電について〉 →乾電池又は充電池により動作する代替通信連絡設備の駆動時間の妥当性を補足説明する。 ・[補足通2]通信連絡設備が接続する電源について
37	所内通信連絡設備のベージング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中離サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークPP電話、統合原子力防災ネットワークIP下AX、統合原子力防災ネットワークPF電話、元砂原等では、一般加入電話、一般機帯電話、アクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品温えい、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備により必要な機能を確保すること。安全上支障のない期間で修理の対応を行うことにより、重大事故等~の対処に必要な機能を指はおい設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うことについては、保安規定に定めて、管理する。	機能要求①運用要求	基本方針	基本方針(多樣性、位置的分散等(常設重大事故等 対処設備))		3. 多樣性, 位置的分散, 悪影響防止 等	【3. 多様性、位置的分散、悪影響防止等】 重大事故等対処設備の多様性、位置的分散、悪影響防止等について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
58	代替通信連絡設備の代替通話系統,統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX,統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件(常設重大事故等対処設備))		4. 環境条件等	【4. 環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
62	代替通信連絡設備の可搬型通話装置,可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーバ(屋内用),可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件(可搬型重大事故等対処設備))				
35	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX,統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、共通要因によって所外通信連絡設備の一般加入電話,一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう,緊急時対策所の緊急時対策建屋用発電機からの給電により使用することで、電気設備に対して多様性を有する設計とする。 また、代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX,統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、共通要因によって所外通信連絡設備の一般加入電話,一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう,有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所外通信連絡設備の一般加入電話,一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針〈多樣性,位置的分散等 (常設重大事故等 対処設備))		3. 多様性, 位置的分散, 悪影響防止 等	【3. 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】 重大事故等対処設備の多様性, 位置的分散, 悪影響防止等について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
36	代替通信連絡設備の代替通話系統は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう。所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と異なる系統構成で使用することで、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話に対して、独立性を有する設計とする。	機能要求①	通信連絡設備		VI-1-1-4-2 重 大事故等対処記 備が使用される 条件の下における健全性に関	₹ 5 †		
38	代替通信連絡設備の可賴型通話装置,可賴型衛星電話(屋内用),可賴型トランシーバ(屋内用),可賴型衛星電話(屋外用)及び可賴型トランシーバ(屋外用)は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置,所内携帯電話,専用回線電話,一般加入電話,ファクシミリ,所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ,放射線管理用計算機,環境中維サーバ,終合防災盤,所外通信連絡設備の総合原子力防災ネットの一り円電話,統合原子力防災ネットワーク1P-FAX、統合原子力防災ネットワークで製造、アウス・一般加入電話,一般携帯電話、男工のシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備の管理を開始と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう。電気設備の制御建屋所型型発電機並びに使用活燃料の受入礼施設及び貯蔵施定機と管時、聚免時対策の緊急時対策建屋用発電機、充電池又は乾電池からの給電により使用することで。電気設備に対して多様性を有する認計とする。また、代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーバ(屋外用)は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置,所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備ので中分に送験に対して多様に表すりが災ネットワーク1P電話、赤色原子内防災ネットワーク1PでAK、対力1P-FAX、が対象管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、南星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう。有絵回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成自個線に接続することで、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリのが大力を設備のデータ伝送設備のプロセスデータ伝送サーベ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合版子力防災を表別の電話、一般加入電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備に対して通信方式の多様性を有する設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針(多様性,位置的分散等(可機型重大事故等対処設備))	る説明書		【3. 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】 重大事故等対処設備の多様性, 位置的分散, 悪影響防止等について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
39	代替通信連絡設備の可撥型通話装置,可撥型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーバ(屋内用),可撥型衛星電話(屋外用)及び可撥型トランシーバ(屋外用)は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置,所内携帯電話,専用回線電話、一般加入電話,ファクシミリ,所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ。放射線管理用計算機,環境中継サーバ。総合防災盤,所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク1P電話、統合原子力防災ネットワーク1P電話、大台原型部で、大力防災ネットワーク1P電話、大台原電話、一般加入電話,一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、所内通信連絡設備のページング装置,所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ,所内データ伝送設備のアータ伝送設備といった。大力防災ネットワーク1P電話、統合原子力防災ネットワーク1P電工が、総合原子力防災ネットワーク1P電話、統合原子力防災ネットワーク1Pでは設備のデータ伝送設備がファクミシリ及び所外データ伝送設備がごり変に設定機が設定される建屋が自然的大力に関係である場合により発作を開また。一般が携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備がごりなご設定はおる建度から100m以上を構した外部保管・リアに保管するとともに、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(多様性,位置的分散等 (可樂型重大事故 等対処設備))		3. 多樣性, 位置的分散, 悪影響防止等	【3. 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】 重大事故等対処設備の多様性, 位置的分散, 悪影響防止等について説明する。	※補足すべき事項の対象なし

項目番	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項		展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
40	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋内に保管する場合は所内通信連絡設備のベージング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークTP電話、統合原子力防災ネットワークTP電話、統合原子力防災ネットワークTP電話、統合原子力防災ネットワークTP電話、統合原子力防災、シートワークTP電話、統合原子力防災、シートリーので高速の大力で、一般加入電話、一般携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(多様性,位置的分散等 (可擦型重大事故等対処設備))		3. 多樣性,位置的分散,悪影響防止等	【3. 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】 重大事故等対処設備の多様性, 位置的分散, 悪影響防止等について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
19	代替通信連絡設備のうち可機型衛星電話(屋内用)及び可機型衛星電話(屋外用)は、MOX燃料加工施設と共用する。	設置要求	通信連絡設備	設計方針 (悪影響 防止)	VI-1-1-4-2 重 大事故等対処設 備が使用される 条件の下におけ			
32	代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針 (悪影響 防止)	る健全性に関す る説明書			
33	共用する代替通信連絡設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し,同一の端末を使用すること及び十分な数量を確保することで,共用によって重大事故等への対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針(悪影響 防止) 設計方針(個数及 び容量)		3. 多様性, 位置的分散, 悪影響防止 等	【3. 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】 重大事故等対処設備の多様性, 位置的分散, 悪影響防止等について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
41	代替通信連絡設備の代替通話系統は、重大事故等発生前(通常時)の分離された状態から可搬型通話装置の接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針(悪影響 防止)				
42	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX,統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針 (悪影響 防止)				
43	代替通信連絡設備の代替通話系統は、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な系統として5つの建 屋に2系統ずつを有する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及 び容量(常設重大 事故等対処設 備))				
44	所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリは、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所内通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及 び容量(常設重大 事故等対処設 備))				
45	所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所外通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及 び容量(常設重大 事故等対処設 備))				
46	所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外データ伝送設備のデータ伝送設備及び代替通信連絡設備のデータ伝送設備は、計測等を行ったバラメータを再処理事業所内外の必要な場所に必要なデータ量を伝送できる設計とするとともに、必要な個数としてそれぞれ1台を有する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及 び容量(常設重大 事故等対処設 備))				
47	MOX燃料加工施設と共用する代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力 防災ネットワークTV会議システムは,同一の端末を使用する設計とするため,再処理事業所外等の通信連絡をする必要のある箇所と通信 連絡をするために必要な回線としてI回線以上を有する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及 び容量(常設重大 事故等対処設 備))				
48	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型通話装置の保有数は、必要数として120台、予備として故障時のバックアップを120台の合計240台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及 び容量(可搬型重 大事故等対処設 備))				
49	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として7台、予備として故障時の バックアップを7台の合計14台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	1/11))	VI-1-1-3 設備 別記載事項の設 定根拠に関する 説明書	6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.7 その他再処理股備の附属施設 6.7、15 通信連絡設備	【6.7.15 通信連絡設備】 通信連絡設備の個数について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
50	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として 6台、予備として故障時のバックアップを6台の合計12台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及 び容量(可搬型重 大事故等対処設 備))				
51	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ(屋内用)の保有数は、必要数として8台、予備として故障時のバックアップを8台の合計16台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及 び容量(可搬型重 大事故等対処設 備))				
52	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として11台、予備として故障時の パックアップを11台の合計22台以上を確保する設計とする。	設置要求	_	その他再処理設備 の附属施設 (通信 連絡設備)				
53	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は,必要数として 18台,予備として故障時のバックアップを18台の合計36台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個數及 び容量(可樂型重 大事故等対処設 備))				
54	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ(屋外用)の保有数は、必要数として39台、予備として故障時のバックアップを39台の合計78台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及 び容量(可樂型重 大事故等対処設 備))				

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項		展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
55	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及 び容量(可搬型重 大事故等対処設 備))				
56	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(個数及 び容量(可搬型重 大事故等対処設 備))	定根拠に関する	6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.7 その他再処理設備の附属施設 6.7.15 通信連絡設備	【6.7.15 通信連絡設備】 通信連絡設備の個数について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
57	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等への対処の際、同一の端末を使用する設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針(個数及 び容量(可搬型重 大事故等対処設 備))				
59	所内通信連絡設備の専用回線電話,一般加入電話,ファクシミリ,所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ,放射線管理用計算 機,環境中継サーバ,総合防災盤,所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話,総合原子力防災ネットワークIP-FAX,統合 原子力防災ネットワークIY会議システム,一般加入電話,一般携帯電話,衛星携帯電話,ファクシミリ,所外データ伝送設備のデータ伝 送設備,代替通信連絡設備の代替通話系統,統合原子力防災ネットワークIP-RIE 統合原子力防災ネットワークIP-RAI、統合原子力防災 ネットワークIY会議システム及びデータ伝送設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋,精製建屋、ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋,高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋に設置し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(環境条件(常設重大事故等対処設備))				
60	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX,統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は,溢水量を考慮し,影響を受けない高さへの設置,被水防護する設計とする。	設置要求運用要求	基本方針	設計方針(環境条件(常設重大事故 等対処設備))				
61	代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(環境条件(可搬型重大事 故等対処設備))		4. 環境条件等	【4. 環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
63	代替通信連絡設備の可搬型通話装置,可搬型衛星電話(屋内用),可嫌型トランシーバ(屋内用),可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は,溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し,影響を受けない高さへの保管,被水防護,被液防護する設計とする。	設置要求運用要求	基本方針	設計方針(環境条件(可搬型重大事故等対処設備))				
64	代替通信連絡設備の可搬型通話装置,可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーバ(屋内用),可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は,内部発生飛散物の影響を考慮し,前処理建屋,分離建屋,精製建屋,ウラン・ブルトニウム混合股硝建屋,高レベル廃液ガラス固化建屋,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、聚急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより,重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(環境条件(可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重 大事故等対処設 備が使用される 条件の下におけ			
65	代替通信連絡設備の可搬型通話装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することで、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針(環境条件等(重大事故等 対処設備の設置場 所))	る健全性に関す			
66	代替通信連絡設備の可搬型通話装置と代替通話系統との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針(操作性 の確保)		5. 操作性及び試験・検査性	【5. 操作性及び試験・検査性】	※補足すべき事項の対象なし
67	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)における機器同士の接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針(操作性 の確保)		O. MIPILOUPING WALL	重大事故等対処設備の操作性及び試験・検査性について説明する。	Ama (ア・・・C ずつない A) まいよし
68	所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、所外データ伝送設備のデータ伝送設備、代替通信連絡設備の配合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットの一クIP-FAX、統合原子力防災ネットの一クIP-FAX、統合原子力防災ネットの一クIP-FAX、統合原子力防災ネットの一クIP-FAX、統合原子力防災ネットの一クIP-FAX、統合原子力防災ネットの一クIP-FAX、統合原子力防災ネットの一クIP-FAX、統合原子力防災ネットの一クIP-FAX、統合原子力防災ネットの一般で表現している。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保修等が可能な設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針 (試験・ 検査性)		5. 操作性及び試験・検査性	【5. 操作性及び試験・検査性】 重大事故等対処設備の操作性及び試験・検査性について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
69	代替通信連絡設備の可搬型通話装置,可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーバ(屋内用),可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、独立して機能,性能及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保修等が可能な設計とする。	機能要求①	通信連絡設備	設計方針(試験・ 検査性)				
5	緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統等を使用する設計とする。	機能要求①	計測制御系統施設(計裝 備) (許可文中、第6.2.1-4表 (1)、第6.2.1-1~4図)	設計方針 (設備構成)	装置の構成に関 する説明書並び に計測範囲及び 警報動作範囲に	3.1監視パラメータ	【3. 大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の必要な情報を把握するための詳細設計】 ・各設備の詳細設計について説明する。 ・監視パラメータの記録及び保存するための構成について、説明する。	※補足すべき事項の対象なし

項目番号 基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項		展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置並びに代替気象観測設備の可搬型気象観測用データ伝送装置を使用する設計とする。	機能要求①	放射線管理施設 (代替モニタリング設備) (計可文中) 第8.2-3表 (1)) 放射線管理施設 (代替気象 観測設備) (許可文中、第8.2-3表 (1))	設計方針 (設備構成)	明書	3.4.1.1 「代管炉気セニクリンク設備 3.4.1.1 可搬型排気モニタリング設備 3.4.2 代替環境モニタリング設備 3.4.2.1 可搬型環境モニタリング設備	【3.4.1.1 可搬型排気モニタリング設備】 ・可搬型排気モニタリング設備】 ・可搬型排気モニタリング設備の測定値のデータ伝送について説明する。 【3.4.2.1 可搬型環境モニタリング設備】 ・可搬型環境モニタリング設備 ・可搬型環境モニタリング設備 ・可搬型気象観測設備 ・可搬型気象観測設備 ・可搬型気象観測設備の観測値のデータ伝送について説明する。	※補足すべき事項の対象なし

1. 1. 1	再処理 (1) a.	 (イ)以降	再処理添付書類構成案	記載概要	1回	第1回 記載概要	申請回次 2回	第2回 記載概要	補足説明資料
			概要	-					
			基本方針	-					
			通信連絡設備(再処理事業所内)	【通信連絡設備の設計の基本方針】 通信連絡設備の設計の基本方針について説明する。	_	対象となる設備無しのため、記載事項なし	0	通信連絡設備(再処理事業所内)の基本方針を説明する	※補足すべき事項の対象なし
			通信連絡設備 (再処理事業所外)	【通信連絡設備の設計の基本方針】 通信連絡設備の設計の基本方針について説明する。	_	対象となる設備無しのため、記載事項なし	0	通信連絡設備(再処理事業所外)の基本方針を説明する	※補足すべき事項の対象なし
			施設の詳細設計方針	-					
			通信連絡設備 (再処理事業所内)	【所内通信連絡設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所内通信連絡設備の構成について説明する。					
				【所内データ伝送設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所内データ伝送設備の構成について説明する。					
				【代替通信連絡設備の構成】 代替通信連絡設備の構成こついて説明する。					
				【有書ガスの発生の連絡について】 所内涵信連絡設備及び代替通信連絡設備を有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用すること	_	対象となる設備無しのため、記載事項なし	0	通信連絡設備(再処理事業所内)の詳細設計方針を説明する	1.1 通信連絡設備の一覧 1.5 データ伝送設備の概要図
				を説明する。 【緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について】					
				緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について説明する。					
3. 1. 1			ページング装置	【所内通信連絡設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所内通信連絡設備の構成について説明する。		対象となる設備無しのため、記載事項なし	0	ベージング装置の詳細設計方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし
3. 1. 2			所內携带電話	【所内通信連絡設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所内通信連絡設備の構成について説明する。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	0	所内携帯電話の詳細設計方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし
			専用回線電話	【所内通信連絡設備の構成】					
3. 1. 3			一般加入電話	重大事故等対処設備として位置付ける所内通信連絡設備の構成について説明する。 【所内通信連絡設備の構成】		対象となる設備無しのため、記載事項なし	0	専用回線電話の詳細設計方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし
3. 1. 4			ファケシミリ	重大事故等対処設備として位置付ける所内通信連絡設備の構成について説明する。 【所内通信連絡設備の構成】	1	対象となる設備無しのため、記載事項なし	0	一般加入電話の詳細設計方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし
3. 1. 5			代替通話系統及び可轍型通話装置	重大事故等対処設備として位置付ける所内通信連絡設備の構成について説明する。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	0	ファクシミリの詳細設計方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし
			17台連前水税及い判数全連前変更	【代替通信連絡設備の構成】 (代替通信連絡設備の構成について説明する。 【代替通話系統及び可練型通話装置の使用方法】					
3. 1. 6				1 (中産品が終めない)販工通品設置の使用力法について説明する。 (大管温高系統及び可機型通話装置の使用力法について説明する。 【可機型通話装置の保管場所】		対象となる設備無しのため、記載事項なし	0	代替通話系統及び可搬型通話装置の詳細設計方針を説明する。	1.6 単線結線図 1.7 乾電池又は充電池による重大事材
5. 1. 0				可搬型通話装置の保管場所について説明する。		対象となる政則無しいため、 山東宇水よし		下音型的不効及び「可致主型的改良シャトがBXsl カミを取り」する。	設備への給電について
				「可能型通話装置の電源」 可能型通話装置の電源について説明する。					
			可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)	【代替通信連絡設備の構成】 (代替通信連絡設備の構成について説明する。					
				【可樂型衛星電話(屋内用)及び可樂型衛星電話(屋外用)の保管場所】 可樂型衛星電話(屋内用)及び可樂型衛星電話(屋外用)の保管場所について説明する。					. a M of chort E
3. 1. 7				【可樂型衛星電話(屋内用)の使用方法】 可搬型衛星電話(屋内用)の使用方法について説明する。	_	対象となる設備無しのため、記載事項なし	0	可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)の詳細設計方針を説明する。	1.6 単線結線図 1.7 乾電池又は充電池による重大事故 設備への給電について
				【可嫌型衛星電話(屋内用)及び可嫌型衛星電話(屋外用)の電源 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)の電源について説明する。					
			可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)	【代替通信連絡設備の構成】					
				代替通信連絡設備の構成について説明する。 【可模型トランシーバ(屋内用)及び可模型トランシーバ(屋外用)の保管場所】 「特殊型トランシーバ(屋内用)及び可模型トランシーバ(屋外用)の保管場所					
3. 1. 8				可撤型トランシーバ(屋内用)及び可撤型トランシーバ(屋外用)の保管場所について説明する。 【可撤型トランシーバ(屋内用)の使用方法について説明する。 可撤型トランシーバ(屋内用)の使用方法について説明する。	_	対象となる設備無しのため、記載事項なし	0	可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)の詳細設計方針を説明する。	1.6 単線結線図 1.7 乾電池又は充電池による重大事故 設備への給電について
				**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					DX IIII. 107 MA IELIC 2V · C
			所内データ伝送設備	** *** *** *** *** *** *** *** *** ***					
3. 1. 9				重大事故等対処設備として位置付ける所内データ伝送設備の構成について説明する。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	0	所内データ伝送設備の詳細設計方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし
			通信連絡設備(再処理事業所外)	【所外通信連絡設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所外通信連絡設備の構成について説明する。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	0	通信連絡設備(再処理事業所外)の詳細設計方針を説明する。	1.1 通信連絡設備の一覧
			統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX 災ネットワークTV会議システム	重大事故等対処設備として位置付ける所外通信連絡設備の構成について説明する。					
				【代替通信連絡設備の構成】 代替通信連絡設備の構成について説明する。					
				【有義ガスの発生の連絡について】 所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備を有義ガスの発生を連絡する場合においても使用すること を説明する。					
3. 2. 1				【統合原子力防災ネットワーク I P 電話,統合原子力防災ネットワーク I P F AX ,統合原子力防災ネットワーク I V 会議システムの設置場所】	_	対象となる設備無しのため、記載事項なし	0	統合原子力防災ネットワーク I P電話,統合原子力防災ネットワーク I P I P I R I X I X I X I X I Y I X I Y I X I X I X I Y I X I	1.6 単線結線図
				統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX,統合原子力防 災ネットワークTV会議システムの設置場所を説明する。					
				【統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P − F A X,統合原子力 防災ネットワーク T V会議システムの電源】 統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P − F A X,統合原子力防					
				災ネットワークTV会議システムの電源を説明する。					
3. 2. 2			一般加入電話	【所外通信連絡設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所外通信連絡設備の構成について説明する。	_	対象となる設備無しのため、記載事項なし	0	一般加入電話の詳細設計方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし
3. 2. 3			一般携帯電話	【所外通信連絡設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所外通信連絡設備の構成について説明する。	_	対象となる設備無しのため、記載事項なし	0	一般携帯電話の詳細設計方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし
3. 2. 4			衛星携帯電話	【所外通信連絡設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所外通信連絡設備の構成について説明する。	-	対象となる設備無しのため、記載事項なし	0	衛星携帯電話の詳細設計方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし
	\perp		ファクシミリ	【所外通信連絡設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所外通信連絡設備の構成について説明する。		対象となる設備無しのため、記載事項なし	0	ファクシミリの詳細設計方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし

再処理目次	再処理添付書類構成案	記載概要		申請	青回次		補足説明資料	
1. 1.1 1.1.1 (1) a. (a) イ. ((イ)以降	記·順火與. 安	1回 第1回 記載概要		2回 第2回 記載概要		1田人の リリ 興 个 イ	
3. 2. 6	可赖型衛星電話(庭内用)及び可赖型衛星電話(庭外用)	【代替通信連絡設備の構成】 代替通信連絡設備の構成について説明する。 【可機型衛星電話(屋内用)及び可機型衛星電話(屋外用)の保管場所について説明する。 【可機型衛星電話(屋内用)及び可機型衛星電話(屋外用)の保管場所について説明する。 【可機型衛星電話(屋内用)及び可機型衛星電話(屋外用)の使用方法】 可機型衛星電話(屋内用)及び可機型衛星電話(医外用)の使用方法について説明する。 【可機型衛星電話(屋内用)及び可機型衛星電話(医外用)の電源 「可機型衛星電話(屋内用)及び可機型衛星電話(医外用)の電源 「一機型衛星電話(屋内用)及び可機型衛星電話(屋外用)の電源について説明する。	一 対象となる設備無しのため,	記載事項なし	0	可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)の詳細設計方針を説明する。	1.4 データ伝送設備のパラメータ 1.5 データ伝送設備の概要図 1.6 単縁続起し、1.6 単線を開発して、1.6 単線を開発して、1.7 乾電池以は充電池による重大事故等対処計装設備への結電について	
3. 2. 7	所外データ伝送設備	【所外データ伝送設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所外データ伝送の構成について説明する。 【代替通信連絡設備の構成】 代替通信連絡設備の構成について説明する。 【データ伝送設備の設置場所を説明する。 【データ伝送設備の設置場所を説明する。 【データ伝送設備の電源】 データ伝送設備の電源と説明する。	一 対象となる設備無しのため,	記載事項なし	0	所外データ伝送設備の詳細設計方針を説明する。	1.6 単線結線図	
VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備	が使用される条件の下における健全性に関する説明書							
3.	多様性,位置的分散,悪影響防止等	【多様性,位置的分散,悪影響防止等】 重大事故等対処設備の多様性,位置的分散,悪影響防止等について説明する。	一 対象となる設備無しのため、	記載事項なし	0	重大事故等対処設備の多様性,位置的分散,悪影響防止等について説明する。	※補足すべき事項の対象なし	
4.	環境条件等	【環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	一 対象となる設備無しのため、	記載事項なし	0	重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	※補足すべき事項の対象なし	
5.	操作性及び試験・検査性	【操作性及び試験・検査性】 重大事故等対処設備の操作性及び試験・検査性について説明する。	対象となる設備無しのため、	記載事項なし	0	重大事故等対処設備の操作性及び試験・検査性について説明する。	※補足すべき事項の対象なし	

凡例

・「申請回次」について
○ 当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目

ム 当該申請回次で前功・記載しており、記載内容に変更がない項目

- : 当該申請回次で記載しない項目

別紙4

添付書類の発電炉との比較

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(1/38)

発電炉	再処理施設	備考
 概要 基本方針 1 通信連絡設備(発電所内) 2 通信連絡設備(発電所外) 施設の詳細設計方針 1 通信連絡設備(発電所内) 	 概要 基本方針 1 通信連絡設備(再処理事業所内) 2 通信連絡設備(再処理事業所外) 施設の詳細設計方針 3 通信連絡設備(再処理事業所内) 	VIII 3
3.1.1 送受話器 (ページング) 3.1.2 電力保安通信用電話設備 (固定電話機, P H S 端末 <u>及びF A X</u>)	3.1.1 ページング装置 3.1.2 所内携帯電話	ファクシミリについて は,3.1.5に記載して いる。
	3.1.3 専用回線電話 3.1.4 一般加入電話	当社固有の設備であり、新たな論点が生じるものではない。
3.1.2 電力保安通信用電話設備(<u>固定電話機, P</u> <u>HS端末及び</u> FAX)	3.1.5 ファクシミリ	所内携帯電話について は,3.1.2に記載して いる。
3.1.3 無線連絡設備(固定型)及び無線連絡設備 (携帯型)		3.1.8 に記載している。
下線 : ・プラントの違いによらない記載内容の差異 ・章立ての違いによる記載位置の違いによる差異 二重下線 : ・プラント固有の事項による記載内容の差異 ・後次回の申請範囲に伴う差異		

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(2/38)

	再処理施設	備考
3.1.4 携行型有線通話装置	3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置	当社固有の設備であり、新たな論点が生じるものではない。
(携帯型)	3.1.7 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)	発電炉固有の設備であり、新たな論点が生じるものではない。
3.1.3 <u>無線連絡設備(固定型)及び</u> 無線連絡設備 (携帯型)	ランシーバ(屋外用)	
3.1.6 データ伝送設備 (発電所内)	3.1.9 所内データ伝送設備	
3.2 通信連絡設備(発電所外)	3.2 通信連絡設備(再処理事業所外)	
3.2.1 電力保安通信用電話設備(固定電話機, PHS端末及びFAX) 3.2.2 テレビ会議システム(社内)		発電炉固有の設備であり、新たな論点が生じ るものではない。
3.2.6 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)	3.2.1 統合原子力防災ネットワーク IP 電話, 統合原子力防災ネットワーク IP-FAX 及び統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム	
3.2.3 加入電話設備(加入電話 <u>及び加入FAX</u>)	3.2.2 一般加入電話	ファクシミリについて は,3.2.5に記載して いる。

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(3/38)

発電炉	再処理施設	備考
	3.2.3 一般携帯電話	当社固有の設備であり、新たな論点が生じるものではない。
3.2.5 衛星電話設備(固定型) <u>及び衛星電話設備</u> <u>(携帯型)</u>	3.2.4 衛星携帯電話	可搬型衛星電話(屋内 用)及び可搬型衛星電 話(屋外用)について は,3.2.6に記載して いる。
3.2.3 加入電話設備(<u>加入電話及び</u> 加入FAX)	3.2.5 ファクシミリ	一般加入電話について は,3.2.2に記載して いる。
3.2.4 専用電話設備(専用電話(ホットライン) (地方公共団体向))		発電炉固有の設備であり、新たな論点が生じ るものではない。
3.2.5 <u>衛星電話設備(固定型)及び</u> 衛星電話設備 (携帯型)	3.2.6 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)	衛星携帯電話について は,3.2.4に記載して いる。
3.2.6 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム, I P電話及び I P-FAX)		3.2.1 に記載している。
3.2.7 データ伝送設備(発電所外)	3.2.7 所外データ伝送設備	

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(4/38)

	・ 通口医和欧州(CR) (300)1音』(4/30)	/#: ±7·
発電炉	再処理施設	備考
1. 概要本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第46条、第47条第4項及び第5項、第76条、第77条並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に基づく通信連絡設備について説明するものである。	1. 概要 本資料は、「再処理施設の技術基準に関する規 則」第31条、第51条に基づく通信連絡設備について説明するものである。	
2. 基本方針 2.1 通信連絡設備(発電所内) 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に,中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋,タービン建屋,作業場所等の建屋内外各所の人に操作,作業,退避の指示,事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動,サイレン及び音声により行うことができるよう,警報装置,多様性を確保した通信設備(発電所内)及び緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備(発電所内)を設置又は保管する。 通信連絡設備(発電所内)は,非常用所内電源又	2. 基本方針 2.1 通信連絡設備(再処理事業所内)	31 条に比較結果を示す。
世后連絡設備(発電所内)は、非常用所内電源又は無停電電源(蓄電池を含む。)に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故	重大事故等が発生した場合において再処理事業	
(以下「重大事故等」という。) が発生した場合	所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡	

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(5/38)

	0 旭山连州以州に因りる肌切音』(0/30/	T
発電炉	再処理施設	備考
において、発電所内の通信連絡をする必要のある	を行うことができるよう、 <u>通信連絡設備及び</u> 代替	設備構成の差異のた
場所と通信連絡を行うために必要な設備を設ける	通信連絡設備を設けるとともに,代替通信連絡設	め,新たな論点が生じ
とともに、当該設備に代替電源設備から給電が可	備は, 代替電源設備(乾電池及び充電池の予備電源	るものではない。
能な設計とする。	設備を含む。)からの給電を可能とした設計とす	
	る。	
	所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備は,重	当社固有の設計上の考
	大事故等への対処が開始されている状態で、化学	慮のため、新たな論点
	物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者(所	が生じるものではな
	内で異常を確認する者の代表である立会人、立会	N = 0 0 0 1 Times
	人から連絡を受けた所内の作業員、公的機関から	
	情報を入手した者および所外のタンクローリの運	
	転手から情報を入手した者)が中央制御室の実施	
	組織要員(実施責任者)に有毒ガスの発生を連絡す	
	る場合、中央制御室の実施組織要員(実施責任者)	
	から中央制御室、屋外及び屋内の実施組織要員に	
	有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実	
	施組織要員(実施責任者)から使用済燃料の受入れ	
	施設及び貯蔵施設の制御室の実施組織要員に有毒	
	ガスの発生を連絡する場合及び中央制御室の実施	
	組織要員(実施責任者)から緊急時対策所の重大事	
	世間を 故等の対処に必要な指示を行う要員(非常時対策	
	組織本部の本部長)に有毒ガスの発生を連絡する	
	場合においても使用する。	
	<u> </u>	
2.2 通信連絡設備(発電所外)	 2.2 通信連絡設備(再処理事業所外)	
2.2 通信建構設備(光電が下) 設計基準事故が発生した場合において、発電所	2.2 四尺桁以阴(竹尺上ず未川/广)	 31 条に比較結果を示
<u>外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡が</u>		す。

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(6/38)

発電炉	○ 週間理解設備に関する説明音 』 (0/30) 再処理施設	備考
できるよう,通信設備(発電所外)及び発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備(発電所外)を設置又は保管する。		VIII 3
通信連絡設備(発電所外)は、通信方式の多様性 を備えた構成の専用通信回線に接続する。		
通信連絡設備(発電所外)は、非常用所内電源又 は無停電電源(蓄電池を含む。)に接続し、外部電 源が期待できない場合でも動作可能な設計とす る。		
重大事故等が発生した場合において,発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けるとともに,当該設備に代替電源設備から給電が可能な設計とする。	重大事故等が発生した場合において再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うこと,及び計測,監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有することができるよう,通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設けるとともに,代替通信連絡設備は,代替電源設備(乾電池及び充電池の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とした設計とする。	設備構成の差異のため、新たな論点が生じるものではない。
	所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重 大事故等への対処が開始されている状態で、化学 物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者(所 外で異常を確認する者の代表である公的機関)が 中央制御室の実施組織要員(実施責任者)に有毒 ガスの発生を連絡する場合においても使用する。	当社固有の設計上の考慮のため、新たな論点が生じるものではない。

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(7/38)

発電炉	再処理施設	備考
元 电 <i>扩</i>	サベ・土地以	V⊞ [≁] →
3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備(発電所内) 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊 又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から 人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン 建屋、作業場所等の建屋内外各所の人に操作、作 業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡を ブザー鳴動、サイレン及び音声により行うことが できる設備並びに音声及びFAXにより行うことができる設備ができる設備として、表1に示す警報装置及び多様性を確保した通信設備(発電所内)を設置又は保	3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備(再処理事業所内)	31条に比較結果を示す。
<u>管する。</u>		
警報装置として送受話器 (ページング) 及び多様性を確保した通信設備 (発電所内) として送受話器 (ページング),電力保安通信用電話設備 (固定電話機,PHS端末及びFAX),無線連絡設備 (固定型),無線連絡設備 (携帯型),携行型有線通話装置,衛星電話設備 (固定型)及び衛星電話設備 (携帯型)を設置又は保管する。		
緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備(発電所内)として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する。安全パラメータ表示システム(SPDS)は、計測		

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(8/38)

	再処理施設	備考
制御系統施設の計測装置及び緊急時対策所の設備	7.77	VII. V
で兼用する。		
通信連絡設備(発電所内)の一部は, 東海発電所		
及び東海第二発電所で共用する設計とし、各設備		
の共用の区分を表1に示す。		
警報装置,通信設備(発電所内)及びデータ伝送		
設備(発電所内)については、図1に示すとおり		
非常用所内電源又は無停電電源(蓄電池を含む。)		
に接続又は充電池若しくは乾電池を使用し,外部		
電源が期待できない場合でも動作可能な設計とす		
<u>3.</u>		
重大事故等が発生した場合において、発電所内	重大事故等が発生した場合において、再処理事	
の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行	業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連	
うために必要な通信設備(発電所内)及び計測等を	絡を行うために必要な通信設備及び計測, 監視を	
行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な	行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所	
場所で共有するために必要な通信設備(発電所内)	で共有するために必要な設備として、設計基準対	設備構成の差異のた
として,表1に示す必要な数量の衛星電話設備(固	象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページン	め、新たな論点が生じ
定型)及び携行型有線通話装置を中央制御室及び	<u>グ装置,所内携帯電話,専用回線電話,一般加入電</u>	るものではない。
緊急時対策所内に設置又は保管し、衛星電話設備	<u>話及びファクシミリを設置する設計とする。</u>	
(携帯型)及び無線連絡設備(携帯型)は、緊急時		
対策所内に保管する。なお、可搬型については必要	また、代替通信連絡設備として、第1表に示す	
な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管	代替通話系統を前処理建屋、分離建屋、精製建屋、	当社固有の施設であ
する。	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋,高レベル廃液	り、新たな論点が生じ
	ガラス固化建屋に設置し、可搬型通話装置、可搬型	るものではない。
	衛星電話 (屋内用), 可搬型トランシーバ (屋内用),	

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(9/38)

	再処理施設	備考
緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備(発電所内)として、安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ伝送装置を中央制御室内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置を緊急時対策所建屋内に設置する。	可搬型衛星電話(屋外用),可搬型トランシーバ(屋外用)を中央制御室及び緊急時対策所内に必要数量を保管する設計とする。なお,可搬型については必要な数量に加え,故障を考慮した数量の予備を保管する設計とする。 緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として,情報把握計装設備用屋内伝送系統,建屋間伝送用無線装置,前処理建屋可搬型情報収集装置,分離建屋可搬型情報収集装置,方離建屋可搬型情報収集装置,有少でルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置,高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置,高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置,高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置,高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置,高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置,高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置,高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置,高してル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置,高してル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置。第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置を使用する設計とする。	設備構成の差異のため、新たな論点が生じるものではない。
これらの重大事故等が発生した場合に必要な通	また、代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置並びに代替気象観測設備の可搬型気象観測用データ伝送装置を使用する設計とする。 重大事故等が発生した場合に必要な通信連絡設	設備構成の差異のため、新たな論点が生じるものではない。
信設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所内)については、図1に示すとおり代替電源設備であ	備(再処理事業所内)のうち、代替通信連絡設備に ついては、第1図に示すとおり代替電源設備であ	

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(10/38)

	再処理施設	備考
る常設代替高圧電源装置,可搬型代替低圧電源車	る緊急時対策建屋用発電機,制御建屋可搬型発電	設備構成の差異のた
		め、新たな論点が生じ
又は緊急時対策所用発電機から給電が可能な設計	機又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬	
とする。充電池を使用する通信設備(発電所内)に	型発電機から受電し、動作可能な設計とする。	るものではない。
ついては、別の端末又は予備の充電池と交換する		
ことにより、継続して通話ができ、使用後の充電池	乾電池を用いるものについては7日間以上継続	
は、代替電源設備からの給電が可能な中央制御室	して通話ができる設計とする。また、充電池を用い	
又は緊急時対策所の電源から充電器を用いて充電	るものについては、代替電源設備の制御建屋可搬	設備構成の差異及び運
することができる設計とする。乾電池を使用する	型発電機,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	用の差異のため、新た
通信設備(発電所内)については、予備の乾電池と	可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急	な論点が生じるもので
交換することにより7 日間以上継続して通話がで	時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで	はない。
きる設計とする。	7日間以上継続して通話ができる設計とする。	当社固有の設計上の考
		慮のため、新たな論点
		が生じるものではな
		No.
		•
	 所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備は,表 1	 当社固有の設計上の考
	に示すとおり重大事故等への対処が開始されてい	
	る状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を	が生じるものではな
	確認した者(所内で異常を確認する者の代表であ	い。
	<u>電応じた省(別ド)で乗用を確認する名の代表であ</u> る立会人,立会人から連絡を受けた所内の作業員,	v 0
	公的機関から情報を入手した者および所外のタン	
	クローリの運転手から情報を入手した者)が中央	
	制御室の実施組織要員(実施責任者)に有毒ガスの	
	発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員	
	(実施責任者)から中央制御室,屋外及び屋内の実	
	施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合,中	
	央制御室の実施組織要員(実施責任者)から使用済	
	燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実施組	

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(11/38)

【VI-I-I-8 通信連絡設備に関する説明書】(II/ 38)		
発電炉	再処理施設	備考
	織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合及び中央	
	制御室の実施組織要員(実施責任者)から緊急時対	
	策所の重大事故等の対処に必要な指示を行う要員	
	(非常時対策組織本部の本部長) に有毒ガスの発	
	生を連絡する場合においても使用する。	
	<u> </u>	
また, 基準地震動による地震力に対し, 地震時及		重大事故等対処設備の
び地震後においても、通信連絡に係る機能を保持		耐震性に係る記載は添
するため、表2に示す固縛又は固定による転倒、		付書類「VI-1-1-
横滑り、飛び跳ね及び落下の防止措置(以下「転倒		4-2 重大事故等対
防止措置等」という。)を実施するとともに、信号		4 2 重八事成寺が
<u>い</u>		件の下における健全性
線管、トレイ及びダクト(以下「電線管等」という。)		に関する説明書」に展
旅售, ドレイ及のタクト(以下・电泳音等」という。) に敷設する設計とする。		
<u>に </u>		開するため、新たな論
お例は4世界体にのいては、近日事権「17.1		点が生じるものではな
転倒防止措置等については、添付書類「V-1-		V,°
1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用され		
る条件の下における健全性に関する説明書」に、		
耐震性に関する詳細は、添付書類「V-2耐震性に		
関する説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設		
計の基本方針」に示す。		
	重大事故等が発生した場合に必要な通信連絡設	申請書の構成の差異の
	備(再処理事業所外)のうち代替通信連絡設備の配	ため、新たな論点が生
	<u>置を第5図に示す。</u>	じるものではない。
L	1	ı

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(12/38)

) 週間理解説側に関する説明者』(12/30) 	洪士
発電炉	再処理施設	備考
3.1.1 送受話器 (ページング)	3.1.1 ページング装置	
発電所内の建屋内外各所の人に操作,作業,退避		31 条で比較結果を示
の指示、事故対策のための集合等の連絡を行うた		す。
めに、送受話器(ページング)を設置する。送受話		
器(ページング)は、送受話器(ページング)(ハ		
ンドセット)及び送受話器 (ページング) (スピー		
カ)から構成される。		
717 14 3 H17/94 C H = W 0		
指示は、発電所各所に設置する送受話器(ページ		31条で比較結果を示
ング)(ハンドセット)を使用し、送受話器(ペー		す。
ジング)(スピーカ)にて行うことができる設計と		7 0
する。また、中央制御室から発電所内へブザー鳴		
動、サイレン及び音声による警報を行うことがで		
きる設計とする。		

発電所の運転及び保守業務に必要なパトロール		
経路,並びに機器の操作監視に必要な場所で,目に		
<u>つき易く利便性の高い位置に送受話器(ページン</u>		
グ) (ハンドセット) を設け, 発電所内の建屋内外		
各所との通信連絡ができる設計とする。		
送受話器(ページング)(スピーカ)は、送受話		
器(ページング)(ハンドセット)の近傍に設置す		
るが、設置場所の暗騒音レベル及び設置環境を考		
慮して設置する。		
<u> </u>		
送受話器(ページング)は、非常用所内電源及		
び無停電電源(蓄電池を含む。)に接続し、外部		
<u>いボア电电你(宙电他で占む。)に対応し,介</u>		

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(13/38)

	再処理施設	備考
電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。		0110
	設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置を常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。	当社固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。
3.1.2 電力保安通信用電話設備(固定電話機, P HS端末 <u>及びFAX</u>)	3.1.2 所內携帯電話	ファクシミリについて は,3.1.5に記載して いる。
中央制御室,緊急時対策所及び屋内外の作業場所との間で相互に通信連絡を行うために,電力保安通信用電話設備(固定電話機,PHS端末及びFAX)を設置又は保管する。		31 条で比較結果を示す。
電力保安通信用電話設備(固定電話機,PHS端末及びFAX)のうち固定電話機及びFAXは,非常用所内電源及び無停電電源(蓄電池を含む。)に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。		
また、PHS端末の電源は、充電池を使用し、 外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計 とする。		

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(14/38)

発電炉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 通信連絡設備に関する説明音』(14/30) 再処理施設	備考
光电炉		
	設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設	当社固有の設計上の考慮がある。
	備の所内携帯電話を常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、	慮であり、新たな論点 が生じるものではな
	再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所	No To a good clara
	と通信連絡を行う設計とする。	
	3.1.3 専用回線電話	
	設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設	当社固有の設備に係る
	備の専用回線電話を常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、	設計上の考慮であり, 新たな論点が生じるも
	再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所	のではない。
	と通信連絡を行う設計とする。	
	3.1.4 一般加入電話	
	設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設	
	備の一般加入電話を常設重大事故等対処設備として位置はは、また東投資が発生した場合において	
	て位置付け、重大事故等が発生した場合において、 再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所	
	と通信連絡を行う設計とする。	
3.1.2 電力保安通信用電話設備(<u>固定電話機,P</u> HS端末及びFAX)	3.1.5 ファクシミリ	所内携帯電話について は、3.1.2 に記載して
THE PROPERTY OF THE PROPERTY O		いる。
	設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設	当社固有の設計上の考
	備のファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置はは、重大事故策が発生した場合において	慮であり、新たな論点 がたじてものではな
	て位置付け、重大事故等が発生した場合において、 再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所	が生じるものではない。 い。

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(15/38)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	再処理施設	備考
)	と通信連絡を行う設計とする。	VIII V
3.1.3 無線連絡設備(固定型)及び無線連絡設備		3.1.8 に記載する。
(携帯型)		
中央制御室、緊急時対策所及び屋外の作業場所		
との間で相互に通信連絡を行うために、無線連絡		
設備(固定型)及び無線連絡設備(携帯型)を設置		
又は保管する。		
無線連絡設備(固定型)は,非常用所内電源及び		
無停電電源(蓄電池を含む。)に接続し、外部電源		
が期待できない場合でも動作可能な設計とする。		
また、無線連絡設備(携帯型)の電源は、充電池を		
使用し,外部電源が期待できない場合でも動作可		
能な設計とする。		
重大事故等が発生した場合に使用する無線連絡		
設備 (携帯型) の電源は充電池を使用し, 別の端末		
又は予備の充電池と交換することにより、継続し		
て通話ができ,使用後の充電池は,代替電源設備か		
らの給電が可能な中央制御室又は緊急時対策所の		
電源から充電器を用いて充電することができる設		
計とする。		
3.1.4 携行型有線通話装置	3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置	当社固有の設備であ
中央制御室及び屋内の作業場所との間並びに緊	重大事故等が発生した場合において、再処理事	り、新たな論点が生じ
急時対策所建屋内で相互に通信連絡を行うため	業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連	るものではない。
に、携行型有線通話装置を保管する。携行型有線	絡を行うために, <u>代替通話系統を設置し,</u> 可搬型通	

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(16/38)

発電炉	再処理施設	備考
通話装置は、端末ごとに決められた組み合わせの中継コードを端末のコネクタに差し込むことにより、容易かつ確実に接続できる設計とする。	話装置を保管する設計とする。	可搬型通話装置の接続 については, 18/37 で 比較している。
	代替通話系統は,前処理建屋,分離建屋,精製建屋,ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し,可搬型通話装置を接続して使用可能な設計とする。	当社固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。
	可搬型通話装置は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内で必要な連絡を行う際に使用するものであり、可搬型通話装置の端末を代替通話系統に接続することで、代替通話系統を通じて可搬型通話装置の端末間で通信連絡を行うことができる設計とする。	
	可搬型通話装置は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	
携行型有線通話装置の電源は、乾電池を使用 し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な 設計とする。		発電炉固有の設計上の 考慮であり、新たな論 点が生じるものではな い。
重大事故等が発生した場合に使用する携行型有線通話装置の電源は、乾電池を使用し、 <u>予備の乾</u>	可搬型通話装置は、乾電池で動作可能な設計とする。	運用の差異のため、新

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(17/38)

発電炉	再処理施設	備考
<u>電池と交換することにより、</u> 7 日間以上継続して 通話ができる設計とする。	乾電池を用いる可搬型通話装置は,7日間以上継続して通話ができる設計とする。	たな論点が生じるものではない。
3.1.4 携行型有線通話装置 中央制御室及び屋内の作業場所との間並びに緊 急時対策所建屋内で相互に通信連絡を行うため に,携行型有線通話装置を保管する。携行型有線 通話装置は,端末ごとに決められた組み合わせの 中継コードを端末のコネクタに差し込むことによ り,容易かつ確実に接続できる設計とする。	代替通話系統への可搬型通話装置の接続は,コネクタ接続に統一することにより,速やかに,容易かつ確実に接続できる設計とする。	
3.1.5 <u>衛星電話設備(固定型)及び</u> 衛星電話設備 (携帯型) 中央制御室,緊急時対策所及び屋外の作業場所 との間で相互に通信連絡を行うために, <u>衛星電話</u> 設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を <u>設置</u> 又は保管する。	3.1.7 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)	発電炉固有の設備であり、新たな論点が生じるものではない。
	可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話 (屋外用)は,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋,制御 建屋,緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管 する設計とする。	当社固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(18/38)

) 週間連絡改開に関する説明音』(10/30)	PHI. Iva
光電炉	再処理施設	備考
衛星電話設備(固定型)は、図2に示すとおり	可搬型衛星電話 (屋内用) は, ハンドセットを中	当社固有の設計上の考
屋外に設置したアンテナと接続することにより、	央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入	慮であり、新たな論点
屋内で使用できる設計とする。	れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し,第2図に	が生じるものではな
		٧ ٠,
	とにより、屋内で使用できる設計とする。	-
衛星電話設備(固定型)は、非常用所内電源及び		発電炉固有の設計上の
無停電電源(蓄電池を含む。)に接続し、外部電源		考慮のため、新たな論
が期待できない場合でも動作可能な設計とする。		点が生じるものではな
また、衛星電話設備(携帯型)の電源は充電池を使		<u> </u>
用し、外部電源が期待できない場合でも動作可能		V · 0
な設計とする。		
<u> な </u>		
于上市北坡30% 4 1 之 H 人) z 比田子 z 中市地域		※最に田士の刊供べき
重大事故等が発生した場合に使用する中央制御		発電炉固有の設備であ
室に設置する衛星電話設備(固定型)は、非常用交		り、新たな論点が生じ
流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加え		るものではない。
て、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電		
源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型		
<u>代替低圧電源車から給電が可能な設計とし、緊急</u>		
時対策所に設置する衛星電話設備(固定型)は,非		
常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機		
に加えて,緊急時対策所用代替電源設備である緊		
急時対策所用発電機から給電が可能な設計とす		
る。また、衛星電話設備(携帯型)の電源は、充電	可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話	
池を使用し、別の端末又は予備の充電池と交換す	(屋外用)は、充電池で動作可能な設計とする。さ	
ることにより、継続して通話ができ、使用後の充電	らに,可搬型衛星電話(屋内用)は,代替電源設備	
池は、代替電源設備からの給電が可能な中央制御	の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施	
室又は緊急時対策所の電源から充電器を用いて充	設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋	
	I STATE AND THE AND THE AND	

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(19/38)

発電炉	再処理施設 再処理施設	備考
電することができる設計とする。	電源設備である緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。	V用から
	充電池を用いる可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は,代替電源設備の制御建屋可搬型発電機,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。	当社固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。
3.1.3 無線連絡設備(固定型)及び無線連絡設備 (携帯型) 中央制御室,緊急時対策所及び屋外の作業場所 との間で相互に通信連絡を行うために,無線連絡 設備(固定型)及び無線連絡設備(携帯型)を設置 又は保管する。		発電炉固有の設備であり、新たな論点が生じるものではない。
	可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋,制御建屋,緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	当社固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(20/38)

発電炉	再処理施設	備考
	可搬型トランシーバ(屋内用)は、ハンドセットを中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し、第2図に示すとおり屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。	
無線連絡設備(固定型)は、非常用所内電源及び 無停電電源(蓄電池を含む。)に接続し、外部電源 が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 また、無線連絡設備(携帯型)の電源は、充電池を 使用し、外部電源が期待できない場合でも動作可 能な設計とする。		発電炉固有の設計上の 考慮であり、新たな論 点が生じるものではな い。
重大事故等が発生した場合に使用する無線連絡設備(携帯型)の電源は充電池を使用し、別の端末又は予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、代替電源設備からの給電が可能な中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電器を用いて充電することができる設計とする。	可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は,充電池で動作可能な設計とする。さらに,可搬型トランシーバ(屋内用)は,代替電源設備の制御建屋可搬型発電機,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備である緊急時対策建屋用発電機から受電し,動作可能な設計とする。	
	<u> 充電池を用いる可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は,代替電源設備の制御建屋可搬型発電機,使用済燃料の受入れ施</u>	当社固有の設計上の考 慮であり、新たな論点 が生じるものではな

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(21/38)

	一世旧生和以間に因りる肌引音』(21/30)	/++: + /
発電炉	再処理施設	備考
3.1.6 データ伝送設備(発電所内) 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊 又は故障その他の異常及び重大事故等が発生した 場合において、緊急時対策所へ表3 に示す事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備(発電所内)として、図3 に示すとおりデータ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する。安全パラメータ表示システム(SPDS)は、非常用所内電源及び無停電電源(蓄電池を含む。)に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋 電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は 受電することで7日間以上継続して通話ができる 設計とする。 3.1.9 所内データ伝送設備	い。 31条で比較結果を示す。
	設計基準対象の施設と兼用する所内データ伝送 設備のプロセスデータ伝送サーバ,放射線管理用 計算機,環境中継サーバ及び総合防災盤を常設重 大事故等対処設備として位置付け,重大事故等が 発生した場合において,計測及び監視を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有す る設計とする。	当社固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(22/38)

	再処理施設	備考
重大事故等が発生した場合に使用する安全パラ		発電炉固有の設計上の
メータ表示システム (SPDS) のうちデータ伝送		考慮であり、新たな論
装置は、非常用交流電源設備である非常用ディー		点が生じるものではな
ゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した		V \₀
場合においても、常設代替交流電源設備である常		
設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備		
である可搬型代替低圧電源車から給電が可能な設		
計とする。また、緊急時対策所建屋に設置する緊急		
時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ		
表示装置は、非常用交流電源設備である非常用デ		
ィーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失		
した場合においても、緊急時対策所用代替電源設		
備である緊急時対策所用発電機から給電が可能な		
<u>設計とする。</u>		
表3に示す緊急時対策所へ伝送している,原子		
炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故		
障その他の異常及び重大事故等の対処に必要なパ		
ラメータは、耐震性のあるSA監視操作盤、高圧		
代替注水制御盤等からプラントパラメータを直接		
収集し、伝送できる設計とする。		
0.0 学学生被引进(水质工划)	000区层本级现件(五组四本类式划)	
3.2 通信連絡設備(発電所外)	3.2 通信連絡設備(再処理事業所外)	91 タベル畝灶田よニ
設計基準事故が発生した場合において、発電所		31 条で比較結果を示
外の本店(東京)、国、地方公共団体その他関係機関の必要等による事故の発生等に係る連絡を表		す。
関の必要箇所への事故の発生等に係る連絡を音		
声、FAX及びテレビ会議により行うことができ ス通信記供(発電形例) トレア まれ に子才電力		
る通信設備(発電所外)として、表4 に示す電力		

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(23/38)

発電炉 保安通信用電話設備(固定電話機, PHS端末及び FAX), テレビ会議システム(社内), 加入電話設 備(加入電話及び加入FAX), 専用電話設備(専 用電話(ホットライン)(地方公共団体向)), 衛星	再処理施設	備考
FAX), テレビ会議システム (社内), 加入電話設備 (加入電話及び加入FAX), 専用電話設備 (専		
備 (加入電話及び加入FAX),専用電話設備 (専		
用電話 (ホットライン) (地方公共団体向)), 衛星		
電話設備(固定型), 衛星電話設備(携帯型) 及び		
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡		
設備 (テレビ会議システム, IP電話及びIP-F		
AX)を設置又は保管する。また、発電所内から発		
電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必		
要なデータを伝送できるデータ伝送設備(発電所		
外)として,データ伝送設備を設置する。通信設備		
(発電所外)及びデータ伝送設備(発電所外)につ		
いては、表5 に示すとおり有線系、無線系又は衛		
星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の		
<u>通信回線に接続する。</u>		
電力保安通信用電話設備(固定電話機, PHS端		
末及びFAX), テレビ会議システム(社内), 専用		
電話設備(専用電話(ホットライン)(地方公共団		
体向)),統合原子力防災ネットワークに接続する		
通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP電話及び		
IP-FAX) 及びデータ伝送設備は, 専用通信回		
線に接続し、輻輳による使用制限又は通信事業者		
による通信制限を受けることなく常時使用できる		
設計とする。また、これらの専用通信回線の容量は		
通話及びデータ伝送に必要な容量に対し十分な余		
裕を確保した設計とする。		

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(24/38)

通信設備(発電所外)及びデータ伝送設備(発電所外)及びデータ伝送設備(発電所外) に示すとおり非常用所内電源又は無停電電源(蓄電池を含む。)に接続文は充電池を使用し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊 又は故障その他の異常が発生した場合において、データ伝送設備は、基準地震動による地震力に対し、地震時及び地震後においても、緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送する機能を保持するため、表2に示す固縛又は固定による転倒防止措置等と実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等の電路に敷設する設計とする。 転倒防止措置等については、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に、耐震性に関する説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に示す。 重大事故等が発生した場合において、発電所外、後、性の外、の通信連絡をする必要のある場所と通常を発力、必要な場所を必ずるともいる必要な場所がの通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要なは信置備(発電所外)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所とないる要な場所で決有するためのと要な場所で決有するためのと要な場所で決有するためのとなども対応に要なパラメータを発電所とないる要な場所で決有するためのとない。	[VI-1-1-8	通信連絡設備に関する説明書】(24/38)	
所外)については、図1 に示すとおり非常用所内 電源又は無停電電源(蓄電池を含む。)に接続又は 充電池を使用し、外部電源が期待できない場合で も動作可能な設計とする。 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊 又は故障その他の異常が発生した場合において、 データ伝送数備は、基準地震動による地震力に対 し、地震時及び地震後においても、緊急時対策支援 システム(ERSS)へ必要なデータを伝送する機 能を保持するため、表2 に示す固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケー ブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管 等の電路に敷設する設計とする。 <u>転倒防止措置等については、添付書類「V-1-1-6</u> 安全設備及び重大事故等対免設備が使用される 条件の下における鍵全性に関する説明書」に、耐震性に関する説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に示す。 重大事故等が発生した場合において、発電所外 (社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連 精連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及	発電炉	再処理施設	備考
電源又は無停電電源(蓄電池を含む。)に接続又は 充電池を使用し、外部電源が期待できない場合で も動作可能な設計とする。 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊 又は故障その他の異常が発生した場合において、 データ伝送設備は、基準地震動による地震力に対 し、地震時及び地震後においても、緊急時対策支援 システム(ERSS)へ必要なデータを伝送する機 能を保持するため、表2に示す固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケー ブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管 等の電路に敷設する設計とする。 転倒防止措置等については、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される 条件の下における健全性に関する説明書」に、耐震性に関する説細は、添付書類「V-2-1 耐震設計の基 本方針」に示す。 重大事故等が発生した場合において、発電所外 (社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通 信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及 縮を行うため、及び計測、監視を行ったパラメータ	通信設備(発電所外)及びデータ伝送設備(発電		
 	所外)については、図1に示すとおり非常用所内		
 	電源又は無停電電源(蓄電池を含む。)に接続又は		
原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊 又は故障その他の異常が発生した場合において、 データ伝送設備は、基準地震動による地震力に対 し、地震時及び地震後においても、緊急時対策支援 システム (ERSS) へ必要なデータを伝送する機 能を保持するため、表2 に示す固縛又は固定によ る転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケー ブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管 等の電路に敷設する設計とする。 転倒防止措置等については、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される 条件の下における健全性に関する説明書」に、耐震 性に関する詳細は、添付書類「V-2 耐震性に関す る説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設計の基 本方針」に示す。 重大事故等が発生した場合において、発電所外 (社内外) の通信連絡をする必要のある場所と通 信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及	充電池を使用し、外部電源が期待できない場合で		
原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊 又は故障その他の異常が発生した場合において、 データ伝送設備は、基準地震動による地震力に対 し、地震時及び地震後においても、緊急時対策支援 システム (ERSS) へ必要なデータを伝送する機 能を保持するため、表2 に示す固縛又は固定によ る転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケー ブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管 等の電路に敷設する設計とする。 転倒防止措置等については、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される 条件の下における健全性に関する説明書」に、耐震 性に関する詳細は、添付書類「V-2 耐震性に関す る説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設計の基 本方針」に示す。 重大事故等が発生した場合において、発電所外 (社内外) の通信連絡をする必要のある場所と通 信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及	も動作可能な設計とする。		
又は故障その他の異常が発生した場合において、 データ伝送設備は、基準地震動による地震力に対し、地震時及び地震後においても、緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送する機能を保持するため、表2に示す固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等の電路に敷設する設計とする。 転倒防止措置等については、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に、耐震性に関する説明書」に、耐震性に関する詳細は、添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に示す。 重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及 重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及	<u> </u>		
又は故障その他の異常が発生した場合において、 データ伝送設備は、基準地震動による地震力に対し、地震時及び地震後においても、緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送する機能を保持するため、表2に示す固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等の電路に敷設する設計とする。 転倒防止措置等については、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に、耐震性に関する説明書」に、耐震性に関する詳細は、添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に示す。 重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及 重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊		
 し、地震時及び地震後においても、緊急時対策支援 システム(ERSS)へ必要なデータを伝送する機 能を保持するため、表2に示す固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管 等の電路に敷設する設計とする。 転倒防止措置等については、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される 条件の下における健全性に関する説明書」に、耐震性に関する説明書」に、耐震性に関する詳細は、添付書類「V-2-1 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震計の基本方針」に示す。 重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及 車大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及 			
 し、地震時及び地震後においても、緊急時対策支援 システム(ERSS)へ必要なデータを伝送する機 能を保持するため、表2に示す固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管 等の電路に敷設する設計とする。 転倒防止措置等については、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される 条件の下における健全性に関する説明書」に、耐震性に関する説明書」に、耐震性に関する詳細は、添付書類「V-2-1 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震計の基本方針」に示す。 重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及 車大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及 	データ伝送設備は、基準地震動による地震力に対		
システム (ERSS) へ必要なデータを伝送する機能を保持するため、表 2 に示す固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等の電路に敷設する設計とする。 <u>転倒防止措置等については、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に、耐震性に関する説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に示す。</u> 重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及 本方針」に示す。 重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及	し、地震時及び地震後においても、緊急時対策支援		
能を保持するため、表2 に示す固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等の電路に敷設する設計とする。 <u>転倒防止措置等については、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に、耐震性に関する詳細は、添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に示す。</u> 重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及 「重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及			
る転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケープル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等の電路に敷設する設計とする。 転倒防止措置等については、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される 条件の下における健全性に関する説明書」に、耐震性に関する詳細は、添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に示す。 重大事故等が発生した場合において、発電所外 (社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及 格を行うため、及び計測、監視を行ったパラメータ			
等の電路に敷設する設計とする。 <u>転倒防止措置等については、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に、耐震性に関する説明書」のうち添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に示す。</u> 重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及 「重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及			
 転倒防止措置等については、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に、耐震性に関する説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に示す。 重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及 重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及 	ブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管		
 転倒防止措置等については、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に、耐震性に関する説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に示す。 重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及 重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及 			
6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される 条件の下における健全性に関する説明書」に、耐震 性に関する詳細は、添付書類「V-2 耐震性に関す る説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に示す。 重大事故等が発生した場合において、発電所外 (社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通 信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及	<u> </u>		
条件の下における健全性に関する説明書」に、耐震性に関する説明書」のうち添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に示す。 重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及 「基大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及 「経電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測、監視を行ったパラメータ	転倒防止措置等については,添付書類「V-1-1-		
性に関する詳細は、添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に示す。 重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及 「基本方針」に示す。 「本方針」に示す。 「本方針に示する。 「本方針は、正式に示す。 「本方針は、正式に示す。 「本方針に示す。 「本方針は、正式に示す。 「本方針は、正式に示す。 「本方針に示す。	6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される		
性に関する詳細は、添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に示す。 重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及 「基本方針」に示す。 「本方針」に示す。 「本方針に示する。 「本方針」に示す。 「本方針に示する。 「本方針は一式に示する。 「本方針: 「本方針に示する。 「本方針: 「本方針: 「本方針: 「本方針			
本方針」に示す。 重大事故等が発生した場合において、発電所外 (社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及 総を行うため、及び計測、監視を行ったパラメータ			
本方針」に示す。 重大事故等が発生した場合において、発電所外 (社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及 総を行うため、及び計測、監視を行ったパラメータ	る説明書 のうち添付書類「V-2-1 耐震設計の基		
(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及 絡を行うため、及び計測、監視を行ったパラメータ			
(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及 絡を行うため、及び計測、監視を行ったパラメータ			
信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及 絡を行うため,及び計測,監視を行ったパラメータ	重大事故等が発生した場合において,発電所外	重大事故等が発生した場合において、再処理事	
	(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通	業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連	
	信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及	絡を行うため、及び計測、監視を行ったパラメータ	
	び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所	を再処理事業所外の必要な場所で共有するための	
外(社内外)の必要な場所で共有するために必要な 設備として,第2表に示す一般携帯電話,統合原 設備構成の差異のた	外(社内外)の必要な場所で共有するために必要な	設備として, 第2表に示す一般携帯電話, 統合原	設備構成の差異のた

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(25/38)

	五加田先乳	/ 世 本
発電炉	再処理施設	備考
通信設備(発電所外)として,表4に示す必要な	子力防災ネットワーク IP 電話, 統合原子力防災ネ	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
数量の衛星電話設備(固定型)を中央制御室及び緊	ットワーク IP-FAX,統合原子力防災ネットワーク	るものではない。
急時対策所に設置し, 衛星電話設備 (携帯型) 及び	TV 会議システムを緊急時対策建屋に設置し,一般	
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡	加入電話,衛星携帯電話及びファクシミリを制御	
設備(テレビ会議システム, IP電話及びIP-F	建屋及び緊急時対策建屋に設置する設計とする。	
AX)を緊急時対策所に設置又は保管する。なお、		
可搬型については必要な数量に加え, 故障を考慮	また, 代替通信連絡設備として, 統合原子力防災	
した数量の予備を保管する。	ネットワーク IP 電話,統合原子力防災ネットワー	
	ク IP-FAX, 統合原子力防災ネットワーク TV 会議シ	
	ステムを設置し,可搬型衛星電話(屋内用)及び可	
	搬型衛星電話(屋外用)を制御建屋及び緊急時対策	
	建屋に必要数量を保管する。なお、可搬型について	
	は必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	を保管する設計とする。	
また,発電所内から発電所外の緊急時対策支援	再処理事業所内から再処理事業所外の緊急時対	
システム(ERSS)へ重大事故等に対処するため	策支援システム(ERSS)へ重大事故等に対処するた	
に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備(発	めに必要なパラメータを伝送できる設備として、	
電所外)として,緊急時対策支援システム伝送装置	データ伝送設備を緊急時対策建屋に設置する設計	
で構成するデータ伝送設備を緊急時対策所建屋に	とする。	
設置する。通信連絡設備(発電所外)の一部は,東	代替通信連絡設備の一部は,MOX 燃料加工施設と	施設の差異のため、新
海発電所及び東海第二発電所で共用する設計と	共用する設計とし、各設備の共用の区分を第2表	たな論点が生じるもの
し、各設備の共用の区分を表4に示す。	に示す。	ではない。
これらの重大事故等が発生した場合に必要な通	重大事故等が発生した場合に必要な通信連絡設	
信設備(発電所外)及びデータ伝送設備(発電所外)	備(再処理事業所外)のうち代替通信連絡設備につ	
については、図1に示すとおり代替電源設備であ	いては、第1図に示す通り代替電源設備である緊	設備構成の差異のた
る常設代替高圧電源装置,可搬型代替低圧電源車	急時対策建屋用発電機,制御建屋可搬型発電機,使	め、新たな論点が生じ

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(26/38)

-	一世に任和政権に対する即列官 (20/30)	/+tt-y
光電炉	再処理施設	備考
又は緊急時対策所用発電機から給電が可能な設計	用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機	るものではない。
とする。 充電池を使用する通信設備 (発電所外) に	から給電が可能な設計とする。充電池を使用する	
ついては、別の端末又は予備の充電池と交換する	代替通信連絡設備については、代替電源設備 <u>であ</u>	
ことにより、継続して通話ができ、使用後の充電池	る緊急時対策建屋用発電機,制御建屋可搬型発電	
は、代替電源設備からの給電が可能な中央制御室	機,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型	
<u>又は緊急時対策所の電源</u> から充電器を用いて充電	発電機の電源にて充電又は受電することで 7 日間	当社固有の設計上の考
することができる設計とする。	以上継続して通話ができる設計とする。	慮であり、新たな論点
		が生じるものではな
		V,
	所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備は,第2	当社固有の設計上の考
	表に示すとおり重大事故等への対処が開始されて	慮であり、新たな論点
	いる状態で,化学物質の漏えい又は異臭等の異常	が生じるものではな
	を確認した者(所外で異常を確認する者の代表で	٧١°
	ある公的機関) が中央制御室の実施組織要員(実施	
	責任者)に有毒ガスの発生を連絡する場合におい	
	ても使用する。	
	<u> </u>	
重大事故等が発生した場合に必要な通信設備		重大事故等対処設備の
(発電所外)及びデータ伝送設備(発電所外)につ		耐震性に係る記載は添
いては、基準地震動による地震力に対し、地震時及		付書類「VI-1-1-
び地震後においても通信連絡に係る機能を保持す		4-2 重大事故等対
るため、表2に示す固縛又は固定による転倒防止		処設備が使用される条
措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電		件の下における健全性
源ケーブルは、耐震性を有する電線管等の電路に		に関する説明書」に展
敷設する設計とする。		開するため、新たな論
<u> </u>		点が生じるものではな
■ 転倒防止措置等については、添付書類「V-1-		い。
21 15 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17		ı

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(27/38)

発電炉	再処理施設	備考
1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に、耐震性に関する詳細は、添付書類「V-2耐震性に関する説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に示す。		
	重大事故等が発生した場合に必要な通信連絡設備(再処理事業所外)のうち代替通信連絡設備の配置を第5図に示す。	申請書の構成の差異の ため、新たな論点が生 じるものではない。
3.2.1 電力保安通信用電話設備(固定電話機, PHS端末及びFAX) 発電所と本店(東京), 国, 地方公共団体その他 関係機関との間で通信連絡を行うために, 専用の 電力保安通信用回線(有線系回線及び無線系回線) による電力保安通信用電話設備(固定電話機, PH S端末及びFAX)を設置又は保管する。		発電炉固有の設計上の 考慮であり、新たな論 点が生じるものではな い。
電力保安通信用電話設備(固定電話機, PHS端末及びFAX)のうち固定電話機及びFAXは,非常用所内電源及び無停電電源(蓄電池を含む。)に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。また、電力保安通信用電話設備(固定電話機, PHS端末及びFAX)のうちPHS端末の電源は充電池を使用し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。		

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(28/38)

-	3	
発電炉	再処理施設	備考
3.2.2 テレビ会議システム(社内) 発電所と本店(東京)との間で通信連絡を行う ために、通信事業者が提供する通信事業者回線 (有線系回線又は衛星系回線)によるテレビ会議 システム(社内)を設置する。テレビ会議システム(社内)は、非常用所内電源及び無停電電源 (蓄電池を含む。)に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 3.2.6 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム, I P電話及び I PーFAX) 発電所と本店(東京)、国、地方公共団体へ通信連絡を行うために、図4に示すとおり通信事業者が提供する専用の統合原子力防災ネットワーク回線(有線系又は衛星系回線)による統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、I P電話及び I PーFAX)を設置する。 I P電話(有線系)及び I PーFAX(有線系)は有線系回線を使用し、I P電話(衛星系)及び I PーFAX(有線系)は有線系回線を使用し、I P電話(衛星系)及び I PーFAX(衛星系)は衛星系回線を使用できる設計とする。また、テレビ会議システムについては、有線系又は衛星系回線を使用できる設計とする。	3.2.1 統合原子力防災ネットワーク IP 電話, 統合原子力防災ネットワーク IP-FAX 及び統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム	31条に比較結果を示す。

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(29/38)

7	8 通信連絡設備に関する説明書』(29/38)	
発電炉	再処理施設	備考
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム, I P電話及び I P - F A X) は、非常用所内電源及び無停電電源(蓄電池を含む。)に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話,統合原子力防災ネットワーク IP 電話,統合原子力防災ネットワーク TV 会議システムを常設重大事故等対処設備として位置付け,重大事故等が発生した場合において,再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として,統合原子力防災ネットワーク IP 電話,統合原子力防災ネットワーク IP-FAX及び統合原子力防災ネットワーク TV 会議システムを設ける設計とする。	当社固有の設計上の考慮のため、新たな論点が生じるものではない。

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(30/38)

発電炉	再処理施設	備考
元电炉	一	/用/勺
重大事故等が発生した場合に使用する統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、緊急時対策所用代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電が可能な設計とする。	統合原子力防災ネットワーク IP 電話,統合原子力防災ネットワーク IP-FAX 及び統合原子力防災ネットワーク TV 会議システムは, <u>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から</u> 受電し,動作可能な設計とする。	設備構成の差異のた め,新たな論点が生じ るものではない。
3.2.3 加入電話設備(加入電話及び <u>加入FAX</u>) 発電所と本店(東京), 国, 地方公共団体その他 関係機関との間で通信連絡を行うために, 通信事 業者が提供する回線(有線系回線)による加入電話 設備(加入電話及び加入FAX)を設置する。	3.2.2 一般加入電話	ファクシミリについて は,3.2.5 に記載して いる。 31 条で比較結果を示 す。
加入電話設備(加入電話及び加入FAX)のうち 加入FAXは,非常用所内電源及び無停電電源(蓋 電池を含む。)に接続し,外部電源が期待できない 場合でも動作可能な設計とする。		
加入電話設備(加入電話及び加入FAX)のうち加入電話は、通信回線から給電する設備であり、外部電源が期待できない場合でも動作可能である。		
	<u>設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設</u> 備の一般加入電話を常設重大事故等対処設備とし	当社固有の設計上の考 慮であり,新たな論点

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(31/38)

発電炉	再処理施設	備考
	て位置付け, 重大事故等が発生した場合において,	が生じるものではな
	再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所	い。
	と通信連絡を行う設計とする。	
	3.2.3 一般携帯電話	当社固有の設備に係る
	設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設	設計上の考慮であり,
	備の一般携帯電話を常設重大事故等対処設備とし	新たな論点が生じるも
	て位置付け、重大事故等が発生した場合において、	のではない。
	再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所	
	と通信連絡を行う設計とする。	
3.2.5 衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備	3.2.4 衛星携帯電話	 可搬型衛星電話(屋内
(携帯型)		用)及び可搬型衛星電
発電所と本店(東京),国,地方公共団体その他		話(屋外用)について
関係機関との間で通信連絡を行うために、通信事		は、3.2.6に記載して
業者が提供する回線(衛星系回線)による衛星電話		いる。
設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置		発電炉固有の設計上の
又は保管する。また、発電所と発電所外でモニタリ		考慮であり、新たな論
ングを行う場所との間で通信連絡を行うために、		点が生じるものではな
衛星電話設備(携帯型)を保管する。		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
LA TABLES NIII (A) A TA C N. E / OO		
■ 衛星電話設備(固定型)は、図2に示すとおり		
屋外に設置したアンテナと接続することにより、		
屋内で使用できる設計とする。		
<u> 注: 1 く </u>		

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(32/38)

	再処理施設	備考
衛星電話設備(固定型)は,非常用所内電源及び		31条で比較結果を示
無停電電源(蓄電池を含む。)に接続し、外部電源		す。
が期待できない場合でも動作可能な設計とする。		
また、衛星電話設備(携帯型)の電源は充電池を使		
用し、外部電源が期待できない場合でも動作可能		
<u>な設計とする。</u>		
	設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設	当社固有の設計上の考
	備の衛星携帯電話を常設重大事故等対処設備としては異なる。	慮であり,新たな論点 が生じるものではな
	て位置付け、重大事故等が発生した場合において、 再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所	が主しるものではな
	<u>特定性事業所下の通信連絡を</u> する必要の <u>のる場所</u> と通信連絡を行う設計とする。	v · o
■ 重大事故等が発生した場合に使用する中央制御 ■ 1 ・		発電炉固有の設計上の
室に設置する衛星電話設備(固定型)は、非常用交		考慮であり,新たな論
流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加え		点が生じるものではな
て、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電		V,
源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型		
代替低圧電源車から給電が可能な設計とする。ま		
た、緊急時対策所に設置する衛星電話設備(固定		
型)の電源は、非常用交流電源設備である非常用デ		
ィーゼル発電機に加えて,緊急時対策所用代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電が可		
能な設計とする。また、衛星電話設備(携帯型)の		
電源は、充電池を使用し、別の端末又は予備の充電		 可搬型衛星電話(屋内
池と交換することにより、継続して通話ができ、使		用)及び可搬型衛星電
用後の充電池は、代替電源設備からの給電が可能		話(屋外用)について
な中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電器		は, 3.2.6 に記載して
を用いて充電することができる設計とする。		いる。

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(33/38)

	・ 通信連絡設備に関する説明音』(33/ 36) 再処理施設	/ 世 ·
発電炉	<u> </u>	備考
3.2.3 加入電話設備(加入電話及び加入FAX) 発電所と本店(東京),国,地方公共団体その他 関係機関との間で通信連絡を行うために,通信事 業者が提供する回線(有線系回線)による加入電話 設備(加入電話及び加入FAX)を設置する。	3.2.5 ファクシミリ	一般加入電話については,3.2.2に記載している。 当社固有の設計上の考慮であり,新たな論点が生じるものではない。
加入電話設備(加入電話及び加入FAX)のうち		31 条で比較結果を示
加入FAXは,非常用所内電源及び無停電電源(蓄電池を含む。)に接続し,外部電源が期待できない		す。
場合でも動作可能な設計とする。		
加入電話設備(加入電話及び加入FAX)のう		
ち加入電話は、通信回線から給電する設備であ		
り、外部電源が期待できない場合でも動作可能で		
<u>ある。</u>		
	設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備のファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。	当社固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。
3.2.4 専用電話設備(専用電話(ホットライン) (地方公共団体向))		
(地方公共団体内)) 発電所と地方公共団体との間で通信連絡を行う ために、通信事業者が提供する専用回線(有線系回		発電炉固有の設計上の 考慮のため、新たな論
線)による専用電話設備(専用電話(ホットライン)		点が生じるものではな

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(34/38)

発電炉	再処理施設	備考
(地方公共団体向)) を設置する。		V 'o
専用電話設備(専用電話(ホットライン)(地 方公共団体向))は、非常用所内電源及び無停電 電源(蓄電池を含む。)に接続し、外部電源が期 待できない場合でも動作可能な設計とする。		
3.2.5 衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備 (携帯型) 発電所と本店(東京),国,地方公共団体その他 関係機関との間で通信連絡を行うために,通信事 業者が提供する回線(衛星系回線)による衛星電話 設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置 又は保管する。また,発電所と発電所外でモニタリ ングを行う場所との間で通信連絡を行うために, 衛星電話設備(携帯型)を保管する。	話(屋外用) 重大事故等が発生した場合において,再処理事 業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連	衛星携帯電話について は,3.2.4に記載して いる。
	可搬型衛星電話(屋内用)は、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。 可搬型衛星電話(屋外用)は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	当社固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。
衛星電話設備(固定型)は、図2に示すとおり 屋外に設置したアンテナと接続することにより、 屋内で使用できる設計とする。		衛星携帯電話について は,3.2.4 に記載して いる。

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(35/38)

	- 四旧連附政(開に関りる説明音』(33/30)	/#b -lw
発電炉	再処理施設	備考
	可搬型衛星電話(屋内用)は、ハンドセットを緊急時対策所に配備し、第2図に示すとおり屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。	当社固有の設計上の考 慮であり、新たな論点 が生じるものではな い。
衛星電話設備(固定型)は、非常用所内電源及び無停電電源(蓄電池を含む。)に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。また、衛星電話設備(携帯型)の電源は充電池を使用し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。		31 条で比較結果を示す。
重大事故等が発生した場合に使用する中央制御室に設置する衛星電話設備(固定型)は,非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて,常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車から給電が可能な設計とする。また,緊急時対策所に設置する衛星電話設備(固定型)の電源は,非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて,緊急時対策所用代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電が可能な設計とする。		衛星携帯電話について は、3.2.4に記載して いる。
	可搬型衛星電話(屋内用)は,緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し,動作可能な設計とする。	当社固有の設計上の考 慮であり、新たな論点 が生じるものではな

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(36/38)

▼ 承に	五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	(共 大,
発電炉	再処理施設	備考
また、衛星電話設備(携帯型)の電源は、充電池を使用し、別の端末又は予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、代替電源設備からの給電が可能な中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電器を用いて充電することができる設計とする。	可搬型衛星電話(屋外用)は,充電池で動作可能な設計とする。 充電池を用いる可搬型衛星電話(屋外用)は,代替電源設備である制御建屋可搬型発電機,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。	い。 当社固有の設計上の考 慮であり、新たな論点 が生じるものではな い。
3.2.7 データ伝送設備(発電所外) 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ表3に示す必要なデータを伝送できるデータ伝送設備(発電所外)として、図3に示すとおり通信事業者が提供する専用の統合原子力防災ネットワーク回線(有線系又は衛星系回線)による緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する。 データ伝送設備は、非常用所内電源及び無停電電源(蓄電池を含む。)に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	3.2.7 所外データ伝送設備	31条で比較結果を示す。
	設計基準対象の施設と兼用する所外データ伝送 設備のデータ伝送設備を常設重大事故等対処設備 として位置付け、重大事故等が発生した場合にお	発電炉固有の設計上の 考慮であり、新たな論 点が生じるものではな

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(37/38)

発電炉	再処理施設	備考
	いて、計測及び監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有する設計とする。	V'o
重大事故等が発生した場合に使用するデータ伝送設備は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、緊急時対策所用代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電が可能な設計とする。	データ伝送設備は、 <u>緊急時対策建屋電源設備の</u> <u>緊急時対策建屋用発電機</u> から受電し、動作可能な 設計とする。	設備構成の差異のため、新たな論点が生じるものではない。
また,データ伝送設備は,常時伝送を行う設計と する。		31条で比較結果を示す。
表3 に示す緊急時対策支援システム(ERSS) へ伝送している原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常及び重大事故等の対処に必要なパラメータは、耐震性のあるSA監視操作盤、高圧代替注水制御盤等からプラントパラメータを直接収集し、伝送できる設計とする。		発電炉固有の設計上の 考慮であり、新たな論 点が生じるものではない。
表1 通信連絡設備(発電所内)の主要設備一覧 表4 通信連絡設備(発電所外)の主要設備一覧 表5 多様性を確保した通信回線(通信連絡設備 (発電所外))	第1表 通信連絡設備(再処理事業所内)の一覧 第2表 通信連絡設備(再処理事業所外)の一覧 第3表 多様性を確保した通信回線(通信連絡設 備(事業所外))	
表2 通信連絡設備の耐震性 表3 安全パラメータ表示システム (SPDS) 伝送パラメータ	第5表 データ伝送設備の伝送パラメータ	表「通信連絡設備の耐 震性」については,31 条で比較結果を示す。
図1 通信連絡設備の電源概略構成図	第1図 通信連絡設備の電源概略構成図	

発電炉-再処理施設 記載比較 【VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書】(38/38)

【VI-I-I-O 囲信理解説側に関する説明音】(30/ 30)					
発電炉	再処理施設	備考			
図2 衛星電話(固定型) 概略構成図 図3 安全パラメータ表示システム(SPDS) 及びデータ伝送設備の概略構成図	第2図 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)概略構成図 第3図 データ伝送設備の概略構成図	VIII 3			
図4 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)の概略構成図	第4図 統合原子力防災ネットワークに接続する 通信連絡設備(IP 電話, IP-FAX 及び TV 会議システム)の概略構成図 第5図 通信連絡設備の配置図	申請書の構成の差異のため、新たな論点が生じるものではない。			

別紙5

補足説明すべき項目の抽出

	基本設計方針		添付書類	補足すべき事項	
1	第2章 個別項目 7. その他再処理設備の附属施設 7.3 その他の主要な事項 7.3.10 通信連絡設備 7.3.10.2 代替通信連絡設備 再処理事業所には,重大事故等が発生した場合において再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として,通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。 代替通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とした設計と				
3	する。 通信連絡設備は,所内通信連絡設備,所内データ伝送設備,所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備 で構成する。				
4	重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための代替通信連絡設備として、代替通話系統、可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)を設ける設計とする。	9 基本方針	【2.1 通信連絡設備(再処理事業所内)】 通信連絡設備の設計の基本方針について説明する。		
20	所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者(立会人、公的機関から情報を入手した者等)が中央制御室の実施組織要員(実施責任者)に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員(実施責任者)から中央制御室、屋外及び屋内の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員(実施責任者)から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合及び中央制御室の実施組織要員(実施責任者)から緊急時対策所の重大事故等の対処に必要な指示を行う要員(非常時対策組織本部の本部長)に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。	処理事業所内) 2.2 通信連絡設備(再 处理事業所内) 受力 を対する。	2.2 通信連絡設備(再 2.2 通信地	【2.2 通信連絡設備(再処理事業所外)】 通信連絡設備の設計の基本方針について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
21	重大事故等が発生した場合において,再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため,及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有するための代替通信連絡設備として,統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX,統合原子力防災ネットワークTV会議システム,データ伝送設備,可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)を設ける設計とする。				
34	所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で,化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者(立会人,公的機関から情報を入手した者等)が中央制御室の実施組織要員(実施責任者)に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。				
5	緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として,情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統等を使用する設計とする。	3. 施設の詳細設計方 針	【3.1 通信連絡設備(再処理事業所内)】	※補足すべき事項の対象なし	
7	緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置並びに代替気象観測設備の可搬型気象観測用データ伝送装置を使用する設計とする。		緊急時対策所へデータ伝送するための設備の構成について説明する。		
9	設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置,所内携帯電話,専用回線電話,一般加入電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け,重大事故等が発生した場合において,再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。	3.1 通信連絡設備(再 処理事業所内) 3.1.1 ページング装置 3.1.2 所内携帯電話 3.1.3 専用回線電話	【3.1 通信連絡設備(再処理事業所内)】 重大事故等対処設備として位置付ける所内通信連絡設備の構成について説明する。 【3.1.1 ページング装置】 ページング装置を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。 【3.1.2 所内携帯電話】 所内携帯電話を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。 【3.1.3 専用回線電話】 専用回線電話を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。 【3.1.4 一般加入電話】 一般加入電話】 一般加入電話を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。 【3.1.5 ファクシミリ】 ファクシミリを重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。	<通信連絡設備の一覧> →通信連絡設備について,一覧表にて通信連絡設備の名称,電源,通信方式を補足説明する。 • [補足通1]通信連絡設備の一覧	

	基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
4	重大事故等が発生した場合において,再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため,及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための代替通信連絡設備として,代替通話系統,可搬型通話装置,可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーバ(屋内用),可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)を設ける設計とする。	3.1 通信連絡設備(再 処理事業所内) 3.1.6 代替通話系統 及び可搬型通話装置 3.1.7 可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型 衛星電話(屋外用) 3.1.8 可搬型トラン シーバ(屋内用) 可搬型トランジーバ (屋外用)	【3.1 通信連絡設備(再処理事業所内)】 代替通信連絡設備の構成について説明する。 【3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置】 代替通話系統及び可搬型通話装置の構成について説明する。 【3.1.7 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)】 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)の構成について説明する。 【3.1.8 可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)】 可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)】 可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)】	<通信連絡設備の一覧> ⇒代替通信連絡設備について,一覧表にて通信連絡設備の名称,電源,通信方式を補足説明する。 • [補足通1]通信連絡設備の一覧
20	所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者(立会人、公的機関から情報を入手した者等)が中央制御室の実施組織要員(実施責任者)に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員(実施責任者)から中央制御室、屋外及び屋内の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員(実施責任者)から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合及び中央制御室の実施組織要員(実施責任者)から緊急時対策所の重大事故等の対処に必要な指示を行う要員(非常時対策組織本部の本部長)に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。	3.1 通信連絡設備(再 処理事業所内)	【3.1 通信連絡設備(再処理事業所内)】 所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備を有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用することを 説明する。	※補足すべき事項の対象なし
11	代替通話系統は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し、可搬型通話装置を接続して使用可能な設計とする。 可搬型通話装置は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内で必要な連絡を行う際に使用するものであり、可搬型通話装置の端末を代替通話系統に接続することで、代替通話系統を通じて可搬型通話装置の端末間で通信連絡を行うことができる設計とする。		【3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置】 代替通話系統及び可搬型通話装置の使用方法について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
13	可搬型通話装置は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。	3.1.6 代替通話系統 及び可搬型通話装置	【3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置】 可搬型通話装置の保管場所について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
16	可搬型通話装置は、乾電池で動作可能な設計とする。		【3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置】 可搬型通話装置の電源について説明する。	< 乾電池又は充電池による重大事故等対処計装設備への給電について > ⇒乾電池又は充電池により動作する代替通信連絡設備の駆動時間の妥 当性を補足説明する。 • [補足通2]通信連絡設備が接続する電源について
14	可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーバ(屋内用),可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋,制御建屋,緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。		【3.1.7 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)】 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)の保管場所について説明する。 【3.1.8 可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)】 可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)の保管場所について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
15	可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)は、ハンドセットを中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。	満星電話(屋外用) 3.1.8 可搬型トラン シーバ(屋内用)及び	【3.1.7 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)】 可搬型衛星電話(屋内用)の使用方法について説明する。 【3.1.8 可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)】 可搬型トランシーバ(屋内用)の使用方法について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
17	可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーバ(屋内用),可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は,充電池で動作可能な設計とする。さらに,可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)は,代替電源設備の制御建屋可搬型発電機,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し,動作可能な設計とする。		【3.1.7 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)】 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)の電源について説明する。 【3.1.8 可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)】 可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)の電源について説明する。	<乾電池又は充電池による重大事故等対処計装設備への給電について> > ⇒乾電池又は充電池により動作する代替通信連絡設備の駆動時間の妥当性を補足説明する。 ・[補足通2]通信連絡設備が接続する電源について
18	乾電池を用いるものについては7日間以上継続して通話ができる設計とする。また,充電池を用いるものについては,代替電源設備の制御建屋可搬型発電機,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。	3.1.6 代替通話系統 及び可搬型通話装置 3.1.7 可搬型衛星電話 (屋内用)及び可搬型 衛星電話(屋外用) 3.1.8 可搬型トラン シーバ(屋内用)及び 可搬型トランシーバ (屋外用)	【3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置】 可搬型通話装置の電源について説明する。 【3.1.7 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)】 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)の電源について説明する。 【3.1.8 可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)】 可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)の電源について説明する。	< 乾電池又は充電池による重大事故等対処計装設備への給電について > ⇒乾電池又は充電池により動作する代替通信連絡設備の駆動時間の妥 当性を補足説明する。 ・[補足通2]通信連絡設備が接続する電源について

	基本設計方針	添付書類	補足すべき事項
10	設計基準対象の施設と兼用する所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ,放射線管理用計算機,環境中継サーバ及び総合防災盤を常設重大事故等対処設備として位置付け,重大事故等が発生した場合において,計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有する設計とする。 3.1.9 所内データ伝送設備	【3.1.9 所内データ伝送設備】 重大事故等対処設備として位置付ける所内データ伝送設備の構成について説明する。	〈通信連絡設備の一覧〉⇒通信連絡設備及び代替通信連絡設備について,一覧表にて通信連絡設備の名称,電源,通信方式を補足説明する。・[補足通1]通信連絡設備の一覧
22	3.2 通信連絡設備(再 処理事業所外) 3.2.1 統合原子力防災 ネットワークIP電話, 統合原子力防災ネットワークIP電話, 統合原子力防 災ネットワークIP-FAX, 統合原子力防災ネットワークTV会議システム, 一般加入電話, 一般携帯電話, 衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け, 重大事故等が発生した場合 において, 再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。 71公議システム 3.2.2 一般加入電話 3.2.2 一般加入電話 3.2.2 一般加入電話 3.2.3 一般携帯電話 3.2.4 衛星携帯電話 3.2.4 衛星携帯電話 3.2.5 ファクシミリ	【3.2 通信連絡設備(再処理事業所外)】 重大事故等対処設備として位置付ける所外通信連絡設備の構成について説明する。 【3.2.1 統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX,統合原子力防災ネットワークTV会議システム】 統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX,統合原子力防災ネットワークTV会議システムを重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。 【3.2.2 一般加入電話 】 一般加入電話を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。 【3.2.3 一般携帯電話】 一般携帯電話を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。 【3.2.4 衛星携帯電話】 衛星携帯電話を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。 【3.2.5 ファクシミリ】ファクシミリと重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。	 〈通信連絡設備の一覧〉 ⇒通信連絡設備について,一覧表にて通信連絡設備の名称,電源,通信方式を補足説明する。 ・[補足通1]通信連絡設備の一覧
23	設計基準対象の施設と兼用する所外データ伝送設備のデータ伝送設備を常設重大事故等対処設備として 位置付け、重大事故等が発生した場合において、計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な 場所で共有する設計とする。	【3.2.7 所外データ伝送設備】 データ伝送設備を重大事故等対処設備として位置付けることを説明する。	<通信連絡設備の一覧> ⇒通信連絡設備について、一覧表にて通信連絡設備の名称、電源、通信方式を補足説明する。 ・[補足通1]通信連絡設備の一覧
21	3.2.1 統合原子力防災ネットワークIP電話, 統合原子力防災ネットワークIP電話, 統合原子力防災ネットワークIP電話, 統合原子力防災ネットロークIP・FAX, 統合原子力防災ネットロークIP・FAX, 統合原子力防災ネットロークIP・FAX, 統合原子力防災ネットロークIP・FAX, 統合原子力防災ネットロークIV会議システム, データ伝送設備, 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)。2.7 所外データ伝送設備	【3.2.1 秋音原子力的炎ネットワークIP電話, 秋音原子力的炎ネットワークIP-FAX, 秋音原子力的炎ネットワークTV会議システム】 統合原子力防災ネットワークIP電話, 統合原子力防災ネットワークIP-FAX, 統合原子力防災ネットワークTV会議システムの構成を説明する。 【3.2.6 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)】 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)の構成を説明する。	 〈通信連絡設備の一覧〉 ⇒代替通信連絡設備について、一覧表にて通信連絡設備の名称、電源、通信方式を補足説明する。 ・[補足通1]通信連絡設備の一覧 〈データ伝送設備のパラメータ〉 ⇒データ伝送設備の伝送パラメータについて補足説明する。 ・[補足通3]データ伝送設備のパラメータ
34	所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の 漏えい又は異臭等の異常を確認した者(立会人、公的機関から情報を入手した者等)が中央制御室の実 施組織要員(実施責任者)に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。 処理事業所外)	【3.2 通信連絡設備(再処理事業所外)】 所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備を有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用することを 説明する。	※補足すべき事項の対象なし

	基本設計方針	添付書類		補足すべき事項
24	統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX,合原子力防災ネットワーク TV会議システム及びデータ伝送設備は,緊急時対策建屋に設置する設計とする。	3.2.1 統合原子力防災 ネットワークIP電話.	【3.2.1 統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX,統合原子力防災ネットワークTV会議システム】 統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX,統合原子力防災ネットワークTV会議システムの設置場所を説明する。 【3.2.7 所外データ伝送設備】 データ伝送設備の設置場所を説明する。	
28	統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX,統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は,緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し,動作可能な設計とする。	子力防災ネットワーク TV会議システム 3.2.7 所外データ伝送 設備	【3.2.1 統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX,統合原子力防災ネットワークTV会議システム】 統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX,統合原子力防災ネットワークTV会議システムの電源について説明する。 【3.2.7 所外データ伝送設備】 データ伝送設備の電源について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
25	可搬型衛星電話(屋内用)は、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。		【3.2.6 可搬型衛星電話 (屋内用) 及び可搬型衛星電話 (屋外用)】	※補足すべき事項の対象なし
26	可搬型衛星電話(屋外用)は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。		可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)の保管場所について説明する。	A im た i · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
27	可搬型衛星電話(屋内用)は、ハンドセットを緊急時対策建屋に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。	接 3.2.6 可搬型衛星電話 (屋内用)及び可搬型	【3.2.6 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)】 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)の使用方法について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
29	可搬型衛星電話(屋内用)は、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。	衛星電話(屋外用)		< 乾電池又は充電池による重大事故等対処計装設備への給電について
30	可搬型衛星電話(屋外用)は、代替電源として充電池で動作可能な設計とする。]	可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)の電源について説明する。	> ⇒乾電池又は充電池により動作する代替通信連絡設備の駆動時間の妥当性を補足説明する。
31	充電池を用いるものについては、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び 貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電するこ とで7日間以上継続して通話ができる設計とする。			・[補足通2]通信連絡設備が接続する電源について
	所内通信連絡設備のページング装置,所内携帯電話,専用回線電話,一般加入電話,ファクシミリ,所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ,放射線管理用計算機,環境中継サーバ,総合防災盤,所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX,統合原子力防災ネットワークTV会議システム,一般加入電話,一般携帯電話,衛星携帯電話,ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備は,自然現象,人為事象,溢水,化学薬品漏えい,火災及び内部発生飛散物に対して代替設備により必要な機能を確保すること,安全上支障のない期間で修理の対応を行うことにより,重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること,安全上支障のない期間で修理の対応を行うことについては,保安規定に定めて,管理する。	る条件の下における健 全性に関する説明書	【3. 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】 重大事故等対処設備の多様性, 位置的分散, 悪影響防止等について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
58	代替通信連絡設備の代替通話系統,統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX,統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は,第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故 等対処設備が使用され る条件の下における健	【4. 環境条件等】	※補足すべき事項の対象なし
62	代替通信連絡設備の可搬型通話装置,可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーバ(屋内用),可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は,第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	全性に関する説明書 4. 環境条件等	重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	小
35	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX,統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は,共通要因によって所外通信連絡設備の一般加入電話,一般携帯電話,衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう,緊急時対策所の緊急時対策建屋用発電機からの給電により使用することで,電気設備に対して多様性を有する設計とする。また,代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX,統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は,共通要因によって所外通信連絡設備の一般加入電話,一般携帯電話,衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう,有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで,所外通信連絡設備の一般加入電話,一般携帯電話,衛星携帯電話及びファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故 等対処設備が使用され る条件の下における健 全性に関する説明書	【3. 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等】 重大事故等対処設備の多様性, 位置的分散, 悪影響防止等について説明する。	※補足すべき事項の対象なし

	基本設計方針	添付書類	補足すべき事項
36	代替通信連絡設備の代替通話系統は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と異なる系統構成で使用することで、所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話に対して、独立性を有する設計とする。		
38	代替通信連絡設備の可搬型通話装置,可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーバ(屋内用),可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は,共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置,所内携帯電話,専用回線電話,一般加入電話,ファクシミリ,所内データ伝送設備の統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIPで放棄。所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットの一段開展。 一を開かることで,電気設備の制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、緊急時対策所の緊急時対策建屋用発電機がびに使用済燃料の可搬型通話装置,可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーバ(屋内用),可搬型トランシーバ(屋内用),可搬型トランシーバ(屋内用),可搬型トランシーバ(屋内用),可搬型上上上、上、上、上、上、上、上、上、上、上、上、上、上、上、上、上、上、上、		
39	代替通信連絡設備の可搬型通話装置,可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーバ(屋内用),可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は,共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置,所内携帯電話,専用回線電話,一般加入電話,ファクシミリ,所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ,放射線管理用計算機,環境中継サーバ,総合防災盤,所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX,統合原子力防災ネットワークTV会議システム,一般加入電話,一般携帯電話,衛星携帯電話,ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように,所内通信連絡設備のページング装置,所内携帯電話,専用回線電話,一般加入電話,ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ,放射線管理用計算機,環境中継サーバ,総合防災盤,所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX,統合原子力防災ネットワークTV会議システム,一般加入電話,一般携帯電話,衛星携帯電話,ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに,前処理建屋,分離建屋,精製建屋,ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋,高レベル廃液ガラス固化建屋,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋,制御建屋及び緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故 等対処設備が使用され る条件の下における健 全性に関する説明書 3. 多様性,位置的分散,悪影響防止等】 重大事故等対処設備の多様性,位置的分散,悪影響防止等について説明する。 散,悪影響防止等	※補足すべき事項の対象なし
40	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋内に保管する場合は所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。		
19	代替通信連絡設備のうち可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、MOX燃料加工施設と共用する。		
32	代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX,統合原子力防災ネットワークTV会議システム,可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は,MOX燃料加工施設と共用する。		
33	共用する代替通信連絡設備は,再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し,同一の端末を使用すること及び十分な数量を確保することで,共用によって重大事故等への対処に影響を及ぼさない設計とする。		
41	代替通信連絡設備の代替通話系統は、重大事故等発生前(通常時)の分離された状態から可搬型通話装置の接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。		
42	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX,統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は,安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。		

	基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
43	代替通信連絡設備の代替通話系統は、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な系統として5つの建屋に2系統ずつを有する設計とする。			
44	所内通信連絡設備のページング装置,所内携帯電話,専用回線電話,一般加入電話及びファクシミリは,再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所内通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。			
45	所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX,統合原子力防災ネットワークIV会議システム,一般加入電話,一般携帯電話,衛星携帯電話及びファクシミリは,再処理事業所外の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所外通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。			
46	所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外データ伝送設備のデータ伝送設備及び代替通信連絡設備のデータ伝送設備は、計測等を行ったパラメータを再処理事業所内外の必要な場所に必要なデータ量を伝送できる設計とするとともに、必要な個数としてそれぞれ1台を有する設計とする。			
47	MOX燃料加工施設と共用する代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIPーFAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは,同一の端末を使用する設計とするため,再処理事業所外等の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡をするために必要な回線として1回線以上を有する設計とする。			
48	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型通話装置の保有数は、必要数として120台、予備として故障時のバックアップを120台の合計240台以上を確保する設計とする。			
49		VI-1-1-3 設備別記載 事項の設定根拠に関す る説明書		
50	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話 (屋内用)の保有数は、必要数として6台、予備として故障時のバックアップを6台の合計12台以上を確保する設計とする。	6. 系統施設毎の設計上 の考慮 6. 7 その他再処理設備 の附属施設	【6.7.15 通信連絡設備】 通信連絡設備の個数について説明する。	※補足すべき事項の対象なし
51	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ(屋内用)の保有数は、必要数として8台、予備として故障時のバックアップを8台の合計16台以上を確保する設計とする。	6.7.15 通信連絡設備		
52	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として11台、予備として故障時のバックアップを11台の合計22台以上を確保する設計とする。			
53	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話 (屋外用)の保有数は、必要数として18台、予備として故障時のバックアップを18台の合計36台以上を 確保する設計とする。			
54	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ(屋外用)の保有数は、必要数として39台、予備として故障時のバックアップを39台の合計78台以上を確保する設計とする。			
55	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話 (屋内用) の保有数は,必要数として3台,予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確 保する設計とする。			
56	MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話 (屋外用) の保有数は,必要数として1台,予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確 保する設計とする。			
57	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は,再処理施設及びMOX 燃料加工施設における重大事故等への対処の際,同一の端末を使用する設計とする。			

	基本設計方針	添付書類補足すべき事項				
	所内通信連絡設備の専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP等AX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、所外データ伝送設備のデータ伝送設備、代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋に設置し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。					
60	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話,統合原子力防災ネットワークIP-FAX,統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は,溢水量を考慮し,影響を受けない高さへの設置,被水防護する設計とする。					
61	代替通信連絡設備の可搬型通話装置,可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーバ(屋内用),可 搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は,外部からの衝撃による損傷を防止でき る前処理建屋,分離建屋,精製建屋,ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋,高レベル廃液ガラス固化建 屋,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋,制御建屋,緊急時対策建屋,第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯 水所に保管し,風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	等対処設備が使用され	【4 严倍冬州竺】	※補足すべき事項の対象なし		
63	代替通信連絡設備の可搬型通話装置,可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーバ(屋内用),可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は,溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し,影響を受けない高さへの保管,被水防護,被液防護する設計とする。					
64	代替通信連絡設備の可搬型通話装置,可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーバ(屋内用),可 搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は,内部発生飛散物の影響を考慮し,前処 理建屋,分離建屋,精製建屋,ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋,高レベル廃液ガラス固化建屋,使 用済燃料受入れ・貯蔵建屋,制御建屋,緊急時対策建屋,第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の 内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより,重大事故等への対処に必要な機能を損な わない設計とする。					
65	代替通信連絡設備の可搬型通話装置は,想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように,線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することで,当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。					
66	代替通信連絡設備の可搬型通話装置と代替通話系統との接続は、コネクタ接続に統一することにより、 速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。					
67	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)における機器同士の接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故				
	所外通信連絡設備の一般加入電話,一般携帯電話,衛星携帯電話,ファクシミリ,所外データ伝送設備	等対処設備が使用される条件の下における健 全性に関する説明書	【5. 操作性及び試験・検査性】 3大事故等対処設備の操作性及び試験・検査性について説明する。	※補足すべき事項の対象なし		
69	代替通信連絡設備の可搬型通話装置,可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーバ(屋内用),可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は,通常時において,重大事故等への対処に必要な機能を確認するため,独立して機能,性能及び外観の確認が可能な設計とする。また,当該機能を健全に維持するため,取替え,保修等が可能な設計とする。					

基本設計方針からの展開で抽出された補足説明が必要な項目									
VI 1 1 0									
VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書	【3.1 迪信連給設備(丹处理 事業所內)】 【3.2 通信連絡設備(再処理 事業所外)】		[補足通1]	通信連絡設備の一覧					
	【3.1.6 代替通話系統及び可搬型通話装置】 【3.1.7 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)】 【3.1.8 可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)】	< 乾電池又は充電池による重大事故等対処計装設備への給電につい	[補足通2]	通信連絡設備が接続する電源について					
	【3.2.7 所外データ伝送設備】	<データ伝送設備のパラメータ>	[補足通3]	データ伝送設備のパラメータ					

発電炉の補足説明資料の説明項目	展開要否	理由
1.1 通信連絡設備の一覧	0	
_	_	_
1.5 データ伝送設備のパラメータ	0	
1.2 多様性を確保した専用通信回線	_	設計基準対象の施設の補足説明資料 のため、31条で展開する。
1.3 各重大事故時に必要な通信連絡設備の容量	_	代替通信連絡設備の容量については、VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書で説明する。
1.4 通信連絡設備が接続する無停電電源の仕様	_	設計基準対象の施設の補足説明資料 のため、31条で展開する。
1.6 安全パラメータ表示システム(SPDS)及びデータ伝送設備の範囲	_	データ伝送設備の範囲を示す概要図 については、VI-1-1-8 通信連絡設 備に関する説明書で説明する。

基本設計方針からの展開で抽出された補足すべき事項と発電炉の補足説明資料の説明項目を比較 した結果、追加で補足すべき事項はない。

東海第二発電所 補足説明資料	再処理施設 補足説明資料	記載概要	補足説明 すべき事項			回次	
	行及生態权 補足肌列員科	比較场女	すべき事項	1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要
補足-240-5【通信連絡設備に関する補足説明 資料 通信連絡設備について】	-	-	-	-	-	-	-
1.1 通信連絡設備の一覧		通信連絡設備の名称、電源、通信方式の一覧表	[補足通1]	-	-		通信連絡設備の名称、電源、通信方式の一覧表
-	通信連絡設備が接続する電源に ついて	乾電池又は充電池により動作する代替通信連絡設備の駆動時間の妥当性	[補足通2]	-	-	0	乾電池又は充電池により動作する代替通信連絡設備の駆 動時間の妥当性
1.5 データ伝送設備のパラ メータ	データ伝送設備のパラメータ	データ伝送設備から緊急時対策支援システム (ERSS) に 伝送するパラメータの一覧表	[補足通3]	-	-		データ伝送設備から緊急時対策支援システム (ERSS) に 伝送するパラメータの一覧表
		1		I	凡例		

- 凡例 ・「申請回次」について ○:当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目 △:当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目 二:当該申請回次で記載しており、記載内容に変更がない項目 -:当該申請回次で記載しない項目

別紙6

変更前	変更後		
第2章 個別項目	第2章 個別項目		
7. その他再処理設備の附属施設	7. その他再処理設備の附属施設		
7.3 その他の主要な事項	7.3 その他の主要な事項		
	7.3.10 通信連絡設備		
	7. 3. 10. 2 代替通信連絡設備		
	再処理事業所には,重大事故等が発生した場合において再処理事業所の内外の通信連絡		
	をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として、通信連絡設備及び代替		
	通信連絡設備を設ける設計とする。		
	代替通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可		
	能とした設計とする。		
	通信連絡設備は、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外		
	データ伝送設備で構成する。		
	重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所		
	と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で		
	共有するための代替通信連絡設備として、代替通話系統、可搬型通話装置、可搬型衛星電		
	話(屋内用),可搬型トランシーバ(屋内用),可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型ト		
	ランシーバ(屋外用)を設ける設計とする。		
	緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備とし		
	て、情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統等を使用する設計とする。		
	情報把握計装設備については第2章 個別項目の「4.3 制御室」の「4.3.1 計測制御		
	装置」に示す。		
	緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備とし		
	て、代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モ		
	ニタリング用データ伝送装置並びに代替気象観測設備の可搬型気象観測用データ伝送装置		
	を使用する設計とする。		
	代替モニタリング設備については第2章 個別項目の「6.2 代替モニタリング設備」		
	に、代替気象観測設備については第2章 個別項目の「6.7 代替気象観測設備」に示		
	す。		
	設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置,所内携帯電話,専		
	用回線電話,一般加入電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け,		
	重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と		
	通信連絡を行う設計とする。		
	設計基準対象の施設と兼用する所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射		
	線管理用計算機,環境中継サーバ及び総合防災盤を常設重大事故等対処設備として位置付		
	け、重大事故等が発生した場合において、計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の		

必要な場所で共有する設計とする。 代替通話系統は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し、可搬型通話装置を接続して使用可能な設とする。 可搬型通話装置は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱資建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内で必要な連絡を行う際に使用するものであり、搬型通話装置の端末を代替通話系統に接続することで、代替通話系統を通じて可搬型通装置の端末間で通信連絡を行うことができる設計とする。 可搬型通話装置は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。 可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)は、ハンドセットを中意
屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し、可搬型通話装置を接続して使用可能な設とする。 可搬型通話装置は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱達屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内で必要な連絡を行う際に使用するものであり、搬型通話装置の端末を代替通話系統に接続することで、代替通話系統を通じて可搬型通装置の端末間で通信連絡を行うことができる設計とする。 可搬型通話装置は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。 可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。
とする。 可搬型通話装置は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱煙屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内で必要な連絡を行う際に使用するものであり、搬型通話装置の端末を代替通話系統に接続することで、代替通話系統を通じて可搬型通装置の端末間で通信連絡を行うことができる設計とする。 可搬型通話装置は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。 可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。
可搬型通話装置は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内で必要な連絡を行う際に使用するものであり、搬型通話装置の端末を代替通話系統に接続することで、代替通話系統を通じて可搬型通装置の端末間で通信連絡を行うことができる設計とする。可搬型通話装置は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。
建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内で必要な連絡を行う際に使用するものであり、 搬型通話装置の端末を代替通話系統に接続することで、代替通話系統を通じて可搬型通 装置の端末間で通信連絡を行うことができる設計とする。 可搬型通話装置は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。 可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外 用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、 急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。
搬型通話装置の端末を代替通話系統に接続することで、代替通話系統を通じて可搬型通装置の端末間で通信連絡を行うことができる設計とする。 可搬型通話装置は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。 可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。
装置の端末間で通信連絡を行うことができる設計とする。 可搬型通話装置は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。 可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外 用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、 急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。
可搬型通話装置は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。 可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外 用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、 急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。
可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーバ(屋内用),可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋,制御建屋,急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。
用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、 急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。
急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。
可搬刑衞見電話 (层内田) 及び可拠刑トランシーバ (层内田) け ハンドカットた巾
コルエ用生电叫(圧TI用)及U コルエエノママーハ(圧TI用)は,ハマトビソトと中
制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し、
外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。
可搬型通話装置は、乾電池で動作可能な設計とする。
可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーバ(屋内用),可搬型衛星電話(屋外
用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、充電池で動作可能な設計とする。さらに、
搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)は、代替電源設備の制御建
可搬型発電機,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋
源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。
乾電池を用いるものについては7日間以上継続して通話ができる設計とする。また,
電池を用いるものについては,代替電源設備の制御建屋可搬型発電機,使用済燃料の受
れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電
にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。
代替通信連絡設備のうち可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)に
MOX 燃料加工施設と共用する。
所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備は,重大事故等への対処が開始されている状
で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者(立会人、公的機関から情報を入
した者等)が中央制御室の実施組織要員(実施責任者)に有毒ガスの発生を連絡する場
合、中央制御室の実施組織要員(実施責任者)から中央制御室、屋外及び屋内の実施組
要員に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員(実施責任者)から
用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡す
場合及び中央制御室の実施組織要員(実施責任者)から緊急時対策所の重大事故等の対
に必要な指示を行う要員(非常時対策組織本部の本部長)に有毒ガスの発生を連絡する

変更前	変更後
	合においても使用する。
	重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所
	と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で
	共有するための代替通信連絡設備として,統合原子力防災ネットワーク IP 電話,統合原
	子力防災ネットワーク IP-FAX,統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム,データ伝
	送設備,可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)を設ける設計とする。
	設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電
	話,統合原子力防災ネットワーク IP-FAX,統合原子力防災ネットワーク TV 会議システ
	ム,一般加入電話,一般携帯電話,衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処
	設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡を
	する必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。
	設計基準対象の施設と兼用する所外データ伝送設備のデータ伝送設備を常設重大事故等
	対処設備として位置付け,重大事故等が発生した場合において,計測等を行ったパラメー
	タを再処理事業所外の必要な場所で共有する設計とする。
	統合原子力防災ネットワーク IP 電話,統合原子力防災ネットワーク IP-FAX,合原子力
	防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は、緊急時対策建屋に設置する設
	計とする。
	可搬型衛星電話(屋内用)は,緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とす
	る。
	可搬型衛星電話(屋外用)は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。
	可搬型衛星電話(屋内用)は、ハンドセットを緊急時対策建屋に配備し、屋外に配備し
	たアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。
	統合原子力防災ネットワーク IP 電話,統合原子力防災ネットワーク IP-FAX,統合原子
	力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は、緊急時対策建屋電源設備の
	緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。
	可搬型衛星電話(屋内用)は、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受
	電し、動作可能な設計とする。
	可搬型衛星電話(屋外用)は、代替電源として充電池で動作可能な設計とする。
	充電池を用いるものについては、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受
	入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電
	機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。
	代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワーク IP 電話, 統合原子力防災ネット
	ワーク IP-FAX, 統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム, 可搬型衛星電話 (屋内
	用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、MOX燃料加工施設と共用する。
	サ用する代替通信連絡設備は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等に
	大刀;るINT地口生植以哺は、竹だ生地以及UNION 然材加工地以におりる里入事以寺に

変更前	変更後
	同時に対処することを考慮し、同一の端末を使用すること及び十分な数量を確保すること
	で、共用によって重大事故等への対処に影響を及ぼさない設計とする。
	所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態
	で,化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者(立会人,公的機関から情報を入手
	した者等)が中央制御室の実施組織要員(実施責任者)に有毒ガスの発生を連絡する場合
	においても使用する。
	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話,統合原子力防災ネットワー
	ク IP-FAX,統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は,共通要
	因によって所外通信連絡設備の一般加入電話,一般携帯電話,衛星携帯電話及びファクシ
	ミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策所の緊急時対策建屋用
	発電機からの給電により使用することで、電気設備に対して多様性を有する設計とする。
	また,代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話,統合原子力防災ネッ
	トワーク IP-FAX, 統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は,
	共通要因によって所外通信連絡設備の一般加入電話,一般携帯電話,衛星携帯電話及びフ
	ァクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう,有線回線又は衛星回線によ
	る通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所外通信連絡設備の一
	般加入電話,一般携帯電話,衛星携帯電話及びファクシミリに対して通信方式の多様性を
	有する設計とする。
	代替通信連絡設備の代替通話系統は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング
	装置及び所内携帯電話と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう,所内通信連絡設
	備のページング装置及び所内携帯電話と異なる系統構成で使用することで、所内通信連絡
	設備のページング装置及び所内携帯電話に対して、独立性を有する設計とする。
	所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、フ
	ァクシミリ,所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ,放射線管理用計算機,環
	境中継サーバ,総合防災盤,所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話,
	統合原子力防災ネットワーク IP-FAX,統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム,一
	般加入電話,一般携帯電話,衛星携帯電話,ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデー
	タ伝送設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に
	対して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を
	行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。代替設備に
	より必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うことについて
	は、保安規定に定めて、管理する。
	代替通信連絡設備の可搬型通話装置,可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーバ
	(屋内用),可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は,共通要因
	によって所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電
L	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

変更前	変更後
	話,ファクシミリ,所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ,放射線管理用計算
	機,環境中継サーバ,総合防災盤,所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP
	電話,統合原子力防災ネットワーク IP-FAX,統合原子力防災ネットワーク TV 会議システ
	ム,一般加入電話,一般携帯電話,衛星携帯電話,ファクシミリ及び所外データ伝送設備
	のデータ伝送設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう,電気設備の制御建屋
	可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、緊急時対策所の
	緊急時対策建屋用発電機,充電池又は乾電池からの給電により使用することで,電気設備
	に対して多様性を有する設計とする。
	また、代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トラン
	シーバ(屋内用),可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は,共
	通要因によって所内通信連絡設備のページング装置,所内携帯電話,専用回線電話,一般
	加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理
	用計算機,環境中継サーバ,総合防災盤,所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワー
	ク IP 電話,統合原子力防災ネットワーク IP-FAX,統合原子力防災ネットワーク TV 会議シ
	ステム,一般加入電話,一般携帯電話,衛星携帯電話,ファクシミリ及び所外データ伝送
	設備のデータ伝送設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、有線回線、無線
	回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、
	所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファ
	クシミリ, 所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ, 放射線管理用計算機, 環境
	中継サーバ,総合防災盤,所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話,統
	合原子力防災ネットワーク IP-FAX, 統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム, 一般
	加入電話,一般携帯電話,衛星携帯電話,ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ
	伝送設備に対して通信方式の多様性を有する設計とする。
	代替通信連絡設備の可搬型通話装置,可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーバ
	(屋内用),可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は,共通要因
	によって所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電
	話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算
	機,環境中継サーバ,総合防災盤,所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP
	電話,統合原子力防災ネットワーク IP-FAX,統合原子力防災ネットワーク TV 会議システ
	ム,一般加入電話,一般携帯電話,衛星携帯電話,ファクシミリ及び所外データ伝送設備
	のデータ伝送設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、所内通信連絡設備
	のページング装置,所内携帯電話,専用回線電話,一般加入電話,ファクシミリ,所内デ
	ータ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合
	防災盤,所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話,統合原子力防災ネッ
	トワーク IP-FAX, 統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム, 一般加入電話, 一般携

変更前	変更後
	帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備が設置さ
	れる建屋から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに, 前処
	理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス
	固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋にも保管すること
	で位置的分散を図る設計とする。
	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液
	ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋内に保管す
	る場合は所内通信連絡設備のページング装置,所内携帯電話,専用回線電話,一般加入電
	話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算
	機,環境中継サーバ,総合防災盤,所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP
	電話,統合原子力防災ネットワーク IP-FAX,統合原子力防災ネットワーク TV 会議システ
	ム,一般加入電話,一般携帯電話,衛星携帯電話,ファクシミリ及び所外データ伝送設備
	のデータ伝送設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。
	代替通信連絡設備の代替通話系統は、重大事故等発生前(通常時)の分離された状態か
	ら可搬型通話装置の接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、
	他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。
	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話,統合原子力防災ネットワー
	ク IP-FAX,統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は,安全機
	能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する
	ことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。
	代替通信連絡設備の代替通話系統は、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所
	と通信連絡を行うために必要な系統として5つの建屋に2系統ずつを有する設計とする。
	所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及び
	ファクシミリは、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うため
	に必要な回線を所内通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。
	所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話,統合原子力防災ネットワー
	ク IP-FAX,統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム,一般加入電話,一般携帯電
	話,衛星携帯電話及びファクシミリは,再処理事業所外の通信連絡をする必要のある箇所
	と通信連絡を行うために必要な回線を所外通信連絡設備として2回線以上有する設計とす
	る。
	所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サー
	バ、総合防災盤、所外データ伝送設備のデータ伝送設備及び代替通信連絡設備のデータ伝
	送設備は、計測等を行ったパラメータを再処理事業所内外の必要な場所に必要なデータ量
	を伝送できる設計とするとともに、必要な個数としてそれぞれ1台を有する設計とする。
	MOX 燃料加工施設と共用する代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話,

変更前	変更後
	統合原子力防災ネットワーク IP-FAX 及び統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム
	は、同一の端末を使用する設計とするため、再処理事業所外等の通信連絡をする必要のあ
	る箇所と通信連絡をするために必要な回線として1回線以上を有する設計とする。
	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型通話装置の保有数は、必
	要数として 120 台,予備として故障時のバックアップを 120 台の合計 240 台以上を確保す
	る設計とする。
	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保
	有数は、必要数として7台、予備として故障時のバックアップを7台の合計14台以上を
	確保する設計とする。
	MOX 燃料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可
	搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として6台、予備として故障時のバックアッ
	プを 6 台の合計 12 台以上を確保する設計とする。
	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ(屋内用)
	の保有数は、必要数として8台、予備として故障時のバックアップを8台の合計16台以
	上を確保する設計とする。
	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保
	有数は,必要数として11台,予備として故障時のバックアップを11台の合計22台以上
	を確保する設計とする。
	MOX 燃料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可
	搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として 18 台、予備として故障時のバックア
	ップを 18 台の合計 36 台以上を確保する設計とする。
	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ(屋外用)
	の保有数は、必要数として39台、予備として故障時のバックアップを39台の合計78台
	以上を確保する設計とする。
	MOX 燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の
	可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックア
	ップを3台の合計6台以上を確保する設計とする。
	MOX 燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の
	可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックア
	ップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。
	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は,再処
	理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等への対処の際,同一の端末を使用する設
	計とする。
	代替通信連絡設備の代替通話系統,統合原子力防災ネットワーク IP 電話,統合原子力
	防災ネットワーク IP-FAX, 統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送

変 更 後
変更後 設備は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする 重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 所内通信連絡設備の専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP 下AX、統合原子力防災ネットワーク IP で表議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、所外データ伝送設備のデータ伝送設備、代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP 下AX、統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP 電話、原子力防災ネットワーク IP 電話、原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP 電話、原本の対域により表表である IP を選を表している。
より重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 代替通信連絡設備の可搬型通話装置,可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーバ
ない設計とする。 代替通信連絡設備の可搬型通話装置,可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーグ (屋内用),可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は,溢水量及 び化学薬品の漏えい量を考慮し,影響を受けない高さへの保管,被水防護,被液防護する 設計とする。 代替通信連絡設備の可搬型通話装置,可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーグ
(屋内用),可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は,内部発生

変更後
硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時
対策建屋,第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けな
い場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とす
る。
代替通信連絡設備の可搬型通話装置は、想定される重大事故等が発生した場合において
も設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所
を選定することで、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。
代替通信連絡設備の可搬型通話装置と代替通話系統との接続は、コネクタ接続に統一す
ることにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。
代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)にお
ける機器同士の接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に
現場での接続が可能な設計とする。
所内通信連絡設備のページング装置,所内携帯電話,専用回線電話,一般加入電話,フ
ァクシミリ,所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ,放射線管理用計算機,環
境中継サーバ,総合防災盤,所外通信連絡設備の一般加入電話,一般携帯電話,衛星携帯
電話、ファクシミリ、所外データ伝送設備のデータ伝送設備、代替通信連絡設備の統合原
子力防災ネットワーク IP 電話,統合原子力防災ネットワーク IP-FAX,統合原子力防災ネ
ットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は,通常時において,重大事故等への対
処に必要な機能を確認するため、性能及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機
能を健全に維持するため、取替え、保修等が可能な設計とする。
代替通信連絡設備の可搬型通話装置,可搬型衛星電話(屋内用),可搬型トランシーバ
(屋内用),可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は,通常時に
おいて、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、独立して機能、性能及び外観
の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保修等が可
能な設計とする。
_